

建設の實例は極めて僅少であり、田園郊外の施設を加へて見ても未だ劃然として共同生活の新形式が確立したとは言ひ難いかもれないが、都市村落の成長發達を放任するの不都合は世界的に確認せられた。文明國の立法行政は多數の共同生活の外形たる家屋の配列様式構造等に付て漸次嚴密なる規律を加へないものはない。初めは衛生保安交通等の公益上の必要からする建築の制限規律が、單に弊害防止の消極的能度に甘んじない様になり、積極的に將來に於ける人類共同生活の合理的な最も有利な生活様式を探究することが、最も進歩的な都市計畫の思想である。自分が市町村の構成を規律し改善するの行政と名づけるものは叙上の思想を實現せんとする行政施設の謂に外ならないのである。

六

エホバは生めよ殖えよ地に盈滿てよと人類の將來を祝福されたのであるが、人口の増加に伴つて土地の有限を歡ぜざるを得ない。就中都市に於ける土地の價格は土地所有を極めて困難ならしめた、土地價格の不廉は住宅供給に影響し家賃の昂騰となつて多數人類の生活を脅威する。住宅は家庭の基礎であり、之に依つて生活の安固福祉を享有することが出来る。故を以て獨逸國憲法第一百五十五

條第一項には『土地の分配及利用は國邦之を監督し、以て其の濫用を防ぎ且總ての獨逸人に健康なる住居を供し、總ての獨逸の家庭殊に多數の子ある家族に其の需要に應ずべき住居及家政を充すに足るべき家産を有せしむることを努むべし、將來制定すべき家産法に於ては特に出征軍人を顧慮すべし』と規定して居る。敗殘の後にも住宅政策に力を注ぎ家庭保護 Heimatschutz の施設に怠らない所は敬服するの外は無い。勞働者の爲にする小庭園運動 Kleingartenbewegung も亦此の點に於て注意べき施設である。ライプチヒに於ける大醫シユレーパー博士の名を冠するシユレーパー協會の運動 Schrebergartenbewegung から大都市郊外の到る所に菜園殖民地 Laubkolonien を見るに至つた。大自然と絶縁せられ、土に離れて農耕の途のない都市の下層階級に、郊外に小面積宛の菜園を坪貸しにして、休祭日毎に家族連れで農耕に努め自然の生活を爲すことを得しめる。遠州濱松附近の特志家織田利三郎翁一坪農業の主唱と菜園殖民地とは如何なる關係にあるかをしらないが、趣旨に於て通ずる所もあらう。千九百十二年六月十二日ダンチヒに菜園殖民地獨逸全國會議が開かれ、千九百十六年四月四日の命令には菜園貸地料最高額を決定し、千九百十七年十月十二日の聯邦上院命令は菜園借主を保護する規定を設けた。千九百十六年兵馬倥傯の間にも獨逸政府は小菜園に於ける野菜栽培に關する中央部を伯林に設けて小菜園事業の指導訓練に當らしめることとした。千九百

十九年七月三十一日には小庭園及小借地法が制定せられて小菜園運動は特殊の保護を受けるに至つた。同年十月一日小庭園主管廳 *Kleingärtenämter* の設置に關して政府は一般通牒を發して、大市町村に小庭園主管吏員の設置を獎勵勸告した。伯林に本部を有する獨逸勞動者及シュレーパー菜園中央聯合會は既に會員十五萬人に上り最近成立した獨逸小菜園聯盟中央聯合會 *Zentralverband der Kleingartenvereine Deutschlands* は聯盟數七百四十會員五萬を數へると云ふ。内務省參事官カイゼンベルグ博士が『大都市又は工業町村は今日小菜園貸付施設を缺ぐことを得ない。小菜園の貸付供給の施設は都市社會的施設の重要なものである』*Keine grossstädtischen oder industrielle Gemein de kann heute Kleingartenfürsorge entdren. Sie bildet eine der Hauptaufgaben sozialen Betätigung der Gemeinde* と云つて居るのは大に味ふべき言葉である。

七

『勞動者は祖國を有しない』と云ふ共產黨宣言の一句は祖國を有せざることを欲するの意ではなし、又祖國あるべからずと云ふのではない。現代經濟生活の壓迫の下に家庭を作るを得ず、祖國に感謝信頼するの念を有せずとの事實を告白した悲痛なる言葉である。國亡びて民族存し到る所に迫害せ

られて居る猶太民族にもバレスチイナの故國を恢復せんとするシオン運動は如何に郷土祖國に對する人間至情の深いかを示すのである。倉廩充ちて榮辱を知り衣食足つて禮節を知ると云ふ。黎民飢えず寒からずして未だ王たらざるは之あらざるなりと云ふ。社會組織の根本を震撼せんとし、國家社會を呪咀するの危險思想はプロレタリアに對する安住の家庭保護の施設を以てするに非ざれば救済し得ないのである。勞資の争闘は避くべからざるにもせよ英國勞働黨の前保健大臣ホエトリの所謂『階級闘争の赤十字事業』たる住宅政策に依つて争闘の惨害と犠牲を輕減することは行政當路の重要な任勞であると思ふ。社會組織の現状維持を必要とする保守的分子も右の如き諸施設に直に賛同し得る筈である。人口増加の著しい趨勢に對し、社會文化の顯著なる進歩發達に依りて、現在の市町村の有形的構成は、鐵道軌道道路運河港灣上下水道公園市場墓地の諸施設を遂行して大改造を加ふるの急務を刻々に増加する。有限の地上に如何にして最も合理的に最も有利に多數の人々に満足すべき安住の道と與へることが出来るか、住民の實生活に密接なる各種公共施設を如何に完成して安易快適なる生活を爲すを得しむるか、最も有意義にして緊要なる當面の地方自治行政の任務であると思はれる。

八

多数共同生活の形式構成を規律し改善するの行政の問題は、都市計画法市街地建築物法道路法水道條例下水道法地方鐵道法軌道法等の領域に亘つて論究するを順序とするのであるが、茲には論及するの邊がない。一應の總括的考察を纏めるに際して内務當局の自治觀念に付て苦言を呈する必要がある。内務當局は盛に國の行政國の機關なるもの、範圍を擴張せんとする。複雑なる行政關係法律關係を説明するに國の行政國の機關と云ふ語を用ゐれば一切の事柄が解決されたかの如くに考へて居る。道路は國の營造物である、道路管理の行政は國の行政である、地方自治體は之に關する經費負擔の任に當るに過ぎないと云ふのは内務當局常套の説明である。都市計畫行政亦内務當局は之を國の行政なることを不動の眞理なりと考へて居る。水道條例下水道法の關係に於ては市町村の營造物なりと説明し得るに拘らず、一度都市計畫事業として上下水道を施設する場合は自治行政に非ずして國の行政となることは内務當局は自明當然なりと考へて居る。一體都市計畫とは「交通衛生保安經濟等に關し永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進する爲の重要施設の計畫」であるから、若しも内務當局の解する如くに都市計畫行政が國の行政であるならば、都市計畫法の適用ある

都市は自治權の重要な部分を侵害せられ、重要ならざる一時的なる施設を任務することとなる。即我が國の各都市行政の概ね然るが如くに單に眼前一時の輕易なる事務を處理すればよいので、永久的の重要施設は都市行政の關する所に非ずと見てよいのである。此の如き中央當局の態度が自治行政の根本義に背戻し自治行政の發達に大害を及ぼすことは言を俟たない。自治行政の本義を忘るゝ中央當局を有することは誠に皮肉なる事實であつて、時代錯誤前世記の遺物たる舊式固陋の頭腦が累々として所在に蠢動して居ることは、行政の改善發達の爲遺憾に堪へないのである。國法は毫も國の行政國の機關なりと規定しては居らない。而も國費を以て國の官吏に依つて處理する純粹なる國の行政とは内容に於ても形式に於ても明確なる區別がある。或種の權限に付て府縣會市町村會の議決を経ないと云ふことが直に國の行政たる所以ではない。都市計畫及都市計畫事業の議決機關として府縣會市町村會の外に都市計畫委員會を置き政府の任命に係る委員を以て組織するからと云つて、其の機關が國の機關となり其の行政が國の行政となるべき必然の關係はない。自治の本旨に副はざる法制もあらう、不備缺陷もあらう、唯解釋説明の便宜に出でた概念構成の幼稚拙劣貧弱の結果が不當に自治行政自治權の範圍を局限し、狹隘にして地方公共の事務の本質を誤解し、自治行政の中樞機關たる内務當局が自治の本義を諒解せざるが如き嫌あるは、誠に慨歎に堪えないのであ

る。

六 市廳を有せざる我國都市

一

我國の地方自治の最大缺陷は何であるかと申せば、市町村と市町村民との關係が單に事務的な關係に止まる事であると申しませう。箇人と箇人との間でも單に法律的な事務的な關係に止まる間は、到底十分なる親密愛着の情は起らないと同様に、市町村と市町村民との關係が我國の如く法律的な事務的な關係に止まるものは、自治共同の思想や市を愛するの感情は到底發達しないのであります。此の事を辨へないで幾ら地方改良に自治の觀念に百萬遍を唱へた所で、何の役にも立たないのであります。口先で如何程の理論を述べ、歐米學者の受賞をした所で、現實東京市の内外に住む者は、内務省の當局官吏自身ですらも、一向東京市に對し、郊外町村に對し何等の愛着の念何等の公共心が起らないのが當然であります。我々の實生活と餘りに交渉が薄いからであります。我々が萬一市役所町村役場に出かける必要があれば、夫は何の爲でありますか、好ましからぬ併し止むを得ない法律的な事務的な仕事の爲であります。其の上に受附氏や市町村吏員が無智無理解で手つ

取り早く片着かないとすると、我々の市町村に對する感情は益々荒まざるを得ない次第であります。我自治政の現在に於て暖かい感じで市廳を眺め、之を眞に我々の共同のホームと考へるには、我自治政に對する當局の頭を改造し、市役所を改めて市廳とすることが必要であります。我國には市役所はある、市廳は一も存しないのであります。

二

我々の實生活が市町村の公共事務と分離するを得ない、死生苦樂を共にすると云ふ程度となれば、市町村に對する我々の感じは自然變らざるを得ないのであります。非常の事變に際しては、食糧の配當に被服住居の供給に市町村の盡すことは固より多いのであります。歐洲大戰に際し交戦各國市町村の住民の爲に盡し、死生を共にする迄の活動は涙ぐましいものがあります。就中リエージュ破れブリュッセル潰えアンヅェルの死守の如き、眞に市廳が市民の中心となり、生命財産其の他一切の利害を引受けて最善を盡した所などは、悉く之れ感激の原因たらざるはありませぬ。此の如くして市を愛するの心は自然に起らざるを得ないのであります。震災當時に於ては我市町村も亦相當の活動をしたのでありますが、如何なるものか未だ遺憾なく市町村住民の感謝信頼の目標となること

出来ません。甚しきは偏頗の處置ありと疑はれ、不正私壇の行動すらも指摘されるのであります。非常事變に臨み人の生死に關する事件に對して、當局吏員の活動に遺憾なる所があり、況んや其の動機に批議すべき所あるが如きは、固より論外の事で、此の如くして市町村を愛し又は信賴すべき感情の起らないのは寧ろ當然であります。

三

人生に於て歡びを共にすることが、どれ程重要であるか、どれ程箇人の生活にも之が親しみを深くする所以であるかを考へますと、自治政の中から歡樂の分子を一掃して、自治政を法律的な事務的な無味乾燥な領域に押し入れてしまつた我當局者の失策を痛撃せざるを得ません。昔は村芝居を催したこともあり、鎮守のお祭は町村擧つての祭りであつたのであります。盆踊りも亦娛樂の少ない農村では、指折りの重要な年中行事であつたのであります。或は之を不法の事なりとして禁止し、或は町村公費と爲すべからずとし或は協議費として施行することすらも監督官廳は壓迫せんとしました。此の如くして共同緝睦を唱へ農村振興を唱へた所で、何等の實效なきは當然であります。

四

巴里には市長主催の大舞踏會が市廳で催されることが少くありません。倫敦の區廳にも舞踏會の催ほしが頻々とあるのであります。秋の獨逸の各都市のメッセの大賑はひや收穫祝ひやには市廳が中心となつて活躍します。市營の水泳場は最早冷氣を覺える頃までも、市民競泳を催ほして日曜を愉快に送る所も我々の忘れ得ない所であります。音樂の催ほしに至つては申すに及びません。市廳の地下室で家族連れで夕食をして居る市民も御座います。結婚披露の宴も催ほすことが出来ます。壯嚴なる民事結婚の式場を備へた市廳も御座います。市廳の内部は一定の時間に縦覧自在であるのが普通であります。稀代の名畫彫刻を列べた市廳の廣間、市の重要な事件の記念が市廳を參觀するものにどれ丈けの印象を與へるでありませう。此の如くして初めて市廳は我々市民共同のホームと云ふことが來ます。單に事務的なイヤな役目を果す所でなくなりません。

五

南獨バリアの首都ミュンヘンは藝術の都と稱せられて、芳醇なミュンヘンビールは味はひは遊

子の長く忘れ得ない所であります。カトリックの信仰牢として抜き難いので市の中央部は南獨寺院建築史上一時期を劃すと稱せられるサンミケール寺院と、ゴチック式のフラウエン寺院とが聳え立つてミュンヘンを象徴して居ります、其の程近い所にマリエン廣場を前にして新市廳が立つて居る。市廳正面の高塔の大時計の装置の下には人形が取り付けてあつて、午前十一時午後九時の二回妙な樂の音に連れて、此の人形が踊る仕懸になつて居ります、人形の踊りはミュンヘンの歴史に在る重要な事柄を仕組んだものださうです。誰でも入場料を拂つて市廳の高塔に登つて、市内市外遙にはアルプスの眺めを恣にする事が出來ます、アルプスの美しく見える時は市廳の高塔に國旗を掲げてあるので御座います。

六

ハンノーバーの市廳は大戦直前千九百十三年六月二十日カイゼル臨場して開廳式を開いたもので起工式は千九百三年六月二十日に舉行したのでありますから、正に十年の歳月を要した次第であります。人口三十二萬接続したリンデンを合せて四十萬の市廳としては宏壯無比で、獨逸ルネッサンスの建築巍然として建つて居ります。長さ十六間幅十一間高さ十六間の中央大廣間や大小幾多の儀

容の爲の間取りは單に日常の事務室に充てる室の坪數を超えて居らうかと思はれる、獨逸人には市廳とは市役所に非すと考へられるのであります。市廳前面の廣庭や後方マツシユ公園の池に臨んだ環境の風致亦市廳に對する感じを壯嚴にするかと思はれます。

コッペンハーゲンの市廳は千九百五年開廳式を擧げた新式のものであります、總工費二百六十六萬圓、前面三十六間奥行六十五間、中央の大宴會場事務室以外の壯麗な各室は入場料を徴して縦覽を許して居ります。

七

倫敦市廳の古色蒼然たる建物は餘り見榮えはしないのでありますが、英人の自由憲政自治の歴史をさながらに現代に示すものとして、誇るべき紀念であると謂つて居ります。或は大憲章の争ひに或は權利請願に或はクロムウエルに或は名譽革命に、英國の重要な史實の大半は市廳の歴史に織り込まれて居ると彼等は勿體をつけます。倫敦市として人口は二萬に過ぎない猫額の地域を尙大倫敦の中心の一公共團體として、數百年の自治の傳統歴史を無二の尊といものとして維持して行く氣持には相當尊敬しなければなりません。

新時代の大倫敦に關する自治行政はカウンチーカウンシルの活動する所でありませんが、カウンシルは從來ホワイトホルルの諸官廳の續きに廳舎を持つて居つたのでありますが、近年テームス河畔ウエスミンスター橋をハスカイにして國會議事堂と向ひ合つて宏壯な建築を致しました。ゴシックの國會議事堂は倫敦名物の重要なるものでありますが、カウンチーホルルのルネッサンス式の建物も亦之に對して遊子の感興を惹くことが多いと思ひます。彼が國政を料理すれば此は七百萬大倫敦の市政を運用する、彼がテームスの西北にブルジョアの爲の政治を任とすれば之は東南のブロータリアの爲に氣焔を擧げる。憲政の範を世界に示すと彼が任すれば、此は進歩した自治施設は自分の任務なりとする。固より單なる刀筆の事務室たるに止まらない、自治體と住民との關係は勿論單なる事務的・法律的の關係に止まるとは考へないのであります。

八

ウールワースの高さには一籌を輸するとも、紐育の凌雲閣摩天樓の市街の中に、巖丈なる市廳の建物は大小高低様々の建物を威壓する如く、中心となつて立つて居ります。伏して本廳舎往年タマニー派が總工費二千四百萬圓を要したと虚構して、公金を盗んで犯罪の跡歴々たる裁判所廳舎など

は蟻の様に小さく見える。紐育の市廳としては其の體を得て居るかと思はれます、二十四階高さ五百六十呎一時ありと申します。

諸君若し太平洋を超えて金門海峡を経て桑港に入り、甲板の上から遙に桑港市街を眺めるならば、シビックセンターの宏壯なる建築物が一眸の中に入ることゝ存じます。廣庭を中にして市廳舎と公會堂と圖書館と桑港市街の中心は茲に在りと計り立つて居るのであります、何れも先年地震の後に建築したものであります。諸君若し背面に向を變へて桑港の對岸を眺めると、オークランドの市廳巍然として高く聳えて市の中心を形づくつて、一切の櫛比する家屋の上に君臨するが如き感あるを覺えるであります。姑らく市政の内容如何は之を措き、少くとも紐育や桑港やオークランドや其の他の米國の都市の市廳の建物は形の上に於て市の中心となり統御者となつて居るのであります。

九

近時東京市は憲兵司令部の所を市役所敷地として建築するの計畫があると傳へます、宮城の廣場に近く大手門の前に接し、一路日本橋に向ふ憲兵司令部の所は場所として推稱すべき價値が十分に

あるかと思はれますか、單純なる事務所市役所としてならば或は足るかも知れませぬが、市廳として將來大東京を治める中心としては夫丈では甚だ物足りないのです。尺寸の空地も廣場も餘裕を置き得ないが如きは満足し得ない所であります。内務省敷地に亘り道路を取り入れて、或は道路は市廳の中を通じ、或は市廳の横を通ずる様にして、始めて満足すべき敷地が得られませうか。新築する廳舎は固より單なる市役所であつてはなりません、市民の殿堂たることを必要とします、市民共同のホームたることを必要とします。市の公式の一切の儀式を舉行し得るものでなくてはなりません、市廳の中へ行幸啓を仰ぎ得るやうの設計でなくては満足が出来ませぬ。市廳は作らず市役所にて足りりとする短見者流は恐らくば長く我市政の進歩を阻害し市民の幸福を損ふものであらうと思はれます。

第四章 調査と報告書

一 英國の市町村はどんな事をして居るか

一

地方自治は立憲政治の基礎であります。我國の中央政治が、憲政の祖國英國の中央政治に倣ふべき所が多々ある様に、我國の地方自治は、心を虚うして英國の地方自治に學ぶ必要があります。他山の石採つて以て我家の玉を磨くべく、彼の長を採つて、私の短を補ふことは、當路者の須臾も怠るべからざる所であります。此の立場から、私は茲に赤裸々に有の儘に英國地方自治體の活動を窺ふが爲に、最近一箇月間(大正十三年八月)の週刊英國市町村雜誌(The Municipal Journal and Public Works Engineer)の記事から各方面の事業を拾つて見ることに致しました。

二

先づ第一に顯著なる事實は、英國の市町村が娛樂機關又は保養慰安の施設に餘程力を入れて居る

ことであります。バイドフォード(人口九千)は露天水泳場設備の新設の計畫中である。リッチモンドはパークショットに在る既設浴場を擴張して二十二の家族浴場を増設する計畫中で、之に要する工費四萬九千五百圓の起債手續中である。ワンヅワース市營浴場の婦人入浴者は千九百十三年度には七千五百二十八人であつたが、千九百二十二年度には三萬三千四百四十八人に増加して、設備が不足であるので二萬千圓の豫算を以て、浴槽十二箇の増設計畫中である。タイヴロトンの出身のパーミンガム市會及パーミンガム救貧局のターナー氏は一萬圓をタイヴロトン町に寄附した。同町は此の寄附金と一般財源とを以て、豫算二萬四千圓の水泳場を新設することに決した。此等の浴場水泳場の施設は、未だ娛樂施設と云ひ得ないのでありますが、次に述べるものゝ如きは、娛樂的分子が非常に濃厚であります。マルドンと云ふ人口六千の小港は、臨時町會を開いて町營の水祭りを八月に實行するか否かを討議した。其の結果運動場や遊歩道を水祭り場として、八月十四日に開催する。外來者から入場料を徴收すれば、一切の經費を償つて餘りある見込だと云ふ町長の説明を聞いて町會は異議なく水祭り實行の件を可決した。エドモントン町會は八月以降秋冬の内に期日を定めて上等水泳場に特にダンス用の床を拵へて、ダンスを舉行することに決した。夏の間は公園でダンスを舉行するのである。英國でも、獨佛大陸でも、市廳や町役場が主催してダンスを開催することは極めて多いの

です。我當局者の如く、鎮守の祭りを町村の事業と爲すべからずとし、盆踊りを壓迫し、神社祭典費を公費から峻拒して協議費支辨とする。我地方自治から、緝陸遊戯の分子を絶滅させて、農村衰廢の一因を醸成して悟らないが如きは、地方自治の本旨を辨へざるものであると申すべきであります。

三

衣食足つて禮節を知ると申します。公共の必要に應ずる施設を爲して、其の上で娛樂休養慰安の施設に進むことが出来る。我地方自治は、最少限度の義務施設に追はれ勝ちである。我地方自治に娛樂休養慰安の施設が皆無であるのは未だ最少限度の公共施設すら出來て居ない當然の結果であるとも考へられます。此の見方の是非は姑く置きまして、尙英國市町村の施設を見ますと、娛樂休養慰安の施設が各方面に亘つて居ることを發見します。人口四萬のチェスター市には一周一哩の競馬場があつて、毎年五月全國の注視の的となるのでありますが、市は競馬場収入の八分の一と觀覽席賃料とで、本年三萬千九百五十圓の收入を得た。グリーンウィッチの中央圖書館では七月中民政資料の展覽會を開いた。マンチェスターは、元國立病院の敷地跡に美術館博物館を建設し、其の環境一帯を、一遊園地とする計畫で其の設計を懸賞で募集して居る。トウイッケナムは、最近七萬圓を投

じて購入したヨークハウスを改築し、其の附近地を遊園地とするに付、建築技術者の意見を求めて居る。尚同町は二萬圓を起債して、ミュレー公園内の乗馬學校を改築修繕して、公會堂に變更し様として居る。人口十二萬のダービー市は二千七百六十圓を投じて八隻の貸ボートと、四隻の獨木舟を購入して、公園内の池に備付けた。同市は貸ボート經營で總額千八百八十圓の利益を擧げた。リバープール市會では日曜日の夕方公園に奏樂するの案が三十三票對七十票の多數で否決された。人口六萬の日曜遊樂地ヤーマウス市では最近ゴールストンの新奏樂堂が落成した。工費五萬圓であつて芝生、花壇、遊歩道、聽衆座席が附屬して居る。座席は七百人分で、外に芝生に四百人分の椅子を置ける様になつて居る。市營で奏樂堂を作り時々或は有料、或は無料で奏樂することは、我國でも漸次流行する様にならう。貸ボートの經營の如きも好成绩を擧げることが、敢て困難ではあるまい。體育競技に對し、内務省文部省が競争的に注意して來社會一般に力を入れる様になつて來た以上、之に關する施設が、地方公共事務の範疇に屬することは、頑冥なる當局者と雖、少しは理解して來たらうと思はれます。避暑地避寒地への殺到、日曜休日毎の遠出散策、日がへりの旅、又は一二泊の保養は世界的の流行であります。其の可否得失は別として、既に無數の人々が保養地其の他郊外への殺到する以上は、之に對應する公共施設を講ずることは、公共團體當然の職務であります

從來何等此の方面の施設を見ないのは新時代の要求に盲目なるものと謂はねばなりません。

四

市町村と私共の生活との關係が、從來の如く、單に法律的事務的である間は、到底私共に市町村を愛する心は、起り得ないのであります。箇人同志でも、事務的法律的の關係に止まるものは、親密になり得ないのであります。喜びも、悲しみも、生も死も共にする様であつてこそ、離るべからざる關係を生ずるのであります。娛樂休養の各種施設は、此の點から見ても市町村と私共との關係を密接にするものであります。英國の片田舎の或る村では、役場に活動寫眞館を附設して農村娛樂機關の施設をすることに付て、調査を始めたと申します。我國でも村芝居は、古來公共の施設として實行せられたのであります。眞に農村振興に意を用ゐるの士は、從來の誤れる地方自治の思想を根柢から考へ直して、農村生活に文化生活を輸入し、健全なる純娛樂施設（民力涵養や貯蓄獎勵の活動寫眞の類は眞平御免である）純粹な興味中心の娛樂の普及發達に意を用ゐ、而も之が地方自治行政の重要な任務の一であることを自覺することが必要であります。

五

一般の事業が発達して居ることは、申す迄もありません。ブライトンには、人口十七萬海岸保養地の隨一であるが、市參事會員スタンブールド氏からプレストン邸宅の寄附を受けたので、別に五萬圓を投じて附近の土地五千坪を購入した。エデンバラでは街路上の架空電線を地下線に變更させる方針を決定し、尙將來は一切の架空線を認許しないこととした。

エキンター市は、交通頻繁なハイストリート街の電車軌道を複線とする意向であるが、沿道居住者の三分の一以上が之に不同意であるので、特に交通大臣の許可を得て複線敷設を断行しやうとして居る。グラスゴーは三百八十二萬千五百圓の工費を以て塵芥焼却場を設置し其の火力で發電するの計畫を立てた。ライセスター市は、下水施設の擴張事業に付、六百三十萬圓の起債の許可を得て借入交渉中である。ウエストンシュバリーアは、人口二萬三千の海岸保養地であるが、町の美觀を増す爲グレンワリス灣を區劃して、一部を湖水として其の前面を模範的なるヨット快走場とする計畫である。人口一萬五千のカウス町は、十九萬五千圓の工費で海岸遊歩道を新設する計畫を立て之に對して失業救護資金から、補助金を受け様として申請中である。シュツフィールド市は、工費

三百五十萬圓を以て公會堂の建築をすることに決定した。公會堂使用料の収入が年額五萬圓に上る見込である。其の他同様の事業は多くありますが省略します。

六

二三の興味ある活動振りを紹介しますと、チエスター市會は、市立學校に於て性教育を興へることとは、市立學校教員の職務であるか否かに付て、討議の末、可否同數に分れ市長の裁決權で職務でないこと決定した。ヒンダーウエル町會は財政極めて窮迫を來したので、俸給々料を除く以外の支拂は一時見合すこととした。福島縣の某町村は、小學校教員俸給の支拂までも出来なかつたと云ふが、ヒンダーウエル町は俸給丈は兎も角、支拂ふのであります。炭坑カーヂフでは坑夫が不潔な作業服の儘で電車に乗るので一般の乗客に迷惑を及ぼすと云ふ陳情が市の電車委員會に提出された。市長ジュキンス氏は之に對して不潔な作業服を着た坑夫は電車の二階にのみ乗らしめる案を出した市長の意見の通實行することに決定した。が成るべく圓滿に實行する爲坑夫組合の書記長を通じて出来るだけ坑夫は電車の二階に乗車する様に求めることになつた。

二 英國市町村の模範的事務報告書

一

受任者は委任者の請求あるときは何時にても委任事務處理の状況を報告することを要します。(民法六四五條) 株式會社の取締役は營業報告書を定時株主總會に提出して其承認を求めるときを要します。(商法一九二條) 市町村の事務は市町村住民全體の公共の利福を増進する爲にすることを要しますから、市町村事務の成績如何は市町村住民に重大なる利害關係を有するのであります。夫で市制一三三條、町村制一三三條は豫算を市町村會に提出するときは市町村長は併せて事務報告書を提出すべしと規定して居ります。市町村行政の實況を明細に適確に報告し多數の人々の諒解を得て、仍つて以て當局者と共に力を合せて市町村事務の進捗改善を圖ることは、市町村行政改善の根本であります。随つて事務報告の改善は地方自治の振興を念とするものゝ看過すべからざる所であると存じます。

二

然るに帝國の實際はお話にならぬ有様であつて、系統もなければ連絡もない、殆ど無意義に近い統計數字を列ねて事務を報告したりして居ります。眞に市町村長が市町村住民に對して、既往一年間の市町村行政の状況を報告すると云ひ得るものは、一萬有餘の市町村中殆ど皆無に近いと斷言して大過ないと存じます。市町村の當局者も監督官廳も、市町村會の人々も世間一般も、亦形式一片の事務報告を當然視して怪みません、之は事務報告の意義必要を全然忘却して居るのであります。洵に地方自治行政の振興發達の上に遺憾な事でありますので、私は此の機會に於て歐米地方自治體の事務報告の實例二三を紹介して諸君の御参考に供したいと思ひます。

三

上海の市政は各國居留民が委員を選出して運用して居りますが、我國からも委員が出て居ります。上海の日本人旅館へ行くとき行政委員會の上海市政報告書が毎年三卷數百頁の紙幅で市稅納稅者に對し市政の委曲を詳細に報告する印刷物が備付けてある。我國の大小を問はず市町村事務報告は探しても手に入れ難いのですが、上海では容易に旅行者にも手に入れ得るのであります。伯林は敗戦後の事務の混亂の間に拘らず、早く『世界大戦中に於ける伯林市五年間の活動』と題する浩瀚な書物

が市の記録吏員に依つて公刊されて居ります。倫敦市政報告の詳密な事は驚くべき程です。米國の都市の特許状には年々報告書を市會に提出すべしと規定してありまして、數百頁の詳細なる記述に依つて最近一年間の市政の状況は手に取る如く明になつて居ります。而も漫遊の一外人が容易に手にし目にすることを得るのであります。

四

倫敦カウンチーカウンシルの經營する電車は東京大阪と同様ラッシュアワーには随分雑沓するのがありますが、私は滯英中テーム河畔ヴィクトリア・エンバンクメントの一停留場に貼出してある掲示を見て感心したのであります。茲にデモクラシーの眞義があるかと思つたのであります。夫には市營電車は平常何臺であつて一時間何萬人を輸送する。ラッシュアワーには之を何臺に増加して何萬人を輸送する。前年々々から乗車人員は累年如何に増加して來るか、之に對し現在設備の全能力を發揮し最善を盡して居ると云ふ趣が一讀明瞭になる。混雜する停留場で幾臺と待ち合せて幾らか市當局の無能呼ばはりをした氣持になつて居ると、此の説明に依つて恕してやる氣になるのであります。私營の地下鐵道にも同様な貼紙がある。英國中に最多額の納税をする者は地下鐵道

會社であつて、年額何百萬圓中幾何は市税、幾何は所得税、幾何は何々と書いてある。又地下鐵道は何年から開業し、逐年馬車を驅逐し輸送人員が累年斯々の増加をして來たと説明して居ります。或は従業者は何人、賃銀年額何百萬圓、眞夜中でも何人は徹夜作業をして居る、又使用電力は幾何と云ふ様な説明もある。各驛の大エレベーターの一昇降に要する經費は何片である、其の内譯は減損補填賃銀電力幾何と謂ふ類の説明も私の忘れ得ない所であります。

五

最近英國炭坑市カーデフ（人口二十一萬九千人）の收入役ジョン・オールコック氏の同市會に提出した財務報告書は、極めて通俗的分り易く市の財政狀況が説明してあつて、事務報告に一新機軸を出したものだとあつて大に市會の満足を得て、昨大正十三年十二月八日同市會は之を印刷に附して廣く市民に頒布することに致しました。カーデフ附近の南部ウェールズや英蘭西部諸縣の地方新聞も一齊に、オールコック氏の簡明にして通俗的なる市財政説明を賞揚し、各市町村當局者は宜しくオールコック氏の例に倣ふべしと論じて居ると云ふ事です。其の説明振はごうであるか、英國市町村雜誌の記事に従つて其の要領を摘記しようと思ひます。

六

一體貴衆兩院の論客選良の中にも豫算通、財政通は中々求め難いのでありまして、財政數字を活かして而も分り易く市民國民に説明することは難事の中の難事であります。併し財政は國政市政の最も重要な事柄であります。一般國民市民の求むる數字は決して單なる總額や積算單位ではないので、要點を具へた活きた數字であればよいのです。オールコック氏の規つた所はその要點であつて、例之カーヂ市は駄馬係を置いて駄馬八十頭を所有して居る。所で此の駄馬は市中の汚物塵芥の運搬に使用するのであるが、其の經費は厩舎維持費、減損補填仔馬費其の他諸經費を合して一時間三志一片（一圓五十四錢）である。（之を市中の荷馬車雇上代と比較すれば市のやり方の損得は直に判斷することが出来る）。所で市は其の他の事業につき荷馬車會社に請負せて支拂ふ額が、年額十六萬三千九百七十圓であると云ふ調子に説明して居ります。

七

カーヂ市會の任命する徵稅吏員は市稅と救貧稅を合せて徵收する。其の徵稅額は一般市費四、

五九二、三〇〇圓、教育費二、五五三、八三〇圓、救貧諸費二、〇二二、五四〇圓、徵稅費六三、〇〇〇圓である。一般市費は教育と公營事業以外の一切の市行政の費用であつて、道路維持費、下水汚物掃除、街路照明、市廳、裁判所、市場、司法、行政、衛生費、療養所、兒童保護、公園、警察、消防等の費用である。次に國庫補助金の収入は三四五、八六四圓三二錢あつて、貧困精神病者監護費、救貧事務員費、衛生吏員費及び警察職員の俸給、被服費に對する補助である。新に街路を開設した場合には、市は新設費の全部を沿道土地所有者に負擔せしめる。其の以後の街路維持費は一般市稅で支辨する。既往一箇年中市の舊市街に於ける街路新設費十二萬七百三十圓、新編入區域に於ける街路新設費十九萬九千九百三十圓であつて、兩者とも將來沿道土地所有者から市に償還せしむべきものである。

八

次に報告書は市債を明快に説明して居る。市は永久的の投資的支出に充つる爲市債を起すのであつて、從來の起債總額は教育費と公營事業起債を除いて二千八百三十四萬五千七百十圓に上る。市債に就ては其の償還條件を嚴格に遵守して減債基金を積立てる。減債基金の現在額千四百三十八萬五

百三十圓であるから、市債現在額は千三百九十六萬五千八百八十圓である。右の如き起債に依る施設經營に依つて始めて現代都市としてのカーヂフ市の今日あるを致したのであると説明してある。

九

市營電車事業の爲投下した資金總額は七百二十五萬六千五百六十圓である。投下資金は公營事業の中心眼目である。市營以來減債基金を蓄積し其の額三、八〇一、六三〇圓になつて居るので、市債殘額従つて未償却資金は三、四五四、九三〇圓である。即投下資金の五割二分三厘九毛は既に償却済である。乗車料収入は二、七六四、一八〇圓で一走行哩當平均八十八錢一厘である。貨物収入八、六七〇圓、電車内廣告料収入三二、〇〇〇圓、雜收入四、五五〇圓、收入總計二、八〇九、四〇〇圓、一走行哩當八十九錢五厘である。營業費は二、〇二〇、六六〇圓で一走行哩當六十四錢三厘である。市債償還減債基金資金利子、所得税等の支出額三九五、六〇〇圓、一走行哩當十二錢六厘である。差引純益三九三、一四〇圓、一走行哩當十二錢五厘である。乗車人員四千百十二萬三千二百八十人であつたが、前年の乗車人員は三千九百六十三萬五千五百六十人であつたと書いて居る。市電經營成績如何は一目瞭然と云つてよい。

次は電力供給事業であるが、千八百九十一年カーヂフ電燈規則に基づいて、大正十三年三月三十一日迄に支出した資本總額千九十一萬八百二十圓である。大正十三年中二三、八五四、一三六單位の電力を一萬八百二十二人の消費者に供給し、其の料金収入二、一二〇、二一〇圓である。メトリル貸付料其他の雜收入五二、〇四〇圓、計收入總額二、一七二、二五〇圓である。營業費九九五、四六〇圓、市債償還、所得税等の支出六四九、五八〇圓、資本勘定に支出したる額二二、三八〇圓、差引收入超過五〇四、八三〇圓である。此の内から本事業經濟から一般會計に繰入れて市税の輕減に充てた額は六四、七〇〇圓である。

水道事業に就ては次の様に説明してある。大正十三年三月三十一日の資本勘定の支出總額二千二百九十五萬千四百十圓であつて、内百八十一萬七千二百圓は大正十三年度中の事業である。其の主要項目はリノンウエナルト貯水池八一五、七五〇圓、カントレフ濾過池一七六、二〇〇圓、カントレフ貯水池よりラニシエン貯水池に至る第二送水管六三、二九七〇圓、配水管及給水管一九二、二八〇圓である。給水料収入一、六八五、二九〇圓、貸地料其他雜收入四七、〇五〇圓、計收入總額一、七三二、

三四〇圓である。水源貯水配給費、配給水管修繕費、水道用地に對する租税及び事務費等の支出總額七〇五、四三〇圓である。市債費一、〇九九、二四〇圓總計一、八〇四、六七〇圓である。差引收入不足は一般市税を繰入れ充當する。水道使用者五萬三千五百人である。

一一

住宅供給施設及び教育施設に關する詳細なる説明は市町村雜誌は引用して居らないから省略する。唯小住宅獲得法に依つて市は既建築小住宅を購入し、又は小住宅を建築して之に住居する者に資金を供給する權限を有する。同法に依つてカーヂフ市が資金を供給した額は一五三、九五〇圓、家屋數二十八である。初等教育費三百九十二萬二千十圓、高等教育費百四十三萬四百三十圓の内容も詳細に説明してあると云ふ。尙オールコック氏の報告書には純市債内譯表、市債財産表及び累年市税表が附してある。報告書に依つてカーヂフ市民は市の公營事業を合せた一切の収入額四千二百六十二萬五千六百六十圓の巨額に上ることや、又市の雇傭する勞働者に支給する賃銀が年額六百六十五萬圓に達することを知つて感心するだらうと市町村雜誌は結んで居ります。

一二

扱て以上の簡単な數字に依つて英國ウエールズの炭坑市カーヂフの市政の要點は髣髴として揣摩することが出來ます。法制や事情を異にする未見の英國の一都市の市政が活々として明確に出來るに反して、翻つて我國大小都市の行政の實際を知らうとすると殆ど絶望するの外はありません。私は曾て倫敦、巴里伯林の市債狀況を調査して一目瞭然其の要旨を會得することが出來ましたが、内務省に於て復興局に於て官の有する最善の便宜の地位にあつて、官廳の權限を利用して而も東京市債、横濱市債の狀況の要領を得難さに焦々せざるを得ませんでした。市町村當局者も監督官廳も、市町村の行政自體を十分に理解し之を系統的に整理し説明するの用意に於て甚しく缺けて居るのであります。市町村行政及び財政の現状を十分に明にしないでは、到底市町村行政の改善進歩は望み難いのであります。將來ある有爲の市町村當局者に、地方當局者に、私は特に市町村行政の現實に目覺めて英國市町村事務報告の實例に學ぶ所あらんことを切望するもので御座います。

三 井上博士の遺風を偲びつゝ

一

形式的な餘りに形式的な、法律論理に累せられる我國の地方行政は不幸なる哉と今更ながらに歎息せざるを得ません。創意を尊ぶことを知らず、古今東西の事蹟を目のあたりに直視して生きたる施設を講ずることを知らず、抽象的な形式論議に日を送る當局者の態度は、私の痛撃止む能はざる所であります。我自治行政の進歩發達を阻碍する者は中央當局の此の誤まれる頭腦の所有者でありませう。私は現在及將來の中央當局者に諸君日常の執務が、我地方自治の振興發展に何の貢獻する所あるかを深く熟慮せられんことを要望する。諸君の賢明を以てして地方行政に對する我中央當局の態度に一大改善を加へるに非ざれば、其の本然の職責に背戾することを自覺せられないと云ふことは私の不思議とする所であります。國府犀東氏の井上博士斷片傳の一節に『蓋し其の志や法令の解釋法文の咀嚼に存せず、夙に公共の利便を圖り民人の福利を進め、産業を發達せしめ、教育を普及せしむる所以の道如何を考究し、一に是を以て其の念と爲せり』とありますが、井上博士の遺風の一端を體得する者を求めて得難いことは我自治政の一大恨事であります。

二

私は行政機關の組織に就て創意を主とする機能と執行を任務とする機能とが、曾ては參事官書記官に分擔せられて、其の任務を盡すべかりしものが、參事官は何時の間にか法律技師に墮落し、單に區々末節の法律論議を事とし、群小法律家の眼光豆の如き小理窟を能事とする所謂審査員の現組織に推移したことを以て、邦家の前途の爲深憂に禁へない者であります。昔は參事官の抱負識見は大臣次官の諮問に答へ、經世的識見を以て進言輔佐するの機能を目指とし、且其の實力を具へた人もあつたのであります。唯與へられたる法令の審議、法律問題の決定に維れ日も足らず、積極的に能動的に當面の急務たる各般施設を創案促進することは思ひも寄らない。單なる消極的掣肘抑壓の機關となつて、多少の區々たる瑕疵を防止し得るに止まり、國家社會當面の眞の需要に對しては風馬牛の感あることは、少壯有爲の諸君の爲遺憾千萬の次第であります。

三

井上博士の創意は實行に遠いと稱せられたものです。一善を思ひ付いては直に之を實行に移さん

とせられ、毎朝毎週部下に示される巻紙に項目を書かれた事項の中實行に適するものは十の一二に過ぎないと酷評するものもあります。部下も井上博士の思ひ付きに食傷閉口して、之に追隨し之を實現するの力が乏しかった有様です。併しながら時代の推移は驚く程急激でありまして、井上博士の創案を空想と難し實現性に乏しいと貶したものが、今や着々と實行されて居るのであります。大正二年の冬か大正三年の春でしたらうか、井上博士は當時地方局府縣課に見習ひをして居りました私に、例の井上式巻紙の一张张社會保險要綱草案と共に當時の大藏省參事官小野義一氏の獨逸社會保險制度の調査復命書を渡されて、獨逸社會保險制度の概要を一二枚に要約することを命ぜられました。當時の私は未だ社會保險に關し社會政策に關し何等の豫備知識を有たなかつたので、井上博士の注文には聊か面喰つた次第ではありますが、或は桑田博士の著書を參照し、或はコンラドの辭書を翻し、最後に普國の統計年鑑に就て社會保險創始以來の實績を尋ねて漸くにして井上博士に調査の結果を差出すことが出来ました。コンニャク版摺の井上博士の立案たる社會保險要綱草稿と其の參考としての獨逸社會保險制度並其の實績概要は、多分當時の何かの會合に井上博士から少數の先覺者に配付せられ説明せられたことと思ふのでありますが、恐らくは當時何人も井上博士の創案が遠からず我國の現實の施設となるとは考へなかつたのでありませう。健康保險制度の實施期日

に迫つて私は今更に時代の急潮を痛感せざるを得ませぬ。而して何等の豫備知識を有たざる青年を指導して新時代の社會政策施設の調査に當らしめ、時運の進轉に先んじて計畫創案せられる井上博士を追懷せざるを得ないのであります。

四

大正元年の四月内務省に任官しました私は當初一二箇月殆ど意義ある用事がないので、甚だ不満を感じて塚本秘書官に懇へて爲し甲斐ある仕事を與へられんことを求めたことが御座います。塚本秘書官は私を井上博士に紹介せられたので、井上博士はパーミンガムの市政に關する英書を読んで其の大意を譯出することを命ぜられました。世界の最も進歩的なる模範都市、チャンバレーの活躍した施設に依つて燦爛たる事績の見るべきパーミンガムの各般の事業は私の官吏生活最初の調査項目となつた譯であります。私の抄譯した『パーミンガムの市政』は其の頃よく地方局で印刷頒布した様にパンフレットとなつて、當路者に多少の參考となつたかと思ひます。又右の調査は當時雑誌『地方行政』にも登載されたので、私最初の仕事は先づ以て其の功を收めた次第であります。見習を指導し古今東西の民政資料を蒐集調査せしめ、苟も採長補短に資すべきものは之を除す所な

い井上博士の遺風は敬服の外はありませぬ。時に玉石混淆し時に反面に瑕疵缺點ある事績があつたにしましても敢て厭ふ所ではないのであります。

五

大正二年の地方改良講習會の折でありましたらうか、講習會に出席した學士有資格者の會合に臨まれた井上博士は、私共を激勵されて、最も進歩的な斬新なる思想を有する少壯當局若は常に清新なる意氣と高邁なる識見を以て上司を輔佐し、某府某縣の意見は何某に依りて立案せられたと推察し得るが如く、府縣の意見を指導するの概あるべきものであると謂はれたことがあります。地方行政に關して經世的識見を以て指導誘掖するの意氣を鼓吹せられた次第であります。私は今日尙髣髴として井上博士の當時の風采を想起して欽尙して居る者であります。

六

東京府政の概要を記述したものは御大禮記念事業として印刷刊行した『東京府治概要』の外何もありませぬ。府治概要は井上博士の時代の府政の状況を一目するに便宜であります。爾後の府政の

推移を明かにし、將來の方計を確立することは私共の責任であると考へまして、銳意各課係を督勵して資料の蒐集整頓に努めしめて居ります。私は井上博士の定められた勤業の要目と其の後に於ける實施の状況を對照し、或は府下産業組合の奨勵に、或は養鶏養豚畜牛の施設に、或は史蹟保存風致維持の問題に、或は教育救済の事業に、或は自治民育の施設に如何なる進展を爲したかを考究し、將來の施設經營を策案するに際して、常に井上博士を想起せざるを得ないのであります。私は井上博士のやられ方には時に妄評を試みるの無禮を敢てする者でありますが、井上博士の高風に對しては欽懷措く能はざる者で御坐います。

七

東京府の社會事業協會、市場協會、地方改良協會の三團體は井上博士の創立に係り、就中前二者は顯著なる成績を擧げて居ります。米騒動の寄附金を以て事業を治め震災義捐金を以て單に應急救護の施設に止まらず、府下の社會事業施設の基本體系を整備した社會事業協會の事業に對しては、將來に於て恒久的の經營方針を確立し財政を鞏固にすべき時機となつて居ります。道路其他公用地共用地に一時的なバラックで開始した日用品市場は、賣上總額千二三百萬圓直營賣上五百萬圓

の確乎たる組織系統が出来ましたので、市場の建物が本建築となり、協會所有地又は借地の上に恒久的の地盤を確立するの機運に到達したので御坐います。井上博士の遺業たる商工獎勵館は化學試験に諮問調査に實驗研究に、貴金屬の檢定に機械材料の試験に、展覽會共進會の開設に盡す事は勿論であります。或は産業能率の増進を圖り、或は南洋貿易振興會を創立し、南洋貿易見本品を蒐集頒布し旅商派遣の方法を講じ、或は取引の改善市價の低廉を期する爲見本市を開催し、織物新製品見本市の取引高千萬圓を突破したるの成績を擧げたるが如き、或は上海に於て東京府商工獎勵館主催の見本市開催の計畫中であるが如き事柄は、井上博士に申上げると例の莞爾とした温容で喜ばれることと思はれる。

四 バーミンガムの市政

バーミンガムは其の昔水草を逐うて轉移せし『アングロサクソン』族がリバー河畔に定住せるに始まる。『バーミンガム』なる名稱は『サクソン』語にして『バーム』又は『ビオーム』といふサクソン會長の『インガス』(子孫)の『ハム』(住地)の義なり。現今市の中心たる小丘は往時鬱蒼たる森林に

して其の間に荆棘繁茂し雜草叢生せる荒野介在せりき。

此等の『サクソン』族は他の種族の侵入に具へ且つ猛獸等の襲撃に備ふる爲めリバー河に近く小砦を築きて會長茲に住し其の周圍には塹濠を作れり。其の後領主ド、バーミンガムの一族久しく茲に住せり。此の地前世紀の初め市の所有に歸し塹濠は之を埋立て、家畜市場を設け最近に至り青物卸市場を建設せり。

千八十五年ウィリヤム戰勝王の命に依りて撰録せる風土記に據れば當時の所有者はリチャードなる者にして耕地四百八十『エーカー』と長さ半哩幅之に半する森林とを有し小作人總計九人鋤六個ありしといふ。假りに此等の小作人何れも一家五人の家族を有するものとし更にリチャードの一族郎等を十人として之に加ふるときは總人口は五十五人となるべし。土地の収益は一箇年二十志にして之を今日の貨幣に換算すれば三十磅に相當せり。領主はウィリヤム、フイツ、アンスカルフにして其の本城はダッドレー城なり。

千百六十年ヘンリー二世はウィリヤムの子ビクターに附與するにバーミンガムに於て毎木曜日市場を開設する特權を以てし、ヘンリー三世は更に耶蘇昇天祭より四日間續いて開設するを許せり。此の市場及其他領主の特權は千八百二十四年に於て一萬二千五百磅を以て市の取得に歸し現今市

屈指の財産たり。他市の特権を取得するが爲め費せし所二十五萬乃至五十萬磅に達すといふ。

十六七世紀頃のパーミンガムは單に風景明媚なる一小都會たるに過ぎず、其の著しき發達を爲したるは實に十八世紀以後に在り。其の人口の如き十六世紀の終りに於ては僅に一萬五千に過ぎざりしもの十七世紀は七萬に及び更に十八世紀の終りに於ては五十萬を越ゆるの一大都市となれり。パーミンガムが此の如く著しく進歩を爲したる所以のものは其の原因素より一にして足らずと雖も、蓋し宗派の異同を問はず來住する者を拒まざりしと、各種の職業に付職業組合「ギルド」等の團體なく、何人も自由に茲に移住し任意に職業に従事することを得しめたるとは其の主要なる原因なるべし。特に最も面白きは従前同市が久しく公共團體たらざりしこと同市繁榮の一原因たりしこと是れなり。千六百六十五年を以て夫の有名なる五哩法發布せられ、國教分離教徒の宣教師は公共團體たる都會の五哩以内に居住するを禁止したりしが、パーミンガムは公共團體に非ざるが故に同法の適用なく隨て國教分離教徒は續々茲に移住せり。而して十八世紀の末葉運河の開鑿せられて各地との交通運輸に利便を加へたると、更に近時鐵路縱横に敷設せられ一層交通の便を増したるとは同市發達の原因たることは論を俟たざるなり。

二

パーミンガムに於ける産業の盛大に趨きしは實に十七世紀に在り。當時の記録に曰く「パーミンガムに於ては多數の鍛冶鐵工居住し鐵砧の音喧しく耳を聳す」と。クロンウエルの革命に際し住民は一萬五千の刀劍を民軍に供給せり。銃器の製作も漸次盛大に赴き千六百九十二年市の銃器製造者に爾後十二ヶ月間毎月二百挺の銃器を政府に供給するの契約を締結せり。其他の鐵器製作も亦盛んに行はれたるが如く、「アミアン」平和條約の後當業者は更に獵銃の製作に留意するに至れり。千八百十三年新に公設銃器検査所設立せられ銃器は總て檢定を経るを要することとなり、小銃の製作は現今尙同市に於ける重要の一産業たり。

十七世紀の終末扣子を著くるの風盛に行はれ獨り英國のみならず歐大陸並に米國迄流行し凡ての階級を通じて之を膝靴に著けたり。扣子には大小種々あり其の價格一對一志より乃至十「ギニー」に達す、需要頗る大にして之が大部はパーミンガムの供給する所に係かりしが故に一時頗る重要な産業たりき、然るに千七百九十年に至りて此の風習全く廢れ爲めに數千の失業者を生じて非常の打撃を被むりしも、之に代りて金屬製扣鈕の製作行はれ斯業亦盛大に赴むりきたりしが、次で金屬製

に非ざる扣鈕の使用せらるゝに至り、一時法律を以て金屬製以外の扣鈕を製造する者に制裁を加へたることありしも、遂に之に防遏するを得ず需要著しく減退せるを見るに至れり。然れども其の産額は尙依然重要な位地を占めたり。獸皮及物鋼綿布麻布綿絲紡績業の如き亦一時市内に勃興したるも夙に衰滅に歸せり。以下少しくバリーミンガムに於ける産業發達に關し功勞ありし二三人士の事蹟を録せん。

ジョン、バスカービルは千七百五十年以降活版製作に熱中し多額の資本を投じて鮮明なる新式活版を案出し「バスカービル」版の名世に喧傳す。マシユー、ポートルンはジェームス、ワットと共に同し「ソーホー」製作所を設立してワットの發明に成る蒸汽機關の製作發賣を爲し着々成功せり。其の他大砲時計望遠鏡唧筒の類にして世評を博したるもの頗る多し。由來バリーミンガムの製品中には粗製濫造のもの甚だ多くバリーミンガム製とは殆ど贗造品の異名なるが如く看做さるゝの状態たり。贗造品の語は「バリーミンガム」の訛にして「バリーミングハマイズ」は贗造の義を有す。ポートルンは即ち銳意して此惡評を除去するに努め其製作發賣に係る物は凡て流行の魁にして精巧を極むるもののみならんことを努めたりき。贗造の幣は當時流通の銅貨に及び惡貨廣く流通して一般取引の不便少からず、依てポートルンの製作所に於ては其の考案に成る貨幣鑄造器を以て之を鑄造すること

ゝし其製品は「ポートルトン」銅貨の名を以て世の喝采を博せり。ウイリヤム、マードックは亦石炭瓦斯を燈火用に供することを發明せり。

十九世紀以前に於ては貨物の製作上分業行はるゝこと少なく企業は凡て小規模にして動力は僅に水力を使用せしに過ぎず、而かも夏期に於ては往々減水又は涸渴するを免れずして事業亦甚だ振はざりき、然るに蒸汽機關の發明と共に動力の供給容易となり分業益々發達を加ふるに及びて大企業は漸次小企業を壓倒するの趨勢を生じたり。されど此の所謂産業革命の傾向はバリーミンガムに於ては比較的微弱なりき、蓋し市内産業の大多數は専ら精巧を旨とするものにして手工業家内工業に最も適する種類なるが故なり。此の如きは市の發達に對して極めて好影響を及ぼし、其の職業の多種多様なるに加へて、何人も少額の資本を以て容易に一定の職業に従事するを得、殊に多數労働者は之によりて身を立て産を作り、従つて比較的多數の中産階級を生じ、以て社會問題の發生する餘地少からしめたり。而して是れ實に他の都市に見る能はざる所なりとす。

近時に於てバリーミンガム産業の第一位を占むるものは金屬工業なり、マンチエスターが紡績、ブラッドフォードが羊毛シエツフィールドが鋼鐵を以て世に知らるゝに對しバリーミンガムは眞鍮を以て有名なり。同市に製作する眞鍮製器具は世界到る所之を見ざるなし。

寶玉類の製作は亦之に次で盛なり。パーミンガムの製品は一時世評頗る悪しく實際『ブルマヂエム』(贗造品)の名に相當するもの少からざりしなり。然れども近時此の惡評は漸やく薄らぎ美術學校寶玉學校の設立は製品の性質を優秀ならしむるに與つて力あり。今日に於ては比較的優秀なる寶玉が同市に於て製作せらるゝことは争ふべからざる所なり。近時電鍍術の發明と共に各種の電鍍業盛んに行はる。鐵『ペン』製造は千八百三十年に始まり市内の産額頗る巨額にして眞に世界の『ペン』製作所の名に背かず。

其の他留針、スクルー、葬具、蒸汽電氣機關其他各種の機械類の製作せらるゝもの多く、近時に至りては自轉車自動車等の製作少からず。

三

『バロー』の自治權は國王の下賜せる特許狀に基づく。特許狀の中には『ノルマン』時代のものにして廣く各種の特權を附與せるものあり、封建時代に至り都市は各領主に隸屬して其の居城の附近に漸次勃興し多く市場牧場又は課税等狭き範圍の特權を與へらるゝを常とせり。今日に於ては『バロー』は特許狀に依りて構成せられたる議會の行政する所にして議會の權限は法律の附與する所なり

『バロー』が市となるは僧正又は國王の特許に依る。パーミンガムは久しく公共團體に非ず。十八世紀の後半に至るまでは主として領主の管轄する所にして二個の官廳あり、『コートバロン』に於ては條例を制定し地方行政事務を處理し、『コートリット』は主として司法事務に關與す。『コートリット』陪審員の會議に於て年々『ステエワード』『ベリッフ』及び巡邏を選任す。『ハイベリッフ』は市場を監督し度量衡の檢定を掌り、『ローベリッフ』は陪審員を召集し領邑の『シエリッフ』の事務を行ふ。『ステエワード』は財政事務を管理し巡邏は秩序を維持し罪人を逮捕す。寺院監督者及看視者は寺區の事務を掌理し貧民の救助に従事せり。道路看視人は寺區會の選任する所にして街道に於ける事故に付て責任を負ふ。其の他酒類検査員及肉類検査員ありて市内に販賣する酒類肉類を試験し、當時獸皮業盛なりしより亦獸皮検査の制ありき。

千七百六十九年の法律に依り街路並に寺區の點燈及掃除を掌る委員任命せられ之に要する經費を支辨する爲め課税するの權限を附與せられ其の後更に法律を以て其の權限を擴張し市役所を設置することを得しめたり。而して従前の官吏は依然として其の職掌を有し市内の點燈道路下水其他衛生事務に限り委員に於て之を掌り。委員は初め法律に於て指名せられ死亡其の他の原因に因り缺員を生じたる時は他の委員之を選任し市民は毫も之に關與するを得ざりき。

千八百三十二年の選挙法改正に依りパーミンガムは下院議員選挙区となり議員二人を選出するこ
ととなりたり。而して此の選挙権の擴張は更に市民が地方行政に關する参政権を取得するの念を盛
ならしめたり。當時地方行政は不規律甚だしく市政腐敗し改正の必要止むべからざるものあり。千
八百三十三年を以て遂に市政調査委員の任命を見るに至れり。該委員の報告を見るに曰く『大多數
の都市の自治権はヘンリー八世よりクローンウエルの革命に至る間に附與せられたるものにして、一
般に市民と獨立して行政権を執行す、多くの市會は議員の任命を自ら掌り市民の關與を許さず云々』
更に曰く『法律に依り諸種の目的を以て市吏員以外に獨立せる委員を設け、市は殆ど何等の事業を
執行するの義務を負はず、單に名義上行政権を有するのみにして實質上行政は凡て他の機關の掌る
所なり云々』と。千八百三十五年の都市條例は如上の弊害を除去せんとするものにして、初めて地
方議會を設け都市に與ふるに多大の權限を以てし、殊に營造物の設置並に警察に關する權限を附與
せり。此の法律は從來公共團體たりし都市にのみ適用せらるゝものたり。爾後數年パーミンガム市
民の中公共團體の承認を得んとして請願又は集會等に依り運動する所少からず。然るに之に反對す
る者も亦少からずして容易に其議纏まらず漸やく千八百三十八年に至りて特許を得るに至れり。

此の特許狀に依れば市會は市長一人議員四十八人參事會員十六人を以て構成せられ市を十三區に

分ち十區は各議員三人三區は各議員六人を選出す。同年中市會議員の選挙を行ひ第一回の市會を招
集し市長參事會員の選挙並市書記の選任を爲したり。

千八百三十九年治安委員設置の許可あり、四期會議法廷設置せられ第一回『リコールド』治安
委員會書記並に『コロナー』任命せられたり。

特許狀の下附ありたるも市行政の改善は尙容易に行はるゝことなく殊に特許狀に關する争訟數年
の久しきに涉り漸やく千八百四十二年に至り新に法律を發布して纔に落著を見るに至れり。而かも
此の間に於ける市内の混亂は實に名狀すべくもあらず、都市條例は市會に監督委員を設置して警察
権を行使する權限を與へたるに拘らず市會は久しく巡邏を任せず。千八百三十九年七月選挙權擴張
論者集會して暴動を企て一般市民の生命財産は頗る危殆に瀕せり、されど市内に於ては僅に數人の
巡視人あるのみにして警察機關を缺けるを以て市長は遂に倫敦警察の助力を仰ぐの已むなきに至れ
り。かくて市長は市會に對して常設警察機關の設置を請求せしも市會は財源を有せずとの理由に依
り之を後日に延期したり。國會に於てもパーミンガム市の警察状態に就ては議論大に沸騰せしが、
法律を以て内務省に隷屬せしめ政府の任命に係る警察委員を任命し、市會其他の地方官廳と獨立し
て巡邏を任命し其他諸般の警察権を行使するの權限を附與し、之に要する經費は國庫より支辨す

ることゝ爲したり。此の法律は市會並に市民の反對ありたるに拘らず千八百四十二年まで實施せられたりしが、此の法律の效力を失ふや市會は直に巡邏を任命し之に要する經費を支辨する爲め課税するの措置を採りたり。

千八百四十二年乃至千八百五十一年に於ける市行政の状態は左の如し、『バロー』執法官及四期會議法廷は司法權を行使し市會は警察權を有しバーミンガム、デリテンドエンボーズリー及ダッドストンエンドエツチエルの三市に於ける市街委員は各其の區域内に於ける街路の掃除及其他衛生事務を掌理し各其の道路看視人を置けり。

千八百五十一年『バーミンガム』改善條例發布せられて此等の委員は廢止せられ其の權限は市會に移されたり。此の法律は同市現今の行政組織の根本たり。

千八百三十八年より千八百五十一年に至る間を葛藤時代と稱すべくんば千八百五十一年より千八百七十一年に至る間は之を不活動の時代といふべし。當時の思想は市政に關し一に無爲姑息に甘んずるに在りて何等の施設を爲さず、隨て有爲の市民は何れも市會に關與するを好まず忌避侮蔑の状況に在りたりき。

千八百六十六年を以てジョセフ、チャンバレンの市會に入るに及びて市行政の改善を促すこと急

なるものあり、而してチャンバレンは實に此の時運に乗じて之を指導するに於て理想的の人材たりき、チャンバレン千八百七十三年を以て市長に當選し次で二回とも再選せり、かくて市の行政は此の間に於て著々改善せられ各種の事業成功して新興の氣運抑ゆべからざるものあり、即ち其の著しきものを擧ぐれば瓦斯並に給水事業の完成市區改正計畫の成立等是れなり。爾後今日に至るまで市政振興し市をして第一位の名聲を博せしめたり。

以下市會の構成並に其行政一斑を叙述するに先ち茲に密接の關係ある司法廷並に下水委員會に付略說せんとす。

市の裁判官は其の數、百人を超え國王の任命する所なり。市長は當然市の裁判長となり『リコールダ』は四期會議法廷の議長となる。裁判官は毎日三個の法廷を開廷し簡易司法條例に依り犯人の審判並に請願の許可受理の事務を處理し、幼年犯並に青年犯は特別法廷に於て審判す。裁判官は風俗取締委員に依り酒類の販賣並に音樂舞踊等の許可を與へ更に市會の委任に依り演劇其の他の諸興行物を許可す。何人と雖も裁判官に依り狂者と認定せらるゝに非ずんば癡狂院に入れらるゝことなし。期を定めて一定の判官は市の監獄を巡視す。裁判官は逮捕前六ヶ月間に犯したる犯罪に限り之を審判するを得べく一定の場合に於ては之を臨時法廷又は四期會議法廷に移さざるべからず。四

期會議法廷は小會議法廷と臨時法廷との中間に立ち主として犯罪を審判す。多くの場合に於ては小會議法廷に控訴するものなるも風俗營業の取締に關するものはワールウィクなる『カウンチー』四期會議法廷に控訴するを要す。

下水委員會は『パルミンガム、テーム及リ』地方下水委員會と稱し委員二十三人より成る。パルミンガムより十四人アストンマノールより二人スメスウイク、サットンコールドフィールド、アーヂングトン、ハンヅワース、キングスノルトンエンドノースフィールド、ベリーパー及カツスルブルムウイチより各一人を選出し、委員會は上述地方の下水事務を管理す。テーム河谷二千八百『エーカー』の地所を購入し五十『エーカー』の細菌除却池數個の腐敗物除却箱暴雨水を受入る、裝置等あり。下水の處分は數回腐敗物除却箱並に濾過池に沈澱せしめて行ふものにして下水は生物學的方法に依り清淨となるなり。委員會は單に下水處分を管理するに止まり各區域内の下水は其の關與する所に非ず。

パルミンガム市會は現時七十二人の議員より成り其十八人は參事會員五十四人は市會議員なり。市會議員たるの資格要件は市民名簿に登録せられたる適格の者にして市民名簿に登録せらるべき要件を具備する者なることを要す。適格とは法令又は高等裁判所の判決に依り資格要件を喪失せるもの

のに非ざることをいふ。而して特別資格要件の喪失は左記の一に該當する場合に生ずるものとす。即ち(イ)公選監査役 (ロ)市會の下に報償ある事務を執る者 (ハ)諸宗教々師 (ニ)單に株式會社の株式を所有する場合の外直接又は間接に本人又は其の婦が市會に對し契約又は雇傭に關する利害關係を有すること (ホ)現役軍人 (ヘ)重罪を犯したる者是れなり。市會議員は市より十五哩以上を隔て、住居することを得ず、其の七哩以上を隔て、居住する場合は特別名簿に登録せらるゝを要し、財産上資格要件の制限あり。市會議員は市民の選舉する所にして、其の任期は三箇年とし各區三名を選出す。全數改選の制を採らずして年々十一月三日を以て三分の一(各區一人)の改選を行ふ參事會員は市會議員と同一の資格要件を備ふることを要し市會に於て選舉せらる。其の任期は六年にして三年毎に半數改選を行ふ。市長は毎年十一月九日參事會員並に市會議員の選舉する所に係る、適格者にして市會議員たるべき資格を有することを要す。市長參事會員及び市會議員は市會を構成す。

市會は執行機關として特定の目的の爲に委員會を設定するの權あり。現今養老基金法に依る地方基金委員會の外十九の常設委員會あり。各委員會は八人の委員を以て組織し市長は當然委員たるを原則とするも例外なきに非ず。一般委員會は他の委員會の代表者に依りて組織せられ市長其委員長

となる。尙前市長並に下水委員長も一般委員となる。癲狂院委員會は十二人教育委員會は三十二人災害委員會は四十人公共圖書館委員會は十四人美術館及美術學校委員會は十六人の委員を以て組織し其の或者は市會議員に非ざるものもあり。委員は毎年市會の選任する所にして職務權限亦一定せらる、時として凡ての權限を委任し其の專行に委するも多くは其の計畫を實施するに付市會の認許を経るを要す。之が爲め市債を起すの必要あるときは市會の承認を経べく其の實行は財政委員會之を掌る。課税は凡て市會の權限に留保せらる。

此等各種の委員會の事務を詳説するは困難なるが故に以下保健行政街路及建築行政休養機關制度市の公營事業警察行政財政の各項に付略説することとし、教育行政美術館圖書館災厄救済の事業は次章に譲る。

保健行政は市會の最も主要なる職務の一にして保健委員會公共勞働委員會及住家委員會の管理する所なり。保健行政の振否如何は直に市民一般の安危に關するを以て市民の安寧を害し福利を害するものは速に之を探知して之が除去又は減少を圖れり。即ち煤煙塵芥汚水臭氣等の處置、一定の危険なる職業は之を許可營業とし特に監督を施すこと、塵芥汚物は各戸より集めて焼却すること、運河の船舶は検査して許可を與ふること、宿屋下宿貸家等は時々検査を爲すこと、商店は時々臨檢

し青年雇傭者が法定時間以上の勞働を強ひられざるかを監視すること、街路の掃除等は其の任務の主要なるものなり。幼兒死亡率の増進を防遏する方法として法律を以て市會の權限を増し市會は義務として之を努めざるべからざるに至らしめたり。産婆は凡て免許狀を有し充分其の業務に堪能なるを要す。貧民街に於て小兒出生の届出あるときは保健巡閱者は直に茲に赴き必要あらば其の養育に付相當の處置を執るべきなり。保健巡閱者は女子にして保健醫官の指揮監督を受く、醫術開業免許狀を有する女醫は市内二個の細民窟内に於ける此等の事務を監督す。

市會の指定せる一定種類の傳染病患者を診察したる醫師は直に保健醫官に届出つる義務あり。痘瘡猩紅熱實扶的利亞腸室扶斯等の患者は市會の設置せる隔離病舎に之を收容す、痘瘡隔離病舎一其他の傳染病隔離病舎二あり、各別々の醫員及び看護婦あり。實扶的利亞患者は大學と聯合して細菌實驗を爲す。市内の患者の治療に要する實扶的利亞血清は常に用意あり。肺結核の傳播を防止する方法としては特に療養所を設け初期の患者を收容す。傳染病豫防に關する施設は完全無缺にして時流に先んづるものあり。

飲食物の清鮮は特に周到に注意し試験員を任命し食物牛乳の検査を行ひ違反者に刑罰を科す、牛乳並に肉類は特に重要なる飲食品なるが故に牛乳に對しては牛小屋並に搾乳場を検査し牛乳販賣者よ

共に之を登録せしむ。結核に罹れる徴候ある畜牛は之を隔離し牛乳を搾取するを禁ず。肉類供給に關する施設は多少缺點あり、市會は市立屠畜場を設置し市内に販賣する肉類は周到なる検査を行ふも往々市外に於て屠殺せる腐肉の市内に輸入せらるゝことあり。市内にも數個の私立屠畜場ありて周到なる検査に漏るゝものあり、是れ獨りパーミンガムに止まらず英國各都市を通じ獨逸其他大陸諸國に倣ひ公設屠畜場設置の必要を唱道する者ある所以なり。

パーミンガム保健行政の效果は死亡率の遞減となりて現はる。即ち千八百七十年乃至千八百七十四年に於ける五箇年間の平均死亡率は千人に付二十四人五にして往々にして二十六人に達せるを見たりしが、千九百五年乃至千九百九年に於ける五箇年間は平均千人に付十六人八なり。特に千九百九年は十六人以下にして此の如きは從來類例を見ざる所なり。

千八百二十六年法律を以てパーミンガム水道會社設立せられテム河及ホーゾン河に水源を求めたり。其後ペリー河ブランド河ブライズ河ボーン河より引水するの權利亦同會社に附與せられ各所に井を穿ちたり。千八百五十一年以來市會は屢々同會社より水道事業を買收せんとせしも國會の容るゝ所とならず。然るに其の間主要なる水源テム河河水濁濁し市民甚だしく困却せり。仍て新に水源を求むるの議ありしも市會は先づ會社の權利を買收すべしとなし、千八百七十五年遂にチャン

パレンの斡旋に因て其目的を達したり。爾後水道事業は屢擴張せられ千八百八十三年ジャストロク貯水池の造らるゝや水道事業は將來永く完全なるべしと稱せられしに拘らず、千八百九十二年に至り濁濁又は給水杜絶の虞ありしより、市會は更に中部ウエールズに新水源を求むるの議に決し、地勢上地質上豫期以上の種々の困難なる大工事に遭遇せしも遂に千九百四年に至りて完成せり。上水は水道に依りて七十三哩を距つるフランクリーに通じ此所より市中に給水す。沿道四萬千百『エーカ』の土地を購入し水の濁濁汚穢を防ぐ。此の水道工場に投下せる資本は總額八百萬磅を超え、年々六萬五千磅の市税を賦課す。

下水の處分は下水組合の管理する所なるも市内の下水事業は市會の任務に屬せり。今を距る五十年前に在ては下水の設備頗る不完全を極め、各戸の便所庭園等より排泄せる汚水は地表を流れ不潔甚だしかりしが、今やホックリ河谷リ河谷並にコール谷に沿ひて三大下水道を作り、爾餘の下水道は總て之に通じ、新市街並に舊市街の一部に於ては別に雨水を排泄する設備を見るに至れり。而して各戸の下水は市會の設定せる準則に従ひて之を設備し、當局吏員の検査を経べきものとす。

勞働者の住家に關する行政は亦市會の重要な任務の一なり。市會は公設住家建設の主義を採らず、市會の建設せるものは僅に二三あるのみ。往時に在ては家屋は彼此密接して建築せられ、爲め

に空氣の流通を缺き適當の設備を缺くもの少からずして不便甚だしかりき。是に於てか住家委員は家屋の移轉街路の擴張衛生給水等の設備を強制し、數年前に比して街路の面目を一新するに至れり理想的恩惠會其の他の團體又は個人が所々に模範的住家を設備せるに觀るときは、田園都市の主義に依り勞働者階級に適當なる住家を供給することの不可能に非ざることを知るを得べく、更に近時に至りてはスモールヒース及ソールトリに於て建築せる家屋より電車の便に依りて勞働者が市内及市の近郊に於て五百六十一「エーカー」の土地を購入して之を公園又は遊園地と爲せり。

街路及建築行政に關しては市會は先づ建築條例を制定し、其の住家たると工場たるとを問はず總て建物は堅牢を旨とし相當の空地並に通氣の設備を爲さしむることとせり。尙街路は一定の幅員を存すること並に其の大體の計畫を定むるを要するも、此の點に關する市會の權限は頗る狭くして一に地方政務院の制定に成り全國都會地に適用ある街路條例の準則に遵據せざるべからざるは遺憾の至りなりとす。抑々地方に依り各其の便否を異にするは固より數の免かれざる所なり、此の故に市會の權限を擴張し各地其の便宜とする街路條例を制定するを得るに至らんことは最も望ましきことに屬す。而して是れ實に市區整理事業の根本たり。

建築並に街路に關し一定準則に依らしむるの外、市會は一定の線を定め其の範圍内に於ては家屋の建築を禁止するを要す。尙舊市街は之を擴張し改善するを要す。市内の街路漸次擴張せられ現代の要求に應ずる程度に改善せらるゝの日は蓋し遠きに非ざるべし。

市内の軌道敷設は早く千八百六十年を以て米人トレンに特許し蒸汽車を運轉せしめたり。千九百三年市會は軌道敷設權を獲得し千九百五年蒸汽車を廢して電車を運轉せり。現今市内の電車線路は三十四哩に達し三百の客車あり。軌道市營以後七萬六千四百九十磅の収益を以て市税の輕減に充て別に八萬三千九十九磅の積立金あり。尙從業者の賃銀を増し其の勞働時間を減少せり。市營電車の動力はサンマー、レオンに於ける電力供給所より供給せり。電力供給事業は千九百年四十二萬磅を以て電力供給株式會社より市の買收したるものにして、爾來事業も頗る擴張せられ著々成功を收めつゝあり。積立金として七萬磅を有するの外千九百十年に於ては一萬磅の益金を以て市税の輕減に充てたり。電力使用料は漸次遞減せられ千八百九十九年電燈料は單位に付四片半乃至七片なりしもの道現今は二片乃至四片に減じ、電力使用料の單位二片なりしもの〇、七片に減じたり。

千八百七十五年市長チャンパレンは二百七十萬六千二百二十五磅を以て二個の瓦斯會社より瓦斯事業を買收せり。本市の瓦斯事業は經營頗る巧にして英國内に於て最も成功せるもの一なり。瓦斯燈の料金は千八百七十五年には最低三志なりしもの今日に於ては最低一志十片に減じ、別に動力用

のものは一志六片の特別料を徴せり。今や瓦斯事業は其の益金の中百十萬八千五百六十六磅を以て市税の軽減に充て更に十萬磅の積立金を有せり。而して瓦斯事業經營の爲め起せる公債の元利償還として支拂ひたる金額は既に三百萬磅に達せり。瓦斯事業に關しては、今後は一切起債せざるの方針を執り、千九百四十四年に至り元利の償却を了する豫定なりといふ。

市場の権利は早く千八百二十四年を以て領主より之を買得し、爾來大に之が擴張に勉め現今に於ては各種食料品豚家畜馬羊等の市場を開設せり。千九百八年に於ける市場使用料等の収入は四萬磅に達し其の内四千磅は市税の軽減に充てたり。

肉類市場と關聯して市は完備せる公設屠畜場並に私人に貸附する屠畜場を設置せり。此の設備は英國中最も完備せるもの、一にして衛生行政の一大發達を示すものなり。

市内の警察に關しては九百五十人の警察官あり。中央警察署の外四警察分署あり。警察官は警務長の指揮を受け警務長は市會に於ける監督委員の任命監督する所なり。警察行政に關しては監督委員は市會の掣肘を受けず、單に之に要する經費支辨に關し市會の議決を経るのみなりとす。

消防機關は警察機關と獨立し監督委員の指揮を受け日常之に従事する職員百人あり。中央消防署の他の消防署あり、市内所々に七十以上の火の見臺を設く。

癲狂院二個あり患者二千人を收容するの設備を有す。

變死其の他検屍を要する屍體を藏置する建物並にウィットンに一大墓地を設けたり火葬場は私立會社に於て公共の使用に供するものあるを以て市會は別に之を設けず。

市の財政に關しては大體左の方針を採れり。

臨時大資本を要する經費は市債の發行又は擔保の提供に依りて借入れたる金額を以て支辨し、其の他の經費は市の収入より支辨す。市の収入は市の公營事業より生ずる収入、國庫交付金、市有財産より生ずる収入、特別の便益を受くる者に對する賦課、手数料料料等より成り、不足あるときは市内に於ける各種の財産所有者に課税して之を補ふ。而して此等の収入中より國會又は地方政務院の定めたる一定期間内に市債の利子支拂及元金償還の資を求めざるべからず。尙給料の支拂各種市營事業の維持其の他市内に於ける司法事務行政事務の經費を支辨せざるべからざるなり。

市税中救貧税は救貧法監査員之を賦課し改良税は市會自ら之を定め改良費を支辨するを目的とす。市税は市内に在る財産の一ヶ年間に於ける純収入に對して之を賦課し、改良税に於ては鐵道農業地に於ては税額の七割五分を軽減す。改良税は市内の寺區を通じて均一なるも、救貧税は財産の多寡に應じ税率を異にし、貧困なる寺區に於ては富裕なる寺區に於けるよりも其の須要とする經費

を支辨する爲め高率の課税を必要とし、従つて寺區に依りて税率を異にす。バーミンガム全體を通じ市税の平均税率は一鎊に對し八片半志にして其の内譯左の如し。

- 一、救貧監査員の經費 一志五片半
- 二、『パロー』税(教育税を包含す) 二志八片
- 三、教育費 一志八片半
- 四、公共圖書館税 一片半
- 五、改良税 二志一片

『パロー』税は警察費司法事務費吏員の給料浴場公園維持費度量衡局費市立墓地費傳染病院費水道修繕費公共圖書館費美術學校費癲狂院費教育費下水委員會費分擔費等の經費支辨に充て、改良税は道路下水道の維持費消防費及住家委員の經費を支辨す。一般地方税を設け改良税を設けざる都市に在てはバーミンガムに於て『パロー』税よりも支辨するものは多く一般地方税より支出す。

市政の成績は一に當局者の手腕熱心識見の如何に依る。三十年間バーミンガム市政の振肅せる所以のものは、一に市民が勞力と時間とを惜まず市の爲に盡瘁する公共心に基かすんばならず。市會は市政活動の中心たり。市長は常に最高吏員として、其の職業の何たるに關せず市長の任に在る間

は常に之に相當する尊敬を拂はれ、市内の各階級は市長の職務執行に付き助力聲援を與へたり。市民が常に市の公共事務に熱心なるの傾向は實に他の市町村の模範とする所にして、近時同市に行幸せられたる英國皇帝は『市政に關し爾く多數の手腕あり謙見ある市民の助力を受くる都市は多幸なるかな。バーミンガムは都市の生命たる最良の風習ある所なり。此の風習が將來益維持助長せらるべきを信じて疑はず』と嘉稱せられたり。

四

第一節 學 校

一、市立小學校

市立小學校の起源發達は僅々四十年間の事に屬す。千八百七十年以前に在ては初等教育は凡て寺院に關聯して個人の任意施設する所に任せ、政府は單に之に對して一定の補助金を下附したるに止まれり。而して此等の學校に於て教育に盡瘁せる人士の功勞は頗る賞揚に價するに拘らず、當時初等教育の既設は世界多數の文明國に比し英國は遙に劣れるものありき。千八百七十年の調査に依るに教育を受けざる兒童は國內總兒童の三分の二を算し國家の施設は頗る缺陷せるを見き。同年イン

グラント及ウエールズに於て公立小學校を設置するの法律發布せられ、各地の學校委員會は私立小學校の不足せる場所に於ては小學校の設置維持の爲め課税するの權限、並に地方條例を制定して五歳より十三歳に至る兒童の就學を強制するの權限を附與せられたり、從來の私立小學校は一定の設備を有し且兒童の信仰に付ては父母の任意とする所たるに於ては、従前と同じく政府より補助金を下附すべきものとせり。

仍てバロミンガムに於ては、直に學校委員會を設け十五人の委員を以て組織せり。其の調査に依れば小學教育を受くべき兒童の數は五萬九千七百十人なるにも拘はらず、私立小學校を合せて僅に三萬七千四百四十二人を收容する設備あるに過ぎず。即ち二萬二千二百六十八人を收容する設備は新に之を爲さざるべからず。依て先づ一萬六百八十三磅を投じて敷地を購入し校舍を建築し千五十九人の兒童を收容する小學校を設立したり。千八百七十一年條例を設定して四學年を卒業せざる兒童は必ず五歳より十三歳に至るの間就學すべきものとし、翌年兒童就學督勵吏員を任命せり。千八百七十六年初等教育法に依り、父母は必ず其の兒童をして讀書算術習字に關する初等教育を受けしむる義務あり、之を怠る者は一定の刑罰を科すべきを規定したり。次で千八百八十年就學強制的條例制定は學校委員會の任意とする所に非ずして必ず之を設くるを要するに至れり。

學校委員會設置後十年間に小學校の設置せらるゝもの二十八校兒童二萬八千七百八十七人を收容する設備を爲したり。其の全年平均出席兒童二萬五千七百二十人あり、而して之と略々同數の兒童は他の私立小學校に通學せり。學校委員會は訪問吏員三十人を置き公立小學校又は私立小學校へ日々兒童を通學せしむべきを勧誘し出席數は著しく増加せり。設立後十年目に於ける同委員會の經費は三萬九千磅にして一磅に付六片十分の三の率を以て市税を徵收せり。

爾後小學教育の改善發達頗る著しく千八百七十四年に至りては夜學校を開設し料理裁縫圖書唱歌を教授し又義務年限を延長せり。幼年學校に於ては幼稚園式の方法實物教授の方法を採用し體育獎勵の設備をも設けたり。尙貯蓄銀行を設けて貯蓄を奨勵し千八百九十一年には授業料を全廢し手工教育部をも設立せり。又盲兒教育の方法も設けられ聾兒の學級も新に作られ、低能兒及不具兒童に對する特別學級も制定せられ、更に少しく程度高き學校も開設せられ年長少女に洗濯をば學ばしむるが如き状態に迄進歩せり。

夙に個人又は私團體に於て貧民兒童に對する補助方法講ぜられ、食物を供し其の疾病を治療し放課後種々の娛樂方法を供して之を慰藉せり。學校委員會の吏員に於ても種々の方案を立て改善方法を採用せり。科學實驗場を設け上級生に對しては手工を教授し下級生に對しては其の準備教授を施

したり。教師は成るべく成年者を以て之に充て准教員を増加し各學級の生徒數を減じたり。教育の監督方法も亦改善せられ學事教育の視察稍々完全となるに至れり。

千九百二年の教育法に依りて學校委員會廢止せられ更に教育委員會設けられたり。教育委員會は三十二名の委員より其中十八名は市會議員七名は教育事業に經驗ある人士の中より、市會之を任命し、其の他は『バーミンガム』大學『エドワード』王高等學校『バーミンガム及ミッドランド』學院『バーミンガム』商業會議所、教會學校協會『バーミンガム、デオシーサンカツリック』學校協會、並に英國教師會『バーミンガム』地方會等七個の團體の指名せる團體代表者を以て組織す。委員會は六部會並に市の北部中央南部を代表せる三部の學校管理者を包含す。委員會は市立小學校たると私立小學校たるとを問はず小學校に於ける宗教科目以外の教授を監督す。私立小學校の數は四十八校にして委員會は市立小學校と同一の取扱を爲す。市立小學校の數は六十三にして其の建築設備に費す所百十萬磅内三十二萬磅は市收入より之を償却せり。市立工業學校並に『シヤストローク』實業學校の經費は十二萬磅に上り其中六萬六千磅を償却せり。市立諸學校は常に生徒の學習する所たるのみならず屢市民の集會所となり其の他各種の講演娛樂を舉行す。運動場は放課後之を開放して附近の兒童の遊歩場となす。市立小學校の在籍兒童數六萬八千二百五人出席兒童數六萬三千三百三人私立

小學校の在籍兒童數二萬八千九百六十八人出席兒童數二萬五千五百五十人出席兒童合計八萬六千八百五十三人にして在籍兒童百人に付出席兒童八十九人四の割合なり。教師の數は二千八百八十八人にして教育委員會と特に親睦なる關係を保持す。兒童四十四人に付成年の教師一人正教員のみに就ていふときは教師一人に付兒童五十二人の割合なり。

教育法並に之に基づく條例の規定に依り兒童滿十四年に達するまで在學するを要するも十二歳以上の兒童は七學年の課程に達せりとの視學官の證明を得たるときは通學するを要せざるなり。視學官は上級に對するもの三名幼年級に對するもの一名にして後者に女子を採用す教育委員會には四十五人の訪問吏員及一人の監督吏員あり。千九百八年に於ける教育委員會の經費總額は各般の教育費を合して四十三萬八千八百七十二磅を算し、内二十一萬四千六百四十六磅は國庫補助金及雜收入より成り其の他は市稅より成る。一二の學校に於て特例を設くる外凡て小學校に於ては授業料を徵收せず、教育稅率は十八片十分の四なり。

宗教々育は凡ての小學校に於て毎週約二時間半を充つ。一定の教授要目編纂せられ讚美歌を歌ひ祈禱を爲す。幼年級の外兒童を數級に分ち聖書の或部分を暗記せしめ、之に關聯する簡單の説明を加ふ。幼年級に於ては祈禱の後聖書を讀み又は聖書中の文言若くは讚美歌を暗誦し、其他聖書中の

説話道徳上の教訓を授く。私立小學校の宗教教育に關しては教育委員會は全然關與するを得ず。正義誠實勤勉節制儉禮儀等の道徳教授も亦各小學校に於て爲す所なり。

小學校に入學する兒童は先づ身體検査を受く。此の際兒童の父母を招待し其の多くは之に立會し兒童の身體上の缺點を指摘し父母をして之を了知せしむ。在學中三回身體検査を行ふ。將來に於ては單に身體の検査にのみ止めず更に適宜の治療方法を講ずること必要なるべし。現時に於ても視官に缺點ある兒童に對して眼鏡を所持せしむるに付便宜を與へつゝあり。

貧困なる兒童に對しては無料にて朝飯を供し其の經費は市税を徵收して支辨す。其の施與に就ては周到なる注意を加へ濫用を防ぎ其の父母にして資産あれば必ず其費用を支拂はしむ。千九百八年に於て無料朝飯を供したる兒童三千五百六十三人三週間以内施與したる朝飯四百二千二十四回に及び其の費用は二千四百四十二磅を算せり。

體操は一週約一時間半教育委員會の任命せる監督吏員之を監査し毎年狀況を市會に報告す。游泳に關しては各兒童は一定期間内毎朝半片の料金にて公設浴場に於て之を習練す。遊戯競技等は二個以上の小學校間に聯合して舉行することあり。

初年級に於ては兒童の心身の發達に留意し五歳以下の小兒に對しては各種の幼稚園的の教育遊戯

を爲さしむ。圖書折紙土を以て模型を作ること唱歌暗誦談話自然教授等を行ふ。一年生二年生に對しては授業時間の大半を讀書算術習字に充て同時に運針及縫方を授く。上級生に對しては學科目稍多く文部省の年々發布する教授要目に従ふ。

聾兒の爲めの學校及跛兒の爲めの學校各二あり。是等の兒童を通學せしむる爲め特に馬車を用ふ。保護婦附添人數人ありて是等の兒童を保護す。又白痴兒童の爲七校を設く。是等の特種小學校の兒童は一千人を超え教師五十九人あり。其の入學に就ては特に細密なる注意を施し此等不幸なる兒童に對し當局者は厚き同情と熱誠とを以て事に従へり。盲兒の中三十八人は市の公費を以て教育を施す。

市立高等小學校三あり生徒千三百三十人を收容す。其の教科目は特に注意を加へ生徒の將來に有益なる科目を授く。サツフォルク街に工業學校あり市内に三個の分校を設く。生徒三千五百各工業を修得して直に之に依りて生計を立つるを得せしむ。夜學校二十四校あり生徒五千人を有す。シャストロクには實業學校を設けあり。又教員養成所あり養成所に於ては二百人の生徒を有せり。教育委員會の管理に屬する獎學資金は其の額少からず。一定の生徒は、之に依りて大學其他に於て修學を繼續するを得るなり。

市内の最も貧窮なる児童と雖も一錢の學費を要せずして小學校に入り初等教育を受くるを得、而して此等は児童の權利として認めらるゝも更に之を擴張するの必要あり。此の如くして將來の國民は智徳優秀にして社會國家に貢獻する所少からざるを得るに至るべきなり。

二 成人學校

成人學校の目的は聖書に表はれたる人生の理想に關聯して深遠なる人生問題を討究し一致緝睦の精神を養成するに在り。其の特色は個人の交際を親密ならしむる友誼的精神の養成に在り。人をしめて單に自己の利益のみを考へしめず一般社會的の生活方法の妙諦を悟らしむるに在り、此の如き事業は都市生活をして優美豊富ならしむるものなり。要言すれば成人學校とは相互補助の目的を以て組織せる十七八歳以上の男女の會合なり。其根本は基督教に在り、特別なる信條に關するに非ずして各員の實際生活を補助するを目的とす。聖書を自由に討究し而も之を輕侮することなく實際的に研究し討論を爲すこと同校の中心事業なり。

千七百九十八年ウイリヤム、シングルトンはサミュエル、フォックスの補助に依りて日曜成人學校をノツチンガムに創立し聖書と共に習字及讀書を教へ現今尙存續せり。千八百四年に起れる聖書協會はチヨーチ三世の懷抱せる英領土の臣民をして悉く聖書を携帶せしめんとする思想を實現せん

とせり。然るに其大部分は之に聖書を所持せしむるも之を讀むこと能はざるを發見し前記の成人學校の外ウエールス、ブリストル、ブリマウス、ヤーマウス、倫敦其他の都市に於て續々設立せられたり。千八百四十二年バーミンガムの人ジョセフスチーヂなる者ノツチンガムに赴き前記の學校を見て深く感ずる所あり、同志と相謀り十四歳以上の児童を集め六七歳の児童は日曜日の夕に於て之を集めて教授せり。千八百四十八年女子學校を開校せり。爾後生徒増加し校舍亦擴張せられたり。バーミンガム成人學校の盛運に伴ひイングランド各地に於ても之と同様な施設を爲すこと行はれ現今總數千六百五十校十一萬人の生徒あり、右の内四百校は兩三年來の開校に係る。

成人學校に關聯せる『エリジエンシー』は各地の狀況により多少差異あるも貯金部社交俱樂部疾病俱樂部醫療俱樂部夜學校圖書館傳道集會戶別傳道禁酒會相互改善講話會社交會社交研究會書籍俱樂部慈惠會各種の音樂會體操『クリケット』『フットボール』等の體育會及散策會觀花會等を設け社會公共の利益幸福を圖る。千九百九年に於ては講演を開催せる成人學校五十校あり。土曜日曜の午後講演を開き茶菓晚餐の饗應を爲せり。

婦女成人學校は國內に於ける婦女の生活を發展上進せしむるを目的とし現今六百校あり、其中百校は千九百八年の開校に係る。國家隆昌の根本たる家庭の圓滿幸福に關する諸問題は凡て之に依

りて改善せんとするなり。従来男子成人學校の分校たりしもの多く獨立し婦女は男子と同數の代表者を『カウンチー』組合に出すことを得。各『カウンチー』組合に於ては常設婦人部委員會あり、議事の整理講演會及び各校の協議會開催等の事務を掌る。

十九世紀の中葉より成人學校は『フレンツ』初日學校協會の下に組織せられたるが、其の後半に至り之を特定の宗派と區別して組織するの必要を生じ、全國を分ちて之を地方組合として中央に成人學校組合全國會議を置き各地方組合の代表者を以て組織するに至れり。『ミッドラント』組合内に男子校二百二婦女校五十九總計二百六十一校あり。全國會議は年四回の集會及年一回の協議會を開き『智識上進の機會』『盲者跛者病者救済に對する成人學校の施設』『都市生活と基督教』『如何にして聖書教科に於て興味を喚起すべきか』『祈禱』『自然に於ける人類の地位』等の如き種々の問題を論議す。地方組合に於ても同様の集會及協議會を開く。

成人學校に於ては特に讚美歌集を備へ一年間に於ける聖書教科の要目を編纂頒布し之に詳細なる註解及び參考書目を附せり。尙『ワン、エンド、オール』と題する雜誌を刊行し英國各地に於ける成人學校の事業の記事の外宗教的社會的題目に關する論文及毎週の聖書教科を載す。こは月一回の發行にして千九百九年に於ては三十萬部以上を發賣せり。

各學校は出來得る限り各員の任意に管理する所にして、之に入校せんとする者は無制限に之を許す。其の如何なる宗派に屬するか又は何等の宗派に屬せざるかは問はざるなり。

三、『バーミンガム』及『ミッドラント』學院

『ミッドラント』學院の目的とする所は既に一定の職業に従事せる者に教育を施さんとするに在り。普通の學校の如く學生たる者全力を之に傾注して講究するに非ず、主として夜間開校して晝間諸種の職業に従事せる者に學事を教授せんとするに在り。

千八百二十五年『バーミンガム』職工學院創立せられ、職工の日常従事する工藝の原理其の科學を授くるを目的とし、初年級に於ては算術代數幾何三角等並に其の應用を教へ、講義は自然科學及び實驗科學實踐的工學等に關し、校内に參照圖書室巡回圖書館讀書室實驗室等を設けたり。工業家會其の他の寄附によりて維持せらる。創立以後十數年間は成績見るべきものありしが經營宜きを得ず遂に多額の負債を生じ閉校するの已むなきに至れり。次で『アテニウム』なる會組織せられたるも間もなく解散し、千八百四十三年工業學院創立せられたるも亦見るべきの成績なくして閉校せり。哲學々院は千八百年の創立にして千八百四十九年に至るまで繼續し、講義を爲し教育上多大の勢力を有したり。千八百四十九年『ミッドラント』學院成立の議あり、政府に請願して學院の創立維持に

必要なる権限を市會に附與する法律の發案を求めたるも何等の反響なかりき。チャイレス、デツケ
 ンスは市民の計畫を賛し種々の好意を表し市廳に於て其著『クリスマス、カロール』を朗讀し寄附金を
 募集し多大の成功を博せり。千八百五十三年市民大會に於て學院設置の議を賛し金員を募集する爲
 め委員を設けたり。其の後數回法律を以て學院の設置に關する事項を規定せんことを請願し千八百
 五十四年遂に其の目的を達したり。學院の發展と共に屢々校舍の擴張を爲し千八百八十一年校舍を
 新築し大約八萬磅を費せり。本學院の目的は科學文學藝術の普及發達に在り。普通部に於ては讀書
 室新聞室圖書博物室美術室鑛物標本其の他科學的標本類高尚なる科學上の講義及討論會を設け、實
 業部に於ては數學及實踐科學其の他本學院評議員に於て必要なりと認めたる科目の學級及實驗場標
 本其の他本校の目的を達するに必要なる事物を設備せり。

本學院の管理は二十五人の委員を以て組織する委員會の掌る所にして、第一專任委員即ち校長一
 人、副校長二人、收入官一人、『エドワード王』文典學校長、女王學院監督者、『パーミンガム』大學
 代表者、各一人、第二『パロ』委員即ち市長一人、市會議員四人(年々市會に於て互選す)、第三選
 舉に依る委員十三人(其中十一人は本學院の會員二人は實業部の學生とす)を以て組織す。校長
 副校長及選舉に依る十三人の委員は本學院會員の定時總會に於て年々選舉する所にして、臨時缺員

あるときは評議員會之を補缺す。此の如きは本學院に止まらずして各學校に於ける管理員團體には
 必ず他校の代表者を加入せしめ、種々の問題は容易に解決せられ相關係する者の間に相互補助を爲
 して種々の不便を避けんとするなり。本學院の管理を掌る委員會に於ては前記の如く市長市會議員
 大學其の他の學校の代表者を委員とすると等しく、本學院の代表者は市教育委員となり、亦勞働者
 教育『ミッドランド』協會の委員となるなり。

千八百八十五年に至るまで美術學校は本校の一部たりしものにして同年獨立して一校となれり。
 工業學校も亦初めは本學院の一部たりしも千八百九十一年獨立の一校となれり。工業學校は現時學
 生五千八百人あり經費年額二萬三千磅を要する大なる學校たり。千八百八十五年音樂學校を本學院
 の一部とし年々盛大に向へり。音樂學校と關聯して『素人オペラ』會あり千八百九十一年には『パー
 ミンガム素人オーケストラ』會を本校の附屬とし千九百七年其目的を遂行して解散せり。

音樂學校の教師三十二名學級四十常時出席學生二百餘名の外本學院に於ては近代の國語及び文學
 歴史及び古代文學(十九學級) 算術及び數學(六學級) 科學(二十三學級) 商業(二十三學級) 公
 務(一學級) 發聲(一學級) 總計七十三學級を有し二十餘人の教師之を擔當せり。千九百九年中の
 入學者二千四百四十五人音樂學校の入學千七百二十九人合計四千七百七十四人あり。特に市内小學校

の教師の入學する者多し。

本學院の學生を獎勵する爲め多數の賞與金を設け各部門に分ち成績優等なるものに與ふること、せり。普通部に於ては學生の授業料のみを以て經費を支辨するを得ず國庫の補助金其の他普通部會員の醜金等を以て之を補ふものなり。千九百九年中に於ける會員の醜金は二千四百七十八磅に達せり。本校經費總額は年額一萬磅内外にして収入は之に達せず千九百九年度の豫算左の如し。

普通部經費	二千二百四十六磅十志十片
實業部經費	七千五百十六磅十九志十一片
修繕費借金利子其他	二百五十二磅十七志二片
經費合計	一萬十六磅七志十一片
普通部收入	二千五百二十一磅七志二片
實業部收入	五千六百八十二磅三志四片
雜收入	一千二百二十九磅十片
收入合計	九千四百三十二磅十一志四片

即ち収入の不足は五百八十三磅十六志七片にして年々此の傾向を以て推移するときは不足額巨額に

達すべし、隨て速に年々確定せる収入を得るの途を開く必要あるべし。

本學院に附屬せる會合種々あり、就中『バーミンガム』考古學會は千八百七十年を以て開設せられ、時々會合を催し考古學に關する論文の朗讀討議等を爲し夏期に於ては古跡名所等を尋ね地理上歴史上の研究を爲し、年一回報告書を發刊す。其の他將棋俱樂部あり、自轉車俱樂部徒歩漫遊會あり、文學及討論會沙翁戲曲會あり。學院雜誌は千八百八十二年に發刊せらる、ハワード、エスピリアソンの編輯する所にして現今有力なる文學及歴史の雜誌たり。科學會は千八百五十九年創立會員百三十五人あり、集會及討論を催す。『素人オペラ』會は時々開演す。教師及學生組合は師弟間の友誼親睦を圖る。

四、『バーミンガム』市立美術學校

千八百十四年市内美術家有志家美術院を創立したるも暫時にして解散し、千八百四十二年『バーミンガム』美術協會創立せられ、美術及工藝の獎勵を目的とし其手段として學生を養成し優秀なる彫刻の模型其他諸般の美術の傑作品を蒐集陳列すること並に展覽會を開催せり。其後會員中意見を異にするもの二派に分れ、一は『バーミンガム』美術家協會を組織し、他は『バーミンガム』美術及意匠圖案學校協會を組織し後者は意匠圖案學校を設立せり。千八百五十八年に於て學生八百二十

名あり、校舎は初め美術家協會と同一家屋を使用したるも千八百五十年『ミッドランド』學院に移したり。校舎新築の必要ありたるも經費支辨の方法を缺き久しく種々の建物の一部を借りて満足せり。千八百七十七年無名氏の寄附金一萬鎊を得たりしが、後に至りて此寄附者はルイザ、アン、ライランド嬢なること判明せり。而してライランド嬢の寄附は良校長を任命し其の俸給を年額六百鎊とすることを條件とし寄附金残額は之を奨學金に充つべしとせり。其の結果イ、アール、テーラー校長に任じ千九百三年に至るまで在職して専ら其の職務に盡瘁し校運頗る隆盛なりき。千八百八十一年生徒増加し校舎狹隘を告げたるを以て校舎を改築するに當り補助金を市會に請求せり。而して一方に於ては更に本校を市立に變更するを條件として、無名氏より一萬鎊（ライランド嬢なること後日判明せり）リチャード、タンギト、デヨード、タンギトより校舎建築費として一萬鎊の寄附あり。市會は此の條件を充し校舎を新築せるも須臾にして狹隘を告げ更に校舎を擴張するに至れり。『グイットリア』市街學校は千八百九十年本校の分校として創立せられたるも、市の寶玉商銀細工商組合は之を以て足らずとし之を獨立校とするに決したり。寶玉商銀細工商組合は學校維持費として年々一定の金額を醸出するの外、學生授業料の半額を負擔し他の半額は學生の雇主をして負擔せしむ。組合は雇主に對し學生を晝間通學せしめ而も従前と同額の給料を支給すべきを勸奨せり。

本校に於ては市内の各小學校を巡視する教師及視學六人を置きて繪畫等の教授を指導監督す。各小學校は普通毎三週一回宛巡視する割なり。尙時々小學教員の講習會を開設す。政府の認許により年々繪畫教員の檢定試験を施行す。市内に五個の夜學部を設け其の中四校は之を小學校内に置き一校は千八百九十八年工費一萬鎊を以て建築せる校舎を使用す。

本校の管理は美術館及美術學校委員會の掌る所にして千八百八十四年以來引續き市參事會員ウイリヤム、ケンリック之が委員長たり、同委員會は美術學校部『グイットリア』學校部財政部美術館部の四部に分かたる。委員は市會議員七名終身委員（本校が市立に變更せし以前本校委員たりし人々）及委員會に於て選舉せる委員等を以て組織し年々委員長を選舉す。委員會は普通毎月一回開會一定の委員を選び毎月一回學校を視察し狀況を報告せしめ、政府は三年毎に本校を臨檢し補助金を下附す。其の金額は千九百九年に於ては約四千鎊なり。

本校には特別科として眞鍮器科家内裝飾科及建築科を置く。本校の在籍生徒數は約四千人教師百餘人にして教師は實際美術工藝に經驗ある者より採用したる者多し。奨學金特選給費の制あり成績優秀なる學生は之に依りて研究することを得るなり。

五、『エドワード』六世の學校

千五百五十二年のエドワード六世の特許状に基づき創立せるものにして市の營造物中最も古き歴史を有するものなり。本来の名稱は「エドワード」六世公共文典學校と稱し始め「ギルド」の事務所を校舍に充用し千七百七年校舍を新築し市内に分校二夜學校一を設けたり。現今の校舍は千八百三十六年の建築に係る。

千八百七十八年の頃本校は古典科英語科及初級科に分れ生徒五百八十四人あり。校内に八個の分校を置き男生六百七人女生五百五十四人を教授せり。千八百八十三年前記分校は之を高等小學校とし文典學校と名づけ本校は之を高等學校と稱するに至れり。近時新に「ハンツワース」女子文典學校を開設する議あり。

六、「パーミンガム」大學

千八百二十五年ウイリヤム、サンズ、コックス「パーミンガム」醫學校を創立し、翌年ウイリヤム四世の特許を受け「パーミンガム」王室醫療學校と改稱し、千八百四十三年女王病院と合し女王學院と稱するに至れり。千八百八十年「メーソン」學院開設せられ、千八百八十二年「メーソン」學院及女王學院は各同一講師を以て双方の講義を擔當せしむることとし、千八百九十二年に至り女王學院は「メーソン」學院の一部として女王醫科と稱するに至れり。「メーソン」學院はジョシユア、メーソン

の寄附により創立せるものにして、同人は建築設備費として價格二十萬磅を有する財産及金員六萬磅を寄附せり。メーソンは千九百六十九年を以てアーチングトンに孤兒院を開き三百人の孤兒を收容する設備を爲し價格二十萬磅の土地を寄附せり。メーソンの歿後十五年即ち千八百九十六年に於て評議員は「メーソン」學院を大學組織と爲すの議を立てジョセフ、チャンパレンを其總長とせり。之に先だつこと一二年教員養成所を本學院の一部としジョーヂ、デクソンは二千磅サー、ジョーヂ、ケンリックは五千磅を寄附せり。千八百九十八年大學設置の特許をヴィクトリヤ女王に請願して寄附募集を開始す。ジョーヂ、ケンリックは一萬磅別に市長として一萬磅を寄附しチャンパレンの斡旋に依りカーネギーより五萬磅無名氏より五萬磅（後に至りサー、チャールズ、ホルクロフトなること判明せり）を醗集しホルクロフトは後更に五百磅を寄附せり。かくて千九百年特許を得千九百一年一月二十世紀の初頭より開校するに至れり。

第二節 圖書館及美術館

一、圖書館

「パーミンガム」公共圖書館は英國内の公共圖書館中最も盛大なるものにして、實に國內のみならず文明國を通じて一般に重視せらるゝ所なり。参照圖書館貸出圖書館の二種あり、前者は二十一萬二

千巻後者は十二萬二千巻總計三十三萬四千巻を具ふ。國內各地より特に參照圖書館を利用せんとして來る者少からず。何等物質的利益を得て市税の輕減に充つるを得ずとするも住民の受くる精神上無形の利益は測り知るべからざるものあり。市の所有する一大財産なりといはざるべからず。其の藏書に係る三十三萬四千巻の圖書は之を一例に並立するときは其の長さ殆ど八哩に續くべし。千九百九年中に於ける圖書館の貸出冊數は百五十萬巻に上り中百萬餘巻は貸出圖書館より市民が自宅に借出したるものなり。一面には市民に高尚なる娛樂を供し一面には其の教育感化の效を擧ぐ、其の利益莫大なるものあるは贅辯を要せざるなり。

千八百五十年の公共圖書館條例に基づき千八百五十二年パーミンガムに於て公共圖書館を設置するの議起れり。同年市長は市會の決議に基づき同條例を採用すべきや否やを市民總會の投票に附したりしに、市民總數七千人中投票總數八百九十七可とする者五百三十四否とする者百六十三ありしも、同條例の施行に關しては投票總數三分の二の多數を要するを以て廿五票の不足にて遂に否決となりたり。然れども千八百五十九年に至り同條例施行の議市會に提出せられ、特別委員會の審査報告の後市會之を可決し、市長は之に基づき市民總會の議に附し其大多數の賛成を得て同條例施行に決せり。仍て之を實行する爲め市會議員八名特別の學識經驗ある者八名を以て組織する委員會を

任命せり。委員は周到なる調査の後經營方針を定め市會の議に附せり。其計畫の大要を擧ぐれば中央參照圖書館に於ては讀書室新聞室を具へ美術館を附設し市内に四個の貸出圖書館を設け各新聞室を附屬せしむるに在り。貸出圖書館は借家とする計畫にして新設費を合せ初年の經費各八百十三磅合計三千二百五十二磅爾後の維持費年額各三百七十磅合計四百八十磅なり。而して市會は之を可決し同委員をして之を實行せしめたり。貸出圖書館は千八百六十一年に於て其一個を開始し他の三個は位置選定等の困難の爲め遅延し、千八百六十四年下院議員アツダリーの寄附に依り別に一個の貸出圖書館開館するに至れり。次で委員は貸出圖書館及新聞室を兼ね具へたる參照圖書館設置に著手し千八百六十五年貸出圖書館及美術館開館翌年參照圖書館開館同時に他の貸出圖書館も成功し當初の計畫全部完成せり。千八百六十八年沙翁記念圖書室開設せられて特に一室を之に充て沙翁の著作並に沙翁に關する著作を蒐集せり。右に就ては特に寄附を爲せるものあり、其初めに於ては千二百三十九巻を蒐集せしが逐年増加して七千巻に上れり。

圖書館條例は一磅に付き一片の課税を認むるに止まるが故に經費の不足を感じ必要なる書籍を蒐集する能はざりき。蓋し其收入總額は四千五百磅なるも其中二千磅は圖書館設置の爲め發行する市債の元利償却に充つるを要し、殘額二千五百磅を以て凡ての圖書館及美術館を維持せざるべからざ

ればなり。然れども千八百八十三年に至り圖書館條例に依る課税制限解除せられ収入増加せし爲め圖書館の設備も亦完全となるに至れり。當時之が爲め或は經費の膨脹を來すべきを虞れたるものありしも、爾後今日に至るまで冗費を支出せることなく常に一磅に付き一片半を越ゆることなし。千八百七十二年に於て圖書館日曜開館の議あるや市内の宗教團體は盛に之に反對し、寺院十二其の他の宗教團體七連署して日曜公開反對書を市會に提出し議論頗る沸騰せしが、遂に十七票に對する二十五票の多數を以て日曜公開に決せり、千八百七十五年二千二百八十五磅を以てフイウイクシャイアの古記録を購入し歴史家の珍重する所となりたり。

千八百七十九年圖書館の一部より火を失し圖書館全部烏有に歸し參照圖書館の藏書五萬卷中燒失の災を免かれしもの僅に一千卷に過ぎず。沙翁書籍室フイウイクシャイアの古記録も總て燒失貸出圖書室は階下に在りしより一萬七千卷中一萬五千卷は無事なることを得たりき。公共圖書館委員會は直に圖書復舊の手段を講じ保險會社より保險金二萬五千磅を領收し一般市民の寄附金一萬五千磅を合して圖書の蒐集に著手し國內各方面の同情助力に依り迅速其の功を收めたり、而して一方市會に於ては同年を以て圖書館建築の議を決し千八百八十二年を以て竣成開館するに至り。從來圖書館に附設せる美術館は之を分離し別個の委員をして管理せしむることゝなれり。爾來市内の圖書館分

館は或は之を新築し或は從來の建物を改築し或は其規模を擴張し、當初の計畫たる圖書館は全く其の面目を一新せるのみならず新に五個の圖書館を設くるに至れり。かくて年々之が進歩改善を施し特に市民の利便を圖る爲め圖書の貸出閱覽は出來得る限り簡便の方法を採れり。

千九百九年中貸出圖書館より特別貸出を受けたる者三萬八千人中一萬四千人は十四歳以下八千人は十四歳乃至二十歳にして成年者は一萬六千人に過ぎず。市民中成年者は其の數十萬を越ゆべきを以て將來更に多數の市民が圖書館を利用するに至るを望む。毎日の貸出は五千に上る。尙圖書館に附設して公開講演の制を設け一般市民をして圖書館の内容を知り益之を利用するに至らしめんことを期せり。講演は種々の題目に涉り其の効果少からざりしものゝ如し。

各圖書館には新聞室を附設し倫敦其の他の都市又は地方に發行する新聞の主要なるもの並に外國新聞殖民地新聞を備ふ。中央新聞室の閱覽人は毎日七千人に上り參照圖書館讀書室新聞室閱覽人を合するときは毎日二萬九千人以上となる一ケ年總計九百萬人に上る割なり。然れども閱覽者中には之を利用するに非ず單に暖爐の附近に午睡を貪る者もなきに非ざるべし。尙新聞室に入る者は大多數は廣告欄を見るに在るを以て、數年前より特に之が爲め就業案内欄を切り抜き午前七時三十分までに廊中に貼出し何人も容易に之を見るを得しめたり。

千九百一年以來日曜日にて兒童圖書室を開くこととせり、是れ前年日曜日に於て参照圖書館に入館する者非常に多く殊に兒童の入館者多かりしに依る。兒童の大多數は讀書するに非ず、多くは口繪を見て娛しむに過ぎすと雖も、之によりて讀書の習慣を養成するを得べく、街上惡戯を爲すに比して優るべきものあるは論を俟たず。

参照圖書館に於ては書籍の増加に従ひ藏書室を増築する必要生ず。貸出圖書館の新刊書増加するも同時に舊書籍の不用なるものは漸次之を除くが故に其の數必ずしも増減する所なしと雖も、参照圖書館に於ける藏書の増加は底止する所を知らず、久しく藏書室増築の必要に迫られたるが、千九百九年工を始め新聞室の地下を掘り十萬乃至十五萬卷を藏むべき藏書室落成せり。今後二十年乃至二十五年間は別に増築の必要なかるべきなり。

二、美術館

千八百六十四五年の頃個人所藏の繪畫を市に寄附する者あり。市會は之を圖書館の一室に收め別に個人所藏の繪畫を借り受け併せて千八百六十七年に於て之を一般公衆の觀覽に供せり。其の規模極めて小なりしも尙五ヶ月間に於て三萬四千五百六十人の觀覽者あり。千八百七十二年に至り規模の大なる展覽會を開設し、陳列畫の點數を増し各土曜日の夜並に日曜日の午後公開せしに觀覽者

十四萬五千人に達せり。千八百七十五年當時の市長チャンバレン千磅を寄附して工藝美術品の蒐集費に充て、次で翌年武器博覽會より多數の美術品の寄贈あり。同年の觀覽者總數四十萬人に上れり。千八百七十八年タンギは市會が常設美術館を建築するに於ては美術品蒐集費として五千磅を寄附すべく、尙市會が同額の寄附金を募集するに於ては尙五千磅の寄附を追加すべき旨を申込みたり、依て市會は此二條件を充たし美術館建設委員を任命したり。委員に於ては當時新築の必要に迫れる瓦斯局の階上に常設美術館を設くることとし、其の建築費は瓦斯事業の益金を以て之を支辨することを瓦斯局と協議し、工費五萬磅を以て之が建築を爲すに決せり。かくて千八百八十一年を以て其の工を起し千八百八十五年の開設式には當時皇太子たりし故エドワード七世陛下親しく臨場せられたり。美術館に陳列すべき美術品は同時に之が蒐集に著手し獨り美術品のみならず工藝品裝飾をも併せて之を陳列することとせり。仍繪畫に就ては個人の所有品を借受くるを以て足れりとせず更に出來得る限り速に之を購入するの方針を採れり。次でタンギの寄附金を基礎とし一般の寄附を募り旬日にして一萬七千磅の申込を受けたり、即ち之を美術品購入基金とし特別委員をして之を管理せしめたりしが、爾後美術品の蒐集完了せるを以て此の委員は解散せられたり。個人の繪畫を寄贈するもの亦甚だ多く館内の所藏品は漸次増加せり。此の如くして美術館の建築は瓦斯事業の益金を

以て支辨し、美術品又は美術品蒐集費は市内實業家の寄附する所にして、市民の負擔する所は單に美術館の維持費に止まれり。美術館入口の記念碑に於て『産業の利益を以て美術を奨勵す』と記せるは蓋し此の意を示すものなり。

館内美術品の陳列方法に付ては力めて觀覽者に便宜を與ふるを期し、各品に就きて詳細なる説明を附せり。美術館所有品の價額總額十六萬五千磅内繪彫刻品十一萬五千磅裝飾品工藝美術品五萬磅なり。此の他常時借入の陳列品の價額頗る巨額に上るはいふまでもなきなり。

陳列の繪畫は英國近代に於ける傑作品の粹を集めたるものにして、就中所謂ラファエル前派の作品は本館の所藏を以て世界隨一とするは歐洲批判家の一致する所なり。ロセツチ、バインジョーンズ、ミレト、フォードマドックス、ブラウン、サンデイス等の作品は其總數八百點に上り、他に類例あるなし。亦デヰイドコックスの油繪を所藏すること本館に及ぶものなし。工藝美術品の蒐集亦頗る多く文藝復興期の伊太利工藝品の如き地方美術館中及ぶものなし。陳列品點數千八百八十五年に於ては一萬千二百二十四部に止まりしもの現時は二萬九千部に上れり。寶玉類、金銀細工、象牙木材大理石の彫物、玻璃器、鐵器、裝飾品銅、レリス、繡物、陶磁器等の類なり。工藝美術品は當業者をして圖案意匠に關し參考模範となる所多し。美術館開館以來借入れたる繪畫七千點、其の他の

美術品五千點に上り王室所藏品其の他各地の貴族紳士の所有品を包含せり。此の中にはゲーンズバロ、レノルツ、ロムネー、レバイン、ホツプナー其の他大家の作品あり。遠く大陸より特に之を觀覽せんとして來るものあり。本館の價値を高めたること少からず。

所藏品の増加と共に舊美術館は狹隘を告げ展覽會を開くこと能はざるに至り、千九百五年ジン、フイーニー五萬磅を市に寄附し美術館建築費に充て剩餘は美術品蒐集費に充つべきものとせり。仍て市は市廳新築の必要あるを以て其の階上を美術館とする計畫を立て目下設計中に屬す。新設美術館には博物部と希臘羅馬の彫刻品の模型を陳列する部を設くべし。後者は漸次擴張して之を古代美術部と爲す計畫なり。

美術館は市會議員八人委員の選舉せる者八人を以て組織する委員會の管理する所なり。經費一ヶ年平均三千七百磅にして英國内に於ける他の美術館の經費に比し頗る小額なり。一ヶ年中耶蘇復活祭前の金曜日及耶蘇降誕祭の二日の外休館せざる規定なり。

第三節 病院

パーミンガムの病院は百五十年前の創業に係り特に最近三十年間に著しき發達を爲したり。盲者聾者啞者狂者に對する設備の外病室二千七百八十七の設けあり。其の現狀を述ぶるに先ち聊か茲に

其の沿革を討ねんとす。

遠く十三世紀の後半使徒「セント、トマス」病院なるものあり、僧侶の居らざる寺院に外ならずして始めは行人の宿泊所を兼ね宿屋たると同時に病院たり。就いて救助を求むる者あれば身體の保育と共に精神の教養をなさしめんとしたりき。同病院はヘンリー八世の時廢止されたり。

中世に於ては病院は僧舎と同義にして共に等しく病者老癯者を看護するに努めたり。外來患者は一週一回診察して其の處分を與へたり。十八世紀の初めに至りて始めて大なる病院建築せらるゝに至りたるも、衛生設備頗る不完全にして多數患者を密集せしめ、其の他傳染を防ぐの設備無きこと等の理由より自宅患者に比し其の死亡率遙に高かりき。其の病氣の種類如何に拘らず治療方法は總て同一にして一病室に數人の患者を收容し、其の食物及投藥の如き極めて粗惡なるを見れば其の死亡率の高き亦怪しむに足らざるなり。

一、普通病院 千七百六十五年ドクトル、ジョン、アシユは病者又は不具者に對する病院設置の必要を切論し有志の集會を催し病院設立のことを發企せしに寄附の申込を爲す者少からず、依て翌年敷地を購入し病室百個を有する病病院の建築に著手せり。然れども種々の故障ありて寄附の應募額豫定額に達せず、建築に著手せしより漸く十四年を経千七百七十九年に至り病室四十醫師四人看護婦四人を以て開院するに至れり。爾來病室の數漸次増加し千八百八十五年には「ジャツフレ」郊外分院を設けたり。

時勢の進歩と共に病院の設備不完全にして周圍の衛生に害ありとせらるゝに至り千八百九十七年新に病院を建築せり。寄附金額七萬五千五百磅寄附者三百二十餘人而して其の後旬日の内更に八萬四千磅の申込を爲せるものあり。新病院は國內に於て最も壯麗なる建築物の一にして患者に慰安を與へ病苦を輕減するの設備頗る完備せり。入院患者に對する病室三百四十九外來患者の診察室控室等あり。之と離れて傳染病を治療する建物あり。敷地建物其の一切の設備費二十一萬九千四百五十九磅を要せり。千九百九年中に於ける入院患者五千五百二十六人外來患者六萬五千五百五十一人にして、中入院患者四千九百四十八人外來患者四萬三千八百九十七人は無料治療に係り、急病者は特に應急の手當を施せり。最近三ヶ年間に於ける經費年額二萬六千二百二十二磅收入二萬三千九百七十一磅にして收入不足二千二百五十一磅なり。

二、女王病院 パーミンガム第二の大病院にして千八百四十年「パーミンガム」醫學校と共に創立せられたり。同校は千八百四十三年營造物法人となり女王學院と稱せり、内科部醫師三名外科部醫師三名外來患者掛内科醫師二名外科醫師三名眼科專門醫等あり。

初め千八百二十八年を以てパーミンガムに醫學校を設置するに決したりしが、爾後同校の位置に付屢變更あり。千八百三十八年ドクトル、ワインフォードは十四年間に二萬七千五百五十磅の寄附を爲し上は王太后アデレードを始め之が寄附を爲す者少からず。千八百四十年病院建築に著手し翌年病室七十を以て開院す。故ヴィクトリア女王の眷顧を被むり女王病院と稱しアルバート親王之が總裁に任ぜらる。千八百八十年「メーソン」學院の開院せられし以來生理學化學生物等の講義は同學院に移され、更に千八百九十二年女王學院の醫科は「メーソン」學院の女王醫科となり、現時は「パーミンガム」大學の一部たり。而して女王病院は同時に之を擴張し千八百四十五年新に傳染病室をも附設せり。

入院者は其の初めに於ては寄附者の切符を携帯する者に限りたるも、千八百七十五年無料病院として當局者に於て診療を受くべき者を認定することとなりたり。一志の登録手数料を徴収するの定なるも多くの場合に免除せらる。其後漸次發達を見遂に千九百八年新式の設備を施し看護室を増設せり。病室はその數百七十八にしてこの中普通病室六十外科室百十八外に眼科治療室等あり。

千八百七十七年に於ては患者數一萬六千七百七十七人なりしに千九百八年に於ては三萬九千四百八十三人内入院患者二千六百八十五人外來患者三萬六千七百九十八人なり。最近三年間に於ける經費年

額平均一萬四千七百二十九磅收入一萬七百七十八磅收入不足三千九百五十一磅なり。

三、類似療法病院 入院患者部外來患者部往診部あり。入院患者に對する取扱は他の病院と異なり一定數の病室を設け相當の治療代を支拂ふことを得る者に使用せしむる組織なり。千九百八年に於ける患者總數四千六百九十八人内四百三人は入院患者なり。

四、普通施療院 英國に於ける施療院は千七百九十年倫敦に設置せるものを嚆矢とし、其の成績良好なりしよりパーミンガムに於ても早く千七百九十三年より之に倣ひて個人の經營するものあり。千八百八年施療院開院せられ千八百七十一年以降漸次擴張して市内所々に支部を設けたり。千九百八年に於ける患者は五萬八千九百七十七人に及び其の取扱件數七萬四千六百九十五を算す。患者一人に對する費用は平均三十志五片にして一般人民殊に勞働者の施療を受くる者頗る多し。

五、畸形矯正病院 千八百十七年の創設に係るものにして千八百五十八年以降漸次規模を擴張せり。身體各部の畸形を矯正するを以て目的とす。一年大約三百人の入院者あり多くは小兒なり。最近三ヶ年間に於ける取扱件數一ヶ年平均千三百六十六件外科手術五百四十件千九百九年の治療件數は一萬二千八十件なり。經費は大部分機械器具の設備に充つるものにして一ヶ年大約三千磅なり。

六、眼科病院 千八百二十四年を以て開設す。此の地方に於ける特科病院の最良なるもの一なり。

市内並に市附近の貧民に便宜を與ふる所少からず。ミッドランド地方に於ける主要なる眼科醫學校たり。一ケ年の經費は約七千五百磅にして約四千五百磅の寄附あり。

七、産婦病院 千八百四十二年に開設せり。初めは産婦のみならず小兒科婦人科患者をも收容したるも、成績不良にして殊に入院者の死亡率多かりしより、之を産婦の取扱のみに限定し且患者を入院せしめず、往診して各自宅に於て保養せしむる方法を採りたり。近時難産の場合に於ても産婦を入院せしむる方法を設け尙産婆の養成に努むる所もあり。

八、耳鼻咽喉科病院 千八百四十四年開設病室四十一患者數七千八百二十七人經費年額三千磅を算せり。

九、齒科病院 千八百五十九年開設一ケ年齒科手術三萬を超ゆ。千九百九年市内の小學兒童二千人を診療したる結果に依れば百人中九十六人は齒に故障を有せりといふ。齒科學校として大學と聯結し齒科醫免許狀を附與す。

十、小兒病院 千八百六十四年の開設に係りパーミンガムの病院中最も成功せるものゝ一にして無料病院組織を最初に採用せるは本病院なりとす。

十一、婦人病院 千八百七十一年開設現存の病院は千九百四年の建築に係れり。千九百八年中に於

ける治療回數一萬八千八百四十五件數三千七百七十三大手術七百九十九件中三百八十六件は腹部切開の手術を施せるものなり。

十二、皮膚毛髮病院 千八百八十一年開設現存の病院は千八百八十八年に於て建築せられたるものなり。千八百九十年患者入院の設備を爲し藥湯其の他浴場を附設せり。

十三、「ブラックフェル」療養所 千八百七十三年開設男女病室各四十室寄宿舎二棟各二十室を備ふ。患者の入院は冬期中二週間乃至三週間とし「ギニー」を以て入院することを得。

十四、「モーズリーホール」兒童保養病院 初め兒童病院に附屬せる療養所ありしも故リチャード、カドバリー之を不足なりとし其の寄附主唱によりモーズリーに之を設立するに至れり。他の病院に於て治療の結果回復期に向へる兒童其の他疾病に罹り身體虛弱なる者を收容するを目的とす。千九百八年に於ける收容兒童九百五十四人其の入院日數平均三週間なり。

十五、看護婦會 千八百七十年の設置に係る。千九百八年中看護婦が家庭を訪問すること毎週千八百回にして、繙帶其他諸種の看病方法に付き市民に多大の便宜を與へたり。

十六、跛者組合 近時ジョージ、カドバリーの寄附せる所にして、庭園を設け清鮮なる空氣中に休養せしめ出來得る限り不具の患苦を軽減せんとす。

病院維持に須要なる金員を得るの方法として、僧侶宗教々師等の有志と聯合し、市並に市附近の寺院に於て地方醫療慈善會を作り一般寄附を募集し病院日曜基金を作る。爾後他の都市の之に倣ふもの多し。千八百五十年普通病院の爲め五千二百磅を募集し、翌年は女王病院更に其の翌年は其の他の病院の爲に募集し、爾後此の順序に従ひたるが千九百四年以降各病院を合一して募集し、一ケ年通例五千乃至六千磅の寄附金を醸集せり。次で主として職工の爲に設けたる病院に對しては職工に於ても一定金額を寄附するを得べしとし、早く千八百六十九年に於て小額の寄附を募集し、釀金四千七百五磅を以て千八百七十三年病院土曜基金を創始せり。目下毎週市内並に市附近の各工場に於て募集す。此の金額漸次増加し一ケ年二萬磅に達するに至れり。千八百九十一年以前に於ては集金額は總て直に病院に交付せるも同年以後一萬磅を病院に交附し、殘額を以てタイニコロド、マールホル、レッドハウスの保養所等の設立維持費に充つるに至れり。千八百九十一年初めて一萬磅を病院に交附せる當時は病院の經費年額六萬千六百八十八磅に止まりしに、現時は九萬六千五百五十五磅に上れるが故に、病院土曜基金より病院に交附する金額も之に應じて増額するの必要あるべきなり。以上を以て個人の任意の寄附金を以て維持する病院を終れり。以下市費を以て維持する病院に就きて略述する所あらんとす。

「パーミンガム」病院は千八百八十九年を以て開始す。病室千百室即ち内科病室八百室癩癩病室三百室看護婦百二十五人あり。癩癩病室は近時之を分離しパーミンガム、アストン、キングスノルトン聯合してマナーハルに之を置く。癩癩者に對する大病院の外熱病院あり。傳染病院は千八百七十七一年開設せるものにして千八百七十五年公共保健條例に従ひ設備完全となり比年病院の増築あり、目下患者八百四十九名を收容する設備あり。千九百九年は例年に比し比較的傳染病流行せざりしも尙猖紅熱患者二百六十二人實扶的利亞四百六十六人腸室扶斯百十人を收容せり。近年市内に於ける初期肺病患者を收容する療養所設置の必要痛論せられ、保健委員は敷地を購入し患者四十人を收容する設備ある療養所を設置せり。

從來個人任意の寄附を以て維持する病院に就ても總て市税を以て維持せんとする議あり。施術治療の經費は漸次増加し單に之を個人任意の寄附に依頼する能はざるに至れるなり。將來或は國庫補助を仰ぐと共に市の公費を以て之を維持する必要生ずべし。

第四節 貧民救済の設備——貧民保護員及び「バアミンガム」市救済會

一、貧民保護員

十一世紀以前より貧困者は僧侶寺區の住民之を救済すべきものとし、何人も衣食に窮して死する

に至ることあるべからずと思惟せられ、千五百年の頃には病者貧困者救助の爲め普通寺院其他の設備七百五十に上りしが、十六世紀の中葉に至り此等の病院は廢止せられたり。之より先薔薇戦争（一四八〇年）の結果多數の人民職業を失ひ糊口に窮し乞丐の國內を放浪する者少からざりしより、遂に法律を以て各寺區の寺院に於て金員を醜集し、以て此等の乞丐をして正業に就かしむべきを命じたり。其後寺院の醜金を以てしては不足を告ぐるに至り、千五百六十年エリザベス女王の朝に於て住民の家屋土地に課税する方法並に貧民税を徵收すること、定められ、尙同女王朝の千六百一年現行貧民法の根本たる法律制定せらるゝに至れり。當時失業者をして就職せしめんとせる生業は農業に非ずして麻布羊毛鐵器等の製造業にして、失業者は此等の職業に従事するの熟練を缺き之を習練せしむる手段も講ぜられず。貧民税として徵收せる金銭は單に貧困者に對する施與金其他無益なる事業の貸銀として支拂はれ其の結果貸銀低落し貧民増加せり。ジョージ三世の頃病者不具者の外健康者は勞働に従事せしむべく之が工場を設けんとせるも失敗し、千七百九十六年再び健康者にも救助金を施與するに至れり。千八百三十二年委員を命じて貧民救済に關する法律の調査に従事せしめたり。其報告に依れば救助金の濫用に依り國民は却て依頼心を生じ、殊に健康なる貧窮者に救助金を與ふる爲め、正當なる勞働者の賃銀を減少し却て困難を感ずるに至らしめたりといふ。千八百

三十四年修正貧民法發布せられたるも、同法は從來の法律を廢止することなく單に寺區の組合をして工場を設置せしめ、貧民なりや否やに就ては一層嚴格なる調査を爲し、救助金の施與に制限を加へ殊に壯健なる貧民は必ず工場に於て勞働に就かしむるに在りたり。尙國內に於ける救貧行政は總て有給委員の掌ること、定めたり。後千八百四十七年此委員を廢し貧民法委員會を置き千八百七十七年以降地方行政委員會之を處理すること、なれり。工場に於て病者老幼者を混同して入らしむるは夙に非難せられたるも現に尙病者壯者老幼白痴不幸又は罪惡に依る貧困者等總て同一家屋に住せり。而して是等のものに對しては何等の條件を設けずして少額の救助金を與ふ、充分なる調査監督を爲し充分なる救済を與ふるの主義は屢等閑に附せられたり。社會の事情は交通音信又は新聞紙の發達富の増加機械の發明諸種の會合職業組合其他公私の諸團體の發達等に依りて多大の變化を來したるに拘らず、之に對する施設方法は陳腐を極め不完全なるものなり。

四十年來貧民救助金の施與の外教育に公共保健に癡狂院に國家の支出せる經費莫大なるのみならず、病院孤兒院其他各種の慈善團體の施設經營する所少なからず。然るに貧困者の數は減少せずして却て逐年増加しカトリック、ラスキン、ヂッケンズ其他論客文豪經世家の此の點に關し絶叫するあり。諸種の施設は多少改善せられたるも其の効果極めて微々たり。千九百七年の地方行政委員

會の報告に依ればイングラント及ウェールズに於て貧民法に依り救助を受けたるもの一時的の貧困者癲狂者を合し同年中百七十一萬九千人にして千人中四十七人七の割合なり。國家の之が爲め支出する所千四百五十萬磅に上り今後益増加せんとする傾向あり。

市内の救貧行政は市税負擔者家屋所有者の選舉せる貧民委員會の掌る所にして現時市内三部に保護委員會の設けあり。即ち

「バーミンガム寺區」「バーミンガム」貧民保護委員會

エデバーストン、ハーボーン、バルザルヒース、クイントン、キングスノルトン貧民保護委員會

市内のアストン寺區(サルトリイ及リットルプロムウイチを包含す)「アストン」貧民保護委員會市内の救貧行政を統一し一個の機關をして掌理せしむる方便なるべし。

貧民數						
戸内收容者	戸外救助者					
バーミンガム	三、九三九	二、二九九	癲狂者	九五一	計	七、一八九
アストン	一、六五八	一、六九七		五二〇		三、八七五
キングスノルトン	四一四	七七七		二〇四		一、三九五
計	六、〇一一	四、七七三		六七五		一二、四五九

市住民四十四人に對し一人の貧困者即ち千人中二十三人の貧民ある割なり。右の統計は日々救助を受ける者のみにして、其の他臨時救助を受ける者を加ふるときは其の數更に増加すべし。救貧行政費年額十八萬九千八百三十三磅にして貧民法に依り一磅に付一志五片の率を以て市税を徴収す。

市債利子を合算せる救貧行政費

	勞役場	救助金	住家	モニター	癲狂院	計
バーミンガム	勞役場二九、一五五 病院三四、八五六	一一、七九七	九、二七一	四、八五二	一六、一七三	一〇六、〇七三
アストン	病院 二二、八五一	一〇、三九八	二、八二一	一、六七〇	二一、七六七	五九、五〇七
キングスノルトン	勞役場 六、〇三三 病院 四、七三九	一〇、〇四三	二、二六五	〇	一一、七〇七	三五、七八七
計	九七、六〇三	三二、二三八	一四、三五七	六、五二二	五〇、六四七	二〇一、三六七

救貧行政市債額

- バーミンガム 一〇一、〇六四
- アストン 一四〇、五一五
- キングスノルトン 一五五、三五三

計

三九六、九三二

貧民保護員はパーミンガム三十七人アストン十五人キングスノルトン十二人總計六十四人なり。貧困者を收容する爲め勞役場三個あり。此等の勞役場に於ても男女老幼壯者病者に應じ各相當の處置を採れり。勞役場に於ては園圃庭園の農作家禽豚の飼養入場者の衣服の製造等を爲す。癲癩病者白痴者を收容する爲めパーミンガム、アストン及キレグスノルトン聯合貧民法移住所をモニールに設く二百十人の收容する設備あり。次に「パーミンガム」及「キングスノルトン」病院あり、貧困者の救済並に其の獨立市民たる地位を恢復せしむるに努む。更に三個所に兒童住屋を設け勞役場に在る貧民の兒女を收容して其の教化に努む。

千九百十年一月一日貧民保護員の保護を受くる兒童

勞一役場 兒童住屋 病院	パーミンガム		アストン		キングスノルトン	
	男	女	男	女	男	女
	二八四	二四二	一七一	一四四	三一五	二二四
	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	五〇	二七	〇	〇	?	?
	計	計	計	計	計	計
	六〇	六〇	二二	一九	一一	?
	以下三歳	以下三歳	以下三歳	以下三歳	以下三歳	以下三歳
	一〇四	一〇四	〇	〇	〇	〇
	二七	二七	〇	〇	〇	〇
	計	計	計	計	計	計
	一三一	一三一	二七	二七	六三	?
	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	八七	八七	八	八	八	八
	計	計	計	計	計	計
	三五一	三五一	四〇	四〇	八〇	?
	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	三五九	三五九	二六八	二三〇	五七九	?
	〇	〇	〇	〇	?	?
	計	計	計	計	計	計
	四四	八七	三六	二七	六三	?
	二	三	四	四	?	?
	計	計	計	計	計	計
	三〇	三〇	三	三	三	三
	計	計	計	計	計	計
	三〇	三〇	三	三	三	三

特許學校 下宿せる者 盲啞學校 計	パーミンガム	アストン	キングスノルトン
	四四	八七	一三一
	二	三	五
	〇	〇	〇
	計	計	計
	三八〇	三五九	八二六
	〇	〇	〇
	計	計	計
	二六八	二三〇	八
	〇	〇	〇
	計	計	計
	三七一	三七一	三七一
	〇	〇	〇
	計	計	計
	三七一	三七一	三七一

パーミンガム貧民保護員の調査する所に依れば千九百九年以前五年間に於て兒童をして一定の地位に就かしめたる結果左の如し。

成績頗る佳 成績相 不充分 悪 成績佳中 行方不 地位より 死 亡 痴 足 能力不 小だ の期に達 せざる者 計	男	女
	四六	三〇
	三九	三七
	六	六
	三	〇
	四	七
	一五	三
	四	〇
	〇	〇
	九	二
	〇	三
	二	三
	一三〇	九一

尙千九百六年以前六年間に於けるキングスノルトン保護員の調査に依れば一定の地位に就かしめたる男女百六人中八十五人は成績佳良なりといふ。自ら生計を營む能はざる者は獨り其者の不幸たるのみならず亦公共の安寧に害あるものなり。現行法に於ては之を強制して救貧の爲め施設せる勞役場其他に入らしむる能はず。尤も此の如き者の勞役場其他に入るを拒む者は其の數多からずと雖も往々にして之れ無きに非ず。殊に不都合なるは二三週間妻子と共に勞役場に入り故なくして勞役

場を出で數日にして更に墮落して歸來する者少からざるに在り。現行法の下に於ては之を如何ともする能はず其の取扱甚だ困難なりとす。

保護員の殊に留意する所は壯健なる貧民の處置及救助金の施與に在り。壯健なる貧民中には或は放蕩の結果たるあり不運に因るあり不義を行へるに因るあり。救貧事業の困難は特に壯健者に對する處置に在りて從來批難の燒點たりしものなり。之に對する充分なる處置方法の講ぜられざるに依り、各種の慈惠救濟會は之を補充せんとして却て徒に紛糾を加へたり。從來壯健者に救助金を施與するは勤勉なる勞働者をして却て貧困に陥らしむるの結果を生じ、法律を以て此の如き方法を禁止するに至れり。壯健者は勞役場に於て勞働に従事せしむるは早くより行はれ現に實行せるも適當の仕事又は相當の練習を爲さしむる方法なきにより困難少からざるなり。救助金受領者殊に其子女を有する場合に於て之を監督すること、其他救濟金の施與を以て出來得る限り之を有效ならしめんとすることは、保護員の殊に注意する所にして各種の慈善團體其他一般人士が特に此點に就き一層助力を與ふるを望むものなり。現行貧民法は種々改正を要する點あり、早晚新法の制定を見るべきも之をして充分の効果あらしむるが爲には一般社會の同情助力を後援とせざるべからざるなり。

二、「パーミンガム」市救濟會

十九世紀の中葉社會の先覺者は當時の貧民法の不備缺點を喝破せり。千八百三十四年の同法改正は疑もなく多大の改善を爲したるものなり。案ずるに舊貧民法は其の根本思想に於て英國の産業を以て跛者とし外部の杖に依るに非ざれば立つ能はずとせるが如きに反し、新法は産業は自ら支持する力あるのみならず亦自ら支持する義務あるものとなすに在りて外部の助力を仰がざらんとせり。此の點は新法の思想を正當とす。唯新法に於ても貧困の原因を尋ね根本的救濟の方法を講ずることを爲さず、單に貧困者を收容するを以て満足せり。此の缺點は夙に識者の痛論せる所にしてカーライルの如き貧困の眞の原因を尋ね救濟策を講ずべきを説けり。獨逸に於てもダニエル、フォン、デヤ、ハイド此の點に關する研究を公にし救濟方法は社會一般の好意に訴へざるべからずとせり。「エルバ」
「フエルド」式はハイドの説に基づくものにして管にエルバ「フエルド」市のみならず、伯林、漢堡、萊府等獨逸の大都市の之を採用せるもの多し。其の要旨は地域を分ち一定の家族に對し各自相互の責任を負はしむるに在り。人口十五萬のエルバ「フエルド」は之を五百十八區に分ち救濟員五百人を置き、人口二百萬の伯林に於ては四千餘人の救濟員、人口七十萬の漢堡に於ては一千五百餘人、略パーミンガムと同數の人口を有する萊府に於ては一千人を置く。然るにパーミンガムに於ては同様の職責を有する保護員三十七人キングスノルトン及アストンを合するも六十四人を置くのみ。

私人的慈善團體は千八百六十年倫敦に於ける國民災厄救濟會を嚆矢とし。次で千八百六十八年貧困及び犯罪防止會を創立し、近時獨逸の制度に倣ひ「エルバトフェルド」式を採用せる都市頗る多し。即ち千九百四年ブラッドフォード市翌年フアリファックス市之に亞ぎ、千九百九年には三十有四、千百十年には六十二市之を採用せりといふ。多少獨逸の制度と異なる所あるも其の趣旨は即ち相同じ。

「バトミンガム」市救濟會は千九百六年創立、市内を北、南、東、西、ボーズリ、中央、エヂバストンの七部に分ち支部は各區域内の救濟事業を處理す。支部に三四又は五の支部委員を設け各事務を分掌せしむ。特に困難にして支部に於て斷行する能はざるものは諮問委員會の議に附す。執行部は本會並に支部の役員並に市民中の有志四十一人を以て組織し、本會事業の遂行に必要な金員を社會より募集すること並に本會事業の成績を監督す。本會經費は市民の喜んで醸出する所にして通常年額二千磅に上り千九百九年の如きは八千磅に上れり。

習慣的乞丐を調査識別するは殊に留意する所にして、實地に取調ぶるの外各種の慈善團體と氣脈を通じて之を窺知するなり。實直なる労働者が疾病其の他一時的の失職に因り困難に陥れる場合に於ては、或は救助金を與へ或は地主家主又は雇主と交渉して貧困者に對し特に好都合なる處置を採

らしむる等本會の事業は頗る成功せり。然れども一般的の不景氣恐慌等より生ぜる失業者に對する處置又は就職難に關して本會の事業として見るべきの成績あるを得ざるなり。固より本會の事業は根本的救済策に非ずして僅に一時の糊塗瀾縫に過ぎざるべきも、現時の状態に於ては之を以て満足し改善を施し見るべきの成績を擧ぐるは之を將來に期するの外なきなり。

五

裏町場末に於ける貧民兒童は田園の風趣に接するを得ざるのみならず、一の綠葉だに見るの機會なく、只雜鬧殺風景なる四周の塵埃場裡に起臥するの外なきなり。然れども往時は必ずしも然らずして、都邑の風趣美はしく田園市街を圍繞し、中世に於ては城壁を以て圍まれ場末なるもの之れなくして、城外は庭園果樹園或は郊外打續きたりき。依是觀之近世文明は幾多の公益を齎したるも、之と共に亦厭ふべき裏町場末を生じたり。急速なる文明開化は田園の風趣を復活するの途なからんなり。

都市の繁榮田園の荒廢は近時の現象なり。機械の發明は従前各戸毎に營みたりし工業者労働者の合同を來せり、労働者は工場に近く住居するの必要あるが故に勢ひ田園を去りて都市に向ふ、田園

に於ける兒童の教育進歩は往々彼等をして單調なる田園生活に飽かしめ亦同様の傾向を生ず。都市に於ては土地高價なるが故に、之より相當の報酬を得るが爲に出來得る限り多數の家屋を建築し、其の結果家屋櫛比し日光も空氣も射入せざるに至る。労働者の墮落と死亡率の増加は避くべからざるなり。國家の一大財産は國民の健全なる發達に在るが故に此の如きは實に國家の大損失なりといふべし。

以是觀之裏町場末は之を改善せざるべからざるなり。其改善の方法は頗る困難なりとす。單に此等の家屋を取拂ひ其居住者をして他所に密集せしむれば是亦弊害を生ず。同じく彼等が支拂ふこと能はざる程の高價なる借賃を要する家屋を建築し、又は工場より距れる場所に設備を爲すも詮なきことなり。家賃高からんか借家人は更に下宿人を止宿せしめ家賃の一部を負担せしめんとすべく、其の結果多數人の密集するに至るべきは避くべからざる所なり。千八百九十年の労働者の住家法律の下に於て裏町場末に關し市の探るを得べき方法二あり。一は漸次裏町を買上げ住家を改築するに在りて多額の金員を要し長年月を経て始めて其目的を達すべし。他は衛生吏員の報告に基づき非衛生的なる家屋の所有者に命じて修築を爲さしめ、何等の施設を爲さざる者に對しては之が取拂を命ずるに在り。ネットトルフオールドは其「實際的住家問題」なる著書中此の二主義を比較し、第一主

義に依り國內の都市を再建するに於ては一人平均七十七磅十五志を要し、第二主義に依りパーミンガム市が各地主を強制して修築せしむるに於ては一人一磅四志三片に止まるといふ。嘗てチャールズ、キングスレーは街路の狹隘なるに伴ふ不便不利を指摘せることありしが、パーミンガム市會に於ては地主に相當の賠償を爲して家屋を取拂ひ街路を拓くの方針を採りたり。ネットトルフオールドの調査に依れば五年間にて修補するの不能又は困難なる家屋六百三十四戸を取拂ひ十二「エーカー」の空地を作りたりといふ。

自轉車及電車は労働者をして工場より離れて居住し、市内に於ける裏町場末を取拂ふも彼等は郊外に居住するを得るを以て苦痛を感ぜざるに至らしめたり。然れども従前富裕なる市民の居住地たりし郊外の現狀果して如何。市の擴張に伴ひ此等の土地は今や家屋建築用として取引の目的となり之を購買して樹木を伐採し道路を通ずるも、何等之に關する條例の規定なきが故に幅員は廣きを要せず、道路を通ずるの經費は成るべく之を低くし放下資本に對する収入の饒多なるを圖るが爲め、其投機業者たると否とに拘らず、常に出來得る限り多數の家屋を建築せんとす。其の結果如何なる街路が新設せらるゝやは絮説の要なかるべし。労働者が市内の裏町より去りて住居を求むる所は此の如き近郊なり。空氣日光等に就ては此の如き近郊は裏町に優ると雖も、田園の風趣は等しく求む

べからざるなり。その活氣なく單調極まるは到底免るべからざる所なり。

市區整理に關しては獨逸人の施設見るべきもの多し、ケルン市の市區整理は之を模範とするに足る。然れども同市は巴里市の先蹤に従へるものなるを忘るべからず。更に多數有志家が田園都市の施設に依り、適宜なる庭園あり田園の風趣に富む家屋を建築し低廉なる家賃を以て賃貸するの經濟上不可能に非ざることを明示せられたるを注意せざるべからず。市區整理に關し碁盤式と蛛網式の二種あり、一は各街路互に直角を爲すもの他は各街路放射線を爲し又は圈狀を爲すものなり。碁盤式は古代より行はれたる所にして其の遺跡少からず。亞米利加に於て此の直角の街路少からず。此の式は直角なるが故に普通家屋の形に適合するの長所あり、而して是れ唯一の長所なり、然れども單に機械的にして趣味なく、又三角形の二邊は常に第三邊より長きが故に交通の不便あり。圈狀の街路の缺亡せることは北米合衆國の各都市を通じて其の不便を感ずる所にして、之を改正せんとする計畫少からず。而かも其の經費莫大なるべきが故に市俄古市が放射線狀の街路を作らんとする計畫の果して何れの日に實現せらるべきやは頗る疑はしといふべし。

蛛網式は市の自然的發達と調和し又中心點を作ることを得べく、各地方の道路は總て都市の中心に向つて之を作ることを得べし。パーミンガム市は此の主義に従ひ發達せり、然れども官衙公署を

中心とし嚴正なる放射線狀又は圈狀を爲すの街路は碁盤式と等しく人爲的にして特徴を缺く。放射線狀を採るときは其の極醜惡なる三角形を爲し家屋の建築に適せざるに至る。更に放射線狀の街路は一直線にして單調に失し、圈狀の街路は循環して終極なきが故に通行者に不快を與ふ。故に最良の方法は此の二主義を折衷して其の中庸を得るに在り。主要なる官衙公署が主要なる中心點となるの外、停車場港灣橋梁等も小中心點となりて放射線狀の道路之に通ずべきなり。主要なる大通を放射線狀とするの外、その他の街路は略直角として家屋建築に適せしむべく、更に主要なる圈狀街路は之を連絡し尙特別の主要なる場所を連絡するが爲には對角線の街路を作るべし。殊に設計は自然の地形に應じ或は丘陵河川に沿ひて曲折すべく或は平地を一直線に貫通すべし。之によりて都市は其の自然の地形特徴に應じ各其の特色を發揮するを得べきなり。中古の都市が發達せるは大抵右の順序に従へるものにして其の美觀は亦一に之に依る。倫敦市が大火に罹り市區整理の好機會を生じたるときサー、クリストファー、レンの採れる所は上記の市區整理の方針に適合せるものなりき。クリストファー、レンは更に此の場合に於て私有土地を一應混合し、新市街の計畫熟したる後成るべく従前の位置に近き同一面積の土地を舊所有者に分配すべきを説けり。此の方法は英國内に行はれたるを聞かずとも、獨逸に於ては往々之を強制することとし、一般社會のみならず各所有者の

便宜を得たること少からず。

一直線の街路は長さに失すべからず、長さに失するときは終局なきが如く見えて單調厭ふべし。宜しく其の眼界の終局する所を作り、一定の建物其の他重要な事物に依り行人の厭倦を感むべし。此の方法は巴里市に於て實行せられたり。少しく曲折せる街路は多少の趣味あり。市區の計畫は宜しく直線の街路と曲折せる街路と共に之を存すべし。亞米利加の市街の單調なるは曲線の街路を缺くが故なり。丘陵上の街路は殊に曲線たること多かるべし。尙家屋の高度全體の調和に付き等閑に附すべからざるものあり。此の點に付てはパーミンガムは何等の方法を探らず市第一の街路たるコトポレリション街の如き家屋は一に寄せ集めに過ぎず。大通りに於ても幅員の不規則なる家並の揃はざるは亦時に興味なくんば非ず。以て單調なる直線を破り家屋の側面を見るを得しむ。家屋の高度は其位地並に街路の幅員に依り制限を加へざるべからず。ケルン市の如きは此の點に關し一定の條例を設く。亞米利加に於ては徒らに高さ建物を作り市の美觀を傷くるを顧みず、其の覆轍に倣ふべからざるなり。

佛國の都市は多く中世に於て城壁を以て圍繞せられ、近世に至り之を破壊し其の遺跡は之に樹木を植付け遊園地とし全市を繞らしむるが故に、嘗に愉快なる散歩地並に公道たるのみならず近代に

於て此の以外に發達せる街衢に清鮮なる空氣を與ふるの便あり。英國の都市は此種の便宜を缺くも機會の生ずる毎に之に新設するを得ざるの理由なし。

將來パーミンガムに於ては主要なる街路の交叉點を空地とするのみならず、多數の裏町は其の建物を取り拂ひ兒童並に労働者等の遊歩休憩すべき空地を作るに至らざるべからず。貧民の住屋に光線空氣を供給する爲め空地を存するは極めて必要のことたり。數個の街路が交叉する所は之を空地とせざるべからず。其の計畫は特に注意し單に數個の道路が中央に交叉し空地を作れるのみにては不可なり。之に依りて單に通路の距離を短縮するを圖るが如きは誤れり。其の中央に於ては各方より交通する人馬密集して却て交通の便利を阻害すべし。此の不便を除き交通の便を圖るには一見奇なるが如きも却て其の中心に障礙物を設くるに在り。然らば之を迂回して交通するを要するが故に雜沓の弊を除くを得べし。尙其の障礙物たるや之を公園泉水又は銅像等と爲すを得べく附近に美觀を呈せしむる亦難からず。

パーミンガムの起源は微々たるものにしてリト河畔の道路に沿ひ鍛冶鐵工の住せる小都會に過ぎざりき。爾後漸次發達し殊に十六世紀に至り産業の盛大となると共に次第に擴張し、遂に狹隘にて汚穢暗黒なる新市街増加したりき。市街を改善する爲め千七百六十九年「ランプ」法發布せられ委

員を任命して次第に發展する市區の改善を圖らしめたり。此の權限はパーミンガムが千八百三十八年公共團體となると共に市に移りたり。千八百七十六年チャンパレンの發案に成る市區改善の計畫に依り従前市の中央を占むるに拘らず最も醜汚なりし市街を改造してコーポレーション街を作りたり。近時市區整理法發布の議あり、速に之に基づき市區整理委員を設け市區整理の計畫を立て場末裏町を改造するに至るべきを切望するなり。

パーミンガムの周圍には未だ投機的建築家の侵入せざる墓地公園私有地等の空地存するもの少からず。從て是等の土地にして市の所有に歸し之を利用するに於ては市民の幸福健康に益する所少からざるものあるべし。若し此の希望にして實現せられ、各公園の間には庭園村落庭園近郊相連なり各戸怡和雍容の風あり、庭園には草木繁茂し貧者と富者と勞働者と工場主と共に住し、相共に協力して公共の利益を圖り、近郊の美觀を維持するに努むるに至り、更に日々通勤往來する市の中心に達する街路を擴張し樹木を植付け田園の風趣を市内に移し、暗黒不健康なる裏町場末を改善し庭園公園遊園地に改むるに努むるに至らば、市民の幸福や更に一層大なるものあるべし。

蛛網式の市區整理方法はパーミンガム市に於て採用するを得べき唯一の方法にして、之に依り放射線狀の街路と共に圈狀の街路を要す。パーミンガムに於て佛國の都市の如く舊城壁の遺趾を利用

するの便宜を缺くも、財政上之を許すに於ては現存の街路を擴張して市を一周する遊園地を作るを得べし。其の幅員は百呎以上とし樹木を植付くべく之を實現せば附近の街路は多大の恩惠に浴すべし。之に電車を通じて交通の便を圖り之に沿ひて官衙公署等を設け、酒店大陸風の「カフェー」を置き其の主要なる大通と交叉する所は庭園遊園地となし銅像を建設する等の施設を爲すべきなり。然れども此の如く市區を整理するも今日の如く空氣不潔にして煤煙市を蔽ふに於ては其の詮なかるべし。即ち日光を通せしむるも大氣溷濁して之を朦朧たらしめ、空氣を流通するも不潔有害たるべく、樹木を植付くるも煤煙の爲め成長せず、壯麗なる建物を作るも空氣の不潔酸性の煤煙によりて之を腐蝕するに於ては其の效少かるべし。是れ速に煤煙を防止する方法を講ぜざるべからざる所以なり。化學工業の發達は煤煙を防ぎて之を清淨ならしむる方法を發明せり。工場の煙突より生ずる煤煙は機械的煽火の方法に依りて防止するを得べく、家庭に使用する燈火其他の煤煙は瓦斯燈電氣燈の使用に依りて避くるを得べく、炭火を要するときは骸炭を使用して煤煙を生ぜざるを得べし。骸炭製造に當り生ずる副産物は種々の用途あり、製造費を償ふことを得るが故に骸炭は普通の石炭と略同額の價額を有するに過ぎず。煤煙の除去は社會一般の健康安寧に多大の便益を得べく、從つて將來に於ては已むを得ずんば條例を制定して之を強制するも不可なからんか。

此の如き方法を採れる將來のバトミンガム市を想像せよ。美麗なる圈狀の樹木立ち列びたる街路あり、閑雅幽邃なる公園庭園遊園地あり、圈狀の市を一周せる大街道あり、庭園近郊之に接続し、裏町場末又は之に伴ふ煤煙は嘗て見るを得ず、空氣は田園の如く清鮮なるべし。是れ空想に非ずして實現し得べき理想なり。唯之が實行は一に市民の聰明なる協力と犠牲とに俟つあるのみ。(完)

五 審議調査の機關に就て

一

我行政の最大缺陷は審議調査の十分ならざること存する。緊要の施設も有益なる事業も「調査中」なるの故を以て或は未だ調査せられざるの故を以て爲されずして終るものが頗る多い。我官場の文書中に綿密精細公私共に之を典據とするに足るが如きものは殆ど之を求め難い。世運日に進み人事益々複雑となる。聖賢哲人の指導に従つて政を爲すの必要は益々多い譯である。將に來らんとする社會問題の難關を切り抜け怒濤洶湧すべき民衆運動に善處して、平穩なる彼岸に到達するには現在將來に亘り國民中の最も進歩したる智識賢明なる判断に従ひ、國民全體の協力に依つて始めて遺憾なきを得やうか。此の見地から政治に行政に衆智を綜合し、最善の方策を確立するが爲、周到

なる審議調査の制度慣例を作ることが必要であると思ふ。

固より議會制度があるが併し議會は政府施政の得失を論難是非して、政府に必要な授權を爲す事を任務とする。議會から政治行政の方策指針を求むる事は無理である。審議調査の機關は議會と政府との中間に存して別に重要な役割を努めるのである。行政の整理爲政の改善の上から適當なる審議調査の制度慣例を作るの必要は極めて大なりと考へる。

二

廣く審議調査の機關を挙げれば君主最高の諮問府にして重要な國務を審議する樞密院、國庫歲計の審査を任とする會計検査院、各行政部内の參事官監察官督學官、調査課又は臨時調査を任務とする事務官の類がある。併し就中特定の事項審議調査の爲に設けられる各種の委員會調査會は最も重要な審議調査の機關である。吾人は専ら此の調査會委員會を論じ、次で行政各部の調査審議に及びたいと思ふ。

清浦内閣は行政整理の趣旨を以て臨時財政經濟調査會道路會議鐵道會議臨時治水調査會教育評議會航空評議會馬政委員會小作調査會を一舉にして廢止し、新に帝國經濟會議文政審議會を設けた。

内閣更迭ある毎に前内閣の設けた調査會委員會を廢止し、又は廢止せざるも之を開かずして有名無實とする事は、我官場多年の慣例で世人亦怪まないものであるが實は委員を愚にした處置である。歴代内閣の調査會委員會を設ける趣旨は、誠心誠意之に依つて重要な國策の審議調査を爲すの醇眞なる動機に出づること稀であつて、多くは責任轉嫁の機關とし當面の糊塗策とし民間實業家の懐柔策とし關係者の箝口策として政略上の動機に基く場合が多いのである。往年英國に於てもデズレリ卿は常套手段として調査委員會を濫設し遁辭とすると評されたのであるが、我官場は全然此の評を避くるを得ない有様である。此の惡例を改めることは政界刷新の一要目であると思ふ。

三

近時英國に於て重要な委員會を總理し權威ある報告書を作成することは、平凡なる國務大臣の地位に就くよりも遂に重要視せられて居る。社會上政治上緊急重要な當面時務の審議調査を任務とする委員會は實に人氣の中心であつて、國內を擧げて其の成行結果を環視仰望するのである。蓋し平時に於ける國務大臣は慣例に依り下僚の提案するが儘に行動すれば足るので、大臣の何人なりやに依つて社會上政治上格段なる差異ある譯では無い。之に反して國政上至要至重なる事項の審議

調査を附託せられた委員會は國家百年の大計大策を確立するのである。其の結論は宜しく朝野一異辭無く國政進轉の指針盤たるべきである。英人が委員會を重要視するは至當の次第である。委員會は従つて國民環視の中に立つて有ゆる方法を盡し最善最美の結論に到達する事に努めることは當然の結果である。即ち委員會の調査は精細周到であり其の結論は爲政の根本方針となるのである。英國憲政は此の委員會制度に依つて品位を高め圓滑なる運用を見ることが多なるものがあるのである。例へばゲツデス委員會である、十七億五千萬圓以上の財政緊縮を斷行する方法如何を調査するの任務を負ひ、六箇月間熱心なる審議調査を遂げた三回のゲツデス報告書は英國財政立て直しの基礎となり、塗炭に苦しむ國民負擔の輕減方法を確立したものであつた。之に依つてゲツデスは英國政界に於ける地位を昂め名聲中外に喧傳されたのである。又例へば戦後改造の問題に付き産業組織の根本原則を立てたホイトリ委員會、或は炭鑛問題に關するサンキ委員會の如き、劃時代的な大策を確立したものである。此の如き權威ある國家百年の長計大策を審議調査するものであればこそ、委員長委員たる者眞に心血を傾注して任に當り、一流の人材一代の人傑が爲し甲斐ある任務なりと爲すのである。従つて亦官民共に其の結論に指導せられて疑はないのである。

四

英國の委員會の如く權威ある機關とするには其組織權限に自ら相當意を用ゐることを要する。能否の如何に拘らず各派各勢力を代表せしめるが如き、或は特定の人の歡心を求めるが爲にする人選の如きは論外の事である。人員は十人以内で足りる。一代の人物を簡選し事案の一切を附託すべきである。從來我國の成例は、人選に於て、組織に於て、缺陷歴々たるものがある。

次に委員會の開閉行動は委員會に一任すべきである。政府の便宜に依つて開閉するが如きは勿論不當である。其の他苟くも審議調査の目的を達するに必要な一切の權限を附與すべきである。即何人を問はず傾聴するに足るの意見ありと思惟すれば其の意見を徴し得ること、何人に對しても出頭して意見を述べしめ又は書面を提出せしめ得ること等、恰かも裁判所が證人鑑定人の召喚實地檢證を爲し得ると同様の權限を附與すべきである。英國の委員會には碩學鴻儒政府の大官職工鑛夫一切の國民を參加せしめ、其の主張を聞き意見を參酌し動かすべからざる結論に到達するのである。然るに我各種委員會調査會の官制は叙上の點に付千篇一律一向に意を用ゐない。委員會も單に政府部内から提出する調査書を閲讀し、當局の説明を聞き、答申書までも當局の起草に成ることが多い

衆智を綜合し國策を確立するの概あるものは尋ねるに由も無い。世人も官場も委員會を無用視することは寧ろ當然と云ふべきである。

五

委員會の報告書は悉く公表される。重要なものは會議の速記録も公刊される。委員會報告書は英國公文書の極めて重要なものである。堂々たる論策であり高邁なる識見である。國家民人指導するの大文章である。我官場の文章中之と比肩し得べきものは遂に發見し難い。委員會の報告に限らず英國政府の刊行物はブリュートブックコンマンドペーパー等憲政の基礎茲に存するかと思ふものが多い。英國議會刊行物の豫約價年額二十六磅即ち二百六十圓に上るの一事に徴しても浩翰にして綿密周到なること明かである。

議院法に依れば各院は政府に對して必要な報告又は文書を求むることが出来る。元來立憲治下に於て政府は各部行政に付施設の状況を國民の代表たる議會に精細に報告することは當然の義務である。然るに我國に於て責任ある報告書を作成する官廳は極めて稀である。ヴェルサイユ條約に依り帝國は國際聯盟事務局に對し南洋群島委任統治状況を年々詳報する義務を負ひ、年々報告して居

る筈であるが政府は國民に議會に報告したことが無い。英國に限らず歐米各國に於ては年々精細なる報告書を夫々政府の各部局から精練したる文字責任ある意見を附して議會に提出するの慣例は我國に於て大に學ぶべき必要がある。殊に社會問題勞働行政に關する調査報告の如きは最も其必要がある。殊に況んや勞働行政を統一したる社會局創始後の第一回の責任ある報告書の刊行は急務中の急務である。ヅエルサイエ條約に基く國際勞働事務局設置の理由の一半は各國勞働事情を調査整備するに在る。英國工場監督官の精細なる工場視察報告書は夙にエンゲルスの英國勞働問題研究の基礎となりマルキシズム構成の材料となつたのである。

六

官場文章の缺陷を指摘した吾人は其の責任者たる各省文書課長の職務に論及せざるを得ない。調査報告書其他官場文章の不備缺陷は文書課長の責任である。文書課長が滔々として其の本來の職分を忘れ秘書官的となり、大臣次官の爲にする文書の下讀みを以て能事終れりとし、各省の文書課が受附と宿直と書類編綴保管の機械的事務のみに止まる現状を怪しまないが如きは吾人の與するを得ない所である。各省奏任官中の錚々たる人材が任に就くを例とする文書課長は、宜しく文書課在

在の本分に省み施政の成績を明にし、施政の大綱方針を筆録し或は報告書調査書の編纂刊行に意を致し、我官場に責任あり意見あり精神ある文章を作成するに盡すべきは當然では無いか。

各省參事官が其の職分の根本義を忘れて法律技師に墮落したとは我行政組織の一大弱點である。法制局の存在が果して國家の爲有利なりや否やは往々各省に於て問題とされるのであるが、歴代内閣に於て行政整理を策するは法制局なるが爲か、「其ノ」「此ノ」の詮議に浮身をやつす抽象論議の結晶たる無用の機關も未だ廢止される模様が無い。各省參事官亦法制局に倣つて徒らに法理小理窟の審議機關たるに至つた。各省行政の重要なる事項を參畫審議し省議を定め大臣次官を啓發するの任務は何時か忘れられてしまつた。熟々各省官制を案するに組織の中心は書記官參事官である。一は執行を任とし決定したる政策に従ひ國務を遂行する、一は創意を主とし新なる政策新なる事案施設の策案を任務とする。従つて書記官には専ら事務の能才を任じて精勵事功を挙げしめる。參事官は創意あり識見あり學問あり是非判斷に擢んで、大臣啓發指導に適する人材を簡拔すべきである。參事官を擧げて課長として執行に當らしめ、單に消極的に受動的に各局の立案を審議するを以て能事終れりとするが如きは參事官本來の任務を忘れたものである。日進の事案に對し行政各部の方針政策を策案し、省務に就き常に大臣次官を啓發し得るが爲には、紛々たる常務に煩はされてはならぬ

いのである。

行政整理に際し勅任参事官を廢し、或は官制存続するも其の人を任せざるが如きは参畫進言の機關を輕視する惡風である。創意を輕視し學問識見の尊重すべきを忘れ、官場の平凡化當面眼前の事務處理に没頭して國家百年の長計大策を考究することを忘るゝが如きは國家の不祥である。既に國家重要な事案に付積極的に参畫進言するを得るが爲には平素精細なる調査周到なる研究を爲すことを要する。各省各部の調査或は臨時調査の爲に置く事務官技師の多くは宜しく参事官に附隨せしめ或は参事官として諸般の政策異例に屬する事案、新なる問題の調査に當つて省議確立の基礎たらしむるが當然であると思ふ。

七

之を要するに我政治行政の組織は創意識見を蔑如するものである。其の結果は政治行政を低級にし眼前一時の施設を爲すに止まり百年の長計大策を忘るゝに至らしめる。英國に於ては上述したる各種の用意あるに拘らず、英人は尙之を以て足れりとしなない。國家機關組織に關する委員會は大戦後に於ける行政機關の組織改造に關する根本方針を調査審議するを任とし、其報告書は學者識者の

典據とする所であるが、英國各部行政機關に於て一層組織的なる調査研究を爲し、國家各部行政の方針確立に遺憾なからしむる爲、行政各部に於ける調査審議の機能の充實擴張を爲すべき提案を力説して居るのである。行政の整理爲政の改善を論ずるの人は一層創意を重んじ衆智を綜合し、現代に於ける最高最良の知識々見を爲政に参贊せしむるの方策を講ずることを以て根本義とすべきであるまいか。

第五章 自治體又は自治體吏員の聯合組織

一 獨逸市町村聯合會の發達に鑑みて我國全國市長會及び町村長會の將來を思ふ

郡役所廢止問題並義務教育費國庫負擔金増額問題に對する全國町村長會の決議は政黨及び政府を動かして、其の結果國策を左右するの原動力となりました。之は問題自體が當面重要な時務であつたが爲で、之を全部町村長會の功績に數へることは或は過ぎて居りませう。夫にしても此の事柄は全國町村長會の存在が社會上、政治上極めて重要な意義を有することを示したものと謂はなければなりません。時運の大勢を洞見するの經世家は此の事柄に深甚の注意を拂ひ、我國地方行政の發達振興に如何なる意義を有するかを諒解すべき筈であると思ひます。私は竊に全國町村長會の將來を案じ、二三の理想を畫いて見るのでありますが、更に獨逸や英國や米國に於ける經驗事績を探討して多大の興味を感じる次第であります。全國町村長會から選ばれて歐米視察の途に上られた諸君の歸朝の曉には、更に最近の事實の報告を受ける機會があらうと思ひますが、此の場合獨逸の事例

に關聯して卑見を述べて見たいと存じます。

二

我國の現行制度中にも各種産業團體には聯合會中央會等の制度があります。市町村農會と道府縣農會、帝國農會、産業組合聯合會中央會、漁業組合聯合會、水産組合聯合會、山林會等の制度は地方公共團體の上下階級、即ち市町村と府縣との關係とは性質を異にするのであります。又府縣組合市町村組合町村組合も此等のものとは違ふのであります。市町村にも聯合會中央會を設けしめてもよいではないかと云ふ考方もあります公共團體にも公共團體相互間の共同の利益を増進し、自治權を擁護し、地方自治の發達振興を促進すべき聯合組織の方法あつて然るべしとする見方も御座います。固より地方自治の發達振興は國家的利害の問題であり、國の官廳就中内務大臣に於て大に努力すべきであり、又努力して居ると申しますが、其の實績殆ど見るべきものがないことは事例を擧げて屢々私は論議したことが御座います。成程自治體の監督官廳は御座います、干涉乃至は國家の利害の犠牲たらしむる壓迫的監督の實例は頻々とありますが、自治體の指導者助言者として地方自治の發達振興に眞に盡瘁するの機能は尋ねるに由もないのであります。監督の基調を改め

て地方自治の中樞機關たる機能を發揮すべしとする卑見は、其の實現を見る迄には尙時日を要しませう。其の實現を見た場合に於ても、自治體の側に於て、自治體自身の方を以て發達向上せんとする努力を必要とすることは勿論でありまして、自治の本義に適する譯であります。案ずるに現代は聯合組織の時代であります。如何なる事柄でも如何なる人々の間にでも、苟も其の間共同生活が發達しますれば、團結の力聯合の組織に依つて、共同して仕事をし利福を増進するは時代の大勢であります。公共團體たる市町村の聯合組織の出来ることは敢て異とするに足りませぬ。公共團體の聯合組織に至る迄に公共團體の代表者たる市長又は町村長の聯合組織が出来ぬのも不思議はない。更に進んで英國の事例の如く市町村収入役會議、市町村土木吏員會議、市町村建築吏員會議、市町村衛生吏員會議の如きものが出来るのも其の道理を異にさせぬ。是等の結社が治安警察法の支配を受けると致しましても、其の事は敢て禁止解散の處分を受くべき筋合はありませぬ。市町村の聯合會には敢て新たな法律の規定を必要としない。或は之を法人組織として民法第三十四條の規定に基き内務大臣の認可を得て法人格を享有する途も開けて居ります。公法人の組織する私法人と云ふことは我國私法制度上毫も不條理ではない。内務大臣も亦敢て此の如き法人設立を不認可にすべき理由もないと思ひます。法人格を享有せざる組合組織も勿論差支がないので御座います。自然人が

相互の共同の利福増進、相互共濟等の爲組合又は法人組織が出来ること、公私を問はず法人相互の組合聯合又は法人組織を認めることは何等其の道理を異に致しませぬ。社會の進運、時代の要求に基いて此等の組合組織が自然に發達するならば、達識ある爲政者は敢て之を忌避するに及ばず、善導して社會公共の發達に資せしむべきであります。

三

併しながら舊式保守の中央當局は聯合組織が漸次勢力を得て、其の思ふ儘に傾使し得ない状態に至ることを虞れて、口實を設けて聯合組織を阻止すること丁度勞働組合に對すると同様であります。而も到底之を抑止し得ないのと、之を抑止すべき正當なる口實を有しない爲、早晚聯合組織を見るに至ること、恰かも勞働組合の發達と同様であります。獨逸に於て都市の聯合組織運動は既に十九世紀の五十年代に其の萌芽を見ました。併し中央政府は此の運動を目して國權に對抗する機關に發達するかも知れないと云ふ考の下に、其の成立を希望しないので無残に散つてしまひました。千八百五十五年の夏伯林警視總監は内務大臣の特命に基いて市長及有給市參事會員の聯合組織に對して恩給共濟金庫の組織することは差支ないが、廣く市町村の事務を論議することは之を禁止すると云

ふ處分を致しました。千八百七十九年に名譽市長であつて當時下院議長の職に在つたフォンフォルケンベックが全獨逸都市聯合會を組織しようとした折も、獨逸政府は之を阻止しました。鐵血宰相ビスマルク公がバイエルン王ルードウィヒ二世陛下に捧げた千八百七十九年八月四日附の書信にも右の企てを面白からざるものと謂つて居ると云ふことです。併しながら中央政府の意向に拘らず、都市の駭々たる發達の勢は聯合運動を抑止するを得なくなりまして、最初は聯邦各國に漸次に地方的都市聯合會が出来、後更に之を綜合聯合する獨逸都市聯合會が組織されるに至りました。次で町村聯合會郡聯合會州聯合會も同様に出来上りました。即ち千八百六十六年三月十二日にハンノーバー都市聯合會が出来たのを始めとし、翌年はザクセン都市聯合會、千八百六十九年にはチューリングゲン都市聯合會が出来ました。續いて千八百七十三年にブランデンブルグ都市聯合會、七十五年にはボンメルン七十六年にウエストフアリアと云ふ様に漸次増加しました。千九百五年に獨逸都市會議 (Deutsche Städtetag) 千九百十年に獨逸全國都市聯盟 (Reichsstädtebund) が創立されました。最近には千九百十七年下部シレジア都市會議、千九百十八年メックレンブルグ都市會議は成立しました。町村聯合會は千八百九十七年ウエストフアリアのアルンスベルグ縣町村聯合會を始とし、千九百五年にはプロイセン町村聯合會が成立致しました。千九百十九年にプロイセン並獨逸全國町村

聯合會の組織を見ました。プロイセン郡聯合會は千九百十七年、バイエルン縣聯合會は千九百十九年でありまして、プロイセン州聯合會の組織は更に其後に屬すると云ふ事です。

四

獨逸の公共團體聯合會には法人組織のものと組合組織のものと二通りあるさうです。其目的は普通簡單に經驗の交換及び利益代表に在ると稱されます。(Erfahrungsaustausch und Interessenvortragung) 政黨政派を離れて純乎たる市町村行政々策の調査遂行を目的とする。自治行政に關す諸般の問題に關する各會員の意見經驗を蒐集頒布する。重要な自治行政問題を調査し、關係公共團體共同の利益を増進し、自治權の強大自治行政の發達を圖ること、云ふ様に言ひ表はしてあります。聯合會の機關としては通例第一議決機關としての會員總會、第二執行機關としての理事を具へ、大きな團體では尙第三小議決機關として評議員會を置く。會員總會は通例毎年一回開會する。プロイセン都市會議、獨逸全國町村會議、獨逸全國都市會議の如き大團體は二年又は三年毎に開會する。會議に於ける表決權は都市の人口階級別に依つて複數表決權を與へる。町村會議は一町村一票を原則とし、一定數を越ゆる人口の大町村に例外として二票三票を與へる。總會の委任を受けたる事項

又は總會を開かざる間は評議員會之に代る。理事は總會の選舉に依るのであるが獨逸都市會議は二十四人、其他普通は三人二人一人又は理事副理事と云ふ様になつて居る。從來は大團體のみ此外更に専任有給の事務員を置いて居たが、最近は中小の團體迄大抵設置するに至つた。夫は聯合會の常務が次第に増加したからであります。聯合會の經費は概ね人口を主要な標準として公共團體へ割當てるのであります。

五

總會は公開し重要な自治行政上の問題につき熱烈なる論議を重ねる。新聞紙は常に此の總會を重要視する。或は特定の市町村行政上の問題に關する一流の名士の講演を聞く。或は市町村に關係ある法律案命令乃至は監督官廳の態度、例之非募債主義、起債不認可方針等に對する決議をする。今從來の總會議事中的顯著なるもの擧げると、獨逸都市會議は千九百八年及び同十一年に都市の金融關係、補習教育制度、失業問題、下院議員選舉區改正問題を議題として居り、千九百十四年には都市不動産金融組織、經濟的企業に對する都市公共團體資金及び個人資金結合方法を論議して居ります。評議員會では大戰以降食糧問題、石炭供給問題、住宅問題、都市新財源問題、電力社會化法

強制經濟廢止後に於ける農業振興問題等を論議して居ります。プロイセンの都市會議千九百六年の臨時會には學校維持法案が議題になつて居り、其の他或は千九百十年の帝國土地增價稅法案に關し或は建築線法に關する問題等極めて廣い範圍に亘つて居ります。自治行政經驗交換の領域には例之獨逸都市會議中央部 (Zentralstelle des Deutschen Städtetages) があつて、參考資料の蒐集配布、機關雜誌の刊行情報交換、圖書の整備等行き届いて居つて、公共團體の依頼に依つて必要な調査及び材料供給をする。即都市行政の實狀は此の中央部に於て常に明瞭になつて居るのであります。或は電氣瓦斯運河水道等に關する技術相談部を置いて居る聯合會も御座います。市町村に關する法律案の如きは常に此等の聯合會に諮問せられる慣例になりました。聯合會は又常に市町村行政又は市町村に影響する問題につき有力にして眞摯なる意見を立て、政治上社會上重要視せられる有様であります。

六

獨逸の公共團體聯合會は大戦中及び大戦後の經濟復興の各種施設に参加して重要な役目を果たしました。政府も社會も聯合會を尊重し、其の代表者を各種委員會に常に加へる慣例が出来ました。

例之千九百十九年八月二十一日の石炭經濟規律に關する法律施行令に獨逸石炭會議は都市及び地方に於ける石炭消費者を代表する者として、獨逸都市會議及獨逸郡聯合會の代表者を加入せしめまし。更に千九百二十年五月四日臨時獨逸全國經濟會議令には消費者を代表する者として第一に市町村代表者十二人、内六人は獨逸都市會議、二人は全國都市聯盟、二人は獨逸大町村聯合會、二人は小町村長中から上院に於て任命すると規定してあります。此の點に於ける獨逸の既往の事例は彼のギルドソーシヤリズムの徒の理想とする消費者側の利害を代表するの機關として公共團體が將來に於て社會上極めて重大なる位置を占めることを豫想させるのであります。誠に勞資二階級の闘争は止むを得ない免かるべからざる數であります。單に生産界に於ける此の二階級の争闘を其の儘に調節するは消費者一般の存在を無視するものです。社會問題の根本的解決の要諦は生産界に於ける利害調節と共に、消費者の利益代表の發達を圖るに在ります。獨逸市町村聯合會が此の方向に發達すべき傾向に在ると云ふことは尙早斷に過ぎるかも知れませぬが、時勢の機微を明察するの士は此の間に重要な意義あるを看取するでありませう。公共團體聯合會の將來の使命は社會問題解決に際し、今日一大勢力となれる勞働組合と相對立して之を牽掣し調節して行くに在ると考へることも出来ます。

七

世界を敵として戦ひ力屈して國歩艱難なる獨逸が、國內の秩序國內の公共施設に大なる混亂退歩を見ないことは獨逸人の強みであり、獨逸行政組織、獨逸地方自治の力でありまして、依然として我地方制度の母國として尊重するに値ひします。國の統一を見ない時分にもハンザ同盟の諸都市は世界文化に多大の寄與を致したのであります。ワイマルの故國は小なりと雖燦然たる文化は世界史上忘るべからざるものが御座います。近くは三十年戦争に疲弊困難を極め鐵蹄に蹂躪せられながらも、其の復興隆運の力は世界を壓するものがありました。獨逸の地方行政獨逸の都市行政には戰敗國に拘らず、否却て戰敗に基づく各般の困難を排除して公共施設に成績を擧げる所に我國行政當路者の學ぶべき點が甚だ多いのであります。ライン一帯の佛軍占領地帯にライン占領地帯獨逸都市同盟(Städtevereinigung der besetzten Rheingebiete)を組織し、プロイセンのラインプロビンツ及ヘッセン、バーデン、ラインバルツ自由國の三十八都市が、其の共同の利益を擁護するに努めて居ることとは誠に同情すべき所であります。獨逸國權の保護を得られない地位にあつても、支障なく地方公共の施設に盡し、地方人民の利福を全うすること恐らくば世界大多數の都市に譲らない所に、獨

逸地方自治の強みがあります。

八

郡役所が廢止になつて府縣廳と町村とが直接することになる。府縣町村長會が次第に重要な地位を占める様になる。此の場合に市町村自體の聯合會中央會が出来ることは、監督官廳の脅威であることを私は認めます。府縣知事も内務當局も市町村の聯合會を喜ばないに違ひありません。町村長會も幸ひ郡役所廢止問題、義務教育費問題は會々政府が民論を容れるに吝でなかつた爲に事なく過ぎましたが、問題如何に依つては内務當局と抗爭する如き場合も御座いませう。併し之は止むを得ませぬ。中央當局の地方自治體に對する態度や監督方針やにも町村長會議が相當に意見を述べべき必要があり、又之あるに依つて始めて中央當局の態度方針も改善される機運が作られると思ひます。労働組合が漸次勢力を増大すると同じ様に、官僚の意向如何に拘らず、地方自治の團體運動が盛大になることは社會進化の上に國家の將來の爲に慶すべき事であると思ひます。地方自治體に係ある法令が地方自治當局者と無關係に制定せられ、或は地方自治體に關係ある政策其の他が地方自治當局者の意向と没交渉に定められるが如き點も、聯合組織を利用するに依つて漸次に改めらるべきであります。

べきでありませう。社會政策の決定に労働組合代表者が参加する事例が始まると同様に、國の各種委員會に市町村聯合組織の代表者が参加する様になつて行くことが豫想されます。或は貴族院の組織に關し歐米諸國中に其の例ある如く、公共團體の機關をして一定數の貴族院議員を選擧せしめる。乃至は公共團體聯合會の代表者を以て議員とする等の問題も、將來の貴族院令改正の機會には考慮すべき事項となりませう。消費者代表の意味も自治人格代表の考方も極めて深遠な意義と價値とを包含して居ります。社會的にも政治的にも社會國家の運命に重大なる寄與を爲すべき使命があります。全國市長會議町村長會議、道府縣會議長會議の類が以上の點に如何なる經緯を経て發達進化すべきかは之を將來に徴するの外ありません。

二 自治行政の振興發達を任務とする自治體の聯合組織に就いて

一

地方事業の振興如何は國運の隆昌に關係する事多大であるから、何人も自治行政の振興發展には異存を唱へることはあるまい。歴代の當局も亦常に自治政の成績如何に多大の關心を懷き熱心なる後

援を爲して居ると吹聴する、併しながら地方自治の指導監督と云ひ地方自治の發達助成と云ふが現在の行政各部に於て、何事を爲し何事を企て、居るかと追究して見ると殆ど捉ふる所を知らない、地方自治の監督はあらう、掣肘はあらう、指導誘掖に至つては殆ど皆無と謂つて可なりである。

更に地方自治の現状如何も中央當局には殆ど之を組織的に知るべき途がない。會て監察官の制度があつたが、地方自治の状況を知るには何等の益もなかつた。地方自治の振興發展を圖るに中央當局が從來何等かの施設努力を爲したかと尋ねると、遺憾ながら皆無に近いと云はざるを得ない。

所謂地方自治體の監督官廳が其の態度方針を改め、英國の從來の地方政務院及現在の保健省の如く地方行政の知識技術の淵藪たり、懇切なる指導者忠言者たるの方向に轉換すべき必要あることは吾人の宿論であるが、其の實現を見る迄には尙時日を要すると思ふ。併しながら地方自治の發達振興は地方自治當局者自體に於て自主的に自發的に大に努力し活動するの道がある。即ち地方自治體又は地方自治當局者が團體を組織して、共同して自治行政の振興發展を圖ることは、最も有效適切な自治行政發達の一手段である。之を歐米の實驗に鑑み之を我國の現状に照し、自治行政の將來を按じて見ることは此の場合無駄ではあるまい。

二

英國に於ける地方行政に關係ある各種協會聯合會組合等の類は百を以て數へる。地方行政各部門に於て夫々貢獻する所がある。地方自治體の吏員従業者の組織する團體にも例之我東京市電の自治會の如き勞働組合又は其の聯合會の如きものがある。或は中産階級組合もある。英國地方稅務監督補助吏員及地方稅徵收補助吏員協會(法人)、英國地方團體財務吏員協會英國市町村被備者組合、全國教員組合の如きは主として團體員の地位の向上權利々益の擁護を目的とする様である。或は又救貧法及地方公共團體吏員共濟組合の如く團體員の共濟を目的とするものもある。吾人の特に興味を持つ團體は此等のものでないので、市町村吏員委員又は市町村議會の組織する團體であつて、市町村行政の發達振興を目的とするものである。

各種の吏員の組織するものとしては浴場監督吏員協會教育事務主任吏員協會、下水事務管理吏員協會、建築測量及監督吏員協會、府縣出納吏協會、度量衡検査吏員協會、掃除監督吏員協會、市町村會計吏員及出納吏員學會、土木技術者學會、電氣技術者學會、瓦斯技術者學會、機械工學技術者學會、市町村及府縣技術吏員學會、衛生工學技術者學會、建築工學技術者學會、水力工學技術者

學會、倫敦會計士協會、全國墓地監督吏員協會、全國地方公共團體吏員協會、全國官公吏ギルド、衛生監察吏員協會、保健督務吏員協會、女子衛生視察員協會の如きものがある。此等は勞働組合の系統に屬する地位向上權利々益擁護の爲にも活動することもあらうが、主とし各専門とする職務の研究調査及發達を目的とするものらしい。

更に各種事務の振興發達を目的とするものには救貧法組合協會、港務衛生機關協會、瓦斯事務協會、電氣事務協會、防火協會、水道協會、保養地遊樂會議、府縣會協會、學務委員會聯合會、田園都市及都市計畫協會、市町村電氣協會倫敦都市協會並市町村稅納付者協會中央會、倫敦市長公舍衛生及住宅會議、動力車立法委員會、市町村軌道協會、博物館協會、全國衛生會、全國住宅及都市計畫會議、都市計畫學會の類がある。其の他家畜飲水設備協會、動物虐待防止會、道路改良會、公衆保健學會、衛生學會の如きがあり、或は倫敦各區會聯合常設委員會、倫敦各區長聯合會、市町村協會救貧法會議中央委員會、市會町會又は村會聯合會の如きものもある。

三

試みに二三の團體の定款又は事業計畫を調べて見ると市町村會計吏員及出納吏員學會の目的及事

業左の如くである。

一會員其の他より市町村財政及會計に關する計數資料を蒐集し、之を分類集計整理して會員其の他に周知せしむること。

二立法機關其の他公の機關に市町村財政會計及統計に關する計數及資料を供給すること。

三市町村制度市町村歲計其の他に關する試験を執行し、市町村の財務及會計に従事し又は従事せんとする者の知識技能を確かめ賞狀合格證書又は知識技能證明書を交付し、以て關係吏員の専門的並一般的知識を發達向上せしむる事。

特別會員は入會金二十一圓會費年額三十一圓五十錢、普通會員は入會金五圓二十錢會費年額十圓五十錢、學生入會金二圓五十錢、會費年額二圓五十錢である。

次に倫敦都市協會並市町村稅納付者協會中央會の目的及事業次の通りである。

一倫敦並國內に於ける地方行政の有効にして且經濟的なる事務の執行を促進し及維持すること。

二市町村又は納稅者其の他の協會聯合會等の連絡を圖ること。

三市町村債並經費の激増及市町村稅の漸増に對し一般的注意を喚起し、仍て以て議會及地方公共團體をして資本勘定事務費支出の制限及行政費節約を勵行せしむること。

四市町村税及市町村債の限度を規定する法律を制定すること。
五地方公共團體の財務の検査を嚴密ならしむること。
六一般の利益を擁護するの目的を以て獨占的事業免許授權に關する法律案に注意し、左の原則を確立せしむること。

(イ)公共團體の主要なる任務は社會全體に必要な任務にして私企業に於ては公營事務の如く好都合ならざるものを遂行するに在ること。

(ロ)特定の事業の經營に關する獨占的地位を私企業者に特許する場合に於ては相當なる公共的監督に服せしむること。

七社會主義の普及に反對し、公共的支出に充つべき財源は無限なりとする見解(社會主義者の見解)を排撃する事。

動力車立法委員會は千九百十九年の創立に係り、其の標榜する所は。

- 一道路橋梁の維持及補強、
- 二道路交通に關する法規の統一及追補、
- 三相當價格を以てする燃料供給設備、

四動力車の各種使用者間に於ける自動車税負擔の均衡分配を圖ること等である。

學務委員會聯合會の目的は。

- 一教育に關する一切の問題に付學務委員會に知識資料を供給し、又は其の他の方法に依り之を援助し、
 - 二教育に關する事項其の他學務委員會に關係ある問題に關し適當の行動を爲すことである。
- 終りに市町村相互保險會社の事務を紹介する。千九百三年の創立であつて資本金二百二十萬圓地方公共團體の爲火災保險勞働者に對する賠償保險自動車保險工事保險等を爲すを目的とする。我國に於ても早晚此の種の相互保險の創立を圖るべき必要があり、且創立される時機があらうと思ふ。

四

獨逸に於ける市町村聯合會の發達に付ては『別』に詳述したから茲には其の概略を述べるに止めるが、千八百五十年代以來漸次盛となり、中央當局は常に之を喜ばずビルマルク公亦社會主義者鎮壓法制定の餘威を以て當時之に壓迫を加へたに拘らず、都市の駭々たる發達に伴ひ各地に聯合組織を

見るに至り、殊に二十世紀に入つて蔚然たる組織を見、且其の事業も大に見るべきものがある様になつた。獨逸都市會議中央部の事業、地方事業資金統一運用の道を講ずる資金仲介所の施設の如きは勿論の事、大戦中には軍國の事業殊に食糧被服住宅等の配給國家總動員の任務に貢献する所が顯著であり、戦後の經濟復興には消費者代表機關として重要な委員會組織に参加した。或はライン占領地帯の市町村聯合會は獨逸國權の保護を求むるを得ない状況の下に於て、自ら佛國主權に對抗し利益を擁護するに努めて居る。茲に千九百二十一年五月現在獨逸國內の地方公共團體の代表聯合團體の概要を説明して置く。

獨逸都市會議は人口一萬以上の都市及都市を主要素とする自治體聯合團體を以て組織する。直接會員たる都市數二百十、十五の聯合團體に依り間接に會員たる都市數五百五十六、都合七百六十六都市を會員とする。千九百五年の創立に係り最も有力なる團體である。獨逸都市同盟は人口四萬未満の中小都市千二十六を以て組織し、千九百十年創立、獨逸村自治體會議は各州村自治體聯合會を以て組織する。プロイセン聯合會は四百三十郡を以て組織し獨逸全國に擴張の計畫中である。プロイセン都市會議は人口二萬五千以上の都市又は其の聯合會を以て組織する。千八百九十六年創立、直接會員たる都市百十六、十二の聯合會に依り間接に會員たる都市四百四十九である。

其の他東プロイセン都市會議ブランデンブルグ都市會議以下各州に都市會議がある。ライン占領地帯都市同盟は三十八都市を以て組織する。プロイセン村自治體會議(約六百村)とプロイセン村自治體聯合會(約八百村)とは合同の議進行中である。更にプロイセン各州(自治體)聯合會もある。バイエルンザクセン以下の各聯邦にもプロイセンと略同様の都市會議同盟村郡等の聯合團體がある。

五

以上の獨逸公共團體聯合會は公共團體全般の目的を達せんとする團體組織であるが、別に特定の目的を達せんとする聯合組織もある。獨逸地方公共團體備主聯合會 *Arbeitsgeberverband Deutscher Gemeinden und Kommunalverbände* は千九百二十年五月八日の創立に係るもので、地方公共團體の使備する労働者に對する労働協約締結の當事者となつて、公共團體が備主の地位に立つ場合に於ける労働問題の解決に善處する任務を有する。獨逸公共團體振替取引中央聯合會は千九百十六年創立、獨逸市町村貯蓄金庫聯合會は從來から存し獨逸市町村銀行聯合會 *Deutscher Verband der Kommunalen Banken* は千九百二十一年の創立に係り、市町村銀行の創設を促進せんとする。

ライン流域四十の港灣都市を以て聯合するライン河流域港灣同盟。千九百十二年の創立に係るラ

インウエストフアリア相互保険聯合會は漸次各聯邦に普及する形勢に在ると云ふが、加入町村數四千四百七十三郡數三十町村組合數八。ラインウエストフアリア學校聯合會もある。獨逸公共劇場聯合會は千九百二十年創立十三州二十四都市を以て組織する。獨逸都市教化演藝同盟は特に活動寫眞の改善發達を圖り社會教化の效用を擧げしめる施設を講ずる。

市町村及行政各部署局長の聯合團體も固より多い。初は市町村長の聯合團體であつたものが公共團體の聯合會に發達したのものもある。又是等の團體組織中單に其の地位向上又は權利々益を擁護するを目的とするものが多いが、行政上の目的を有するものも少なくない。千九百九年創立の獨逸大都市財務主腦吏員會議の如きは其の一例であつて、定期に大都市の財政關係報告を蒐集し各般の調査を進め意見を加へ成案を作り地方財政の改善發達に貢献する所が多い。其の成案が基礎となつて獨逸都市會議の採用する所となつた事案の一例は吾人が曾て『地方公共團體有資金統一運用の議』に於て紹介した獨逸都市資金仲介所の施設の如きがある。

六

ペロポネッス同盟デロス同盟の昔は謂はすもがな、ハンザ同盟の獨逸諸都市は世界史上重要な

る役廻りを演じて居る。國內の公共團體が聯合組織をして、行政上社會上の問題に付き調査し決議し論議をする場合に於ては、有力なる地位に立つことは當然である。團體組織團體の行動は一大勢力となつて、氣の弱い中央當局者を手こずらす事もあるであらう。舊思想の持主は従つて公共團體の團結を喜ばないで、之を萌芽に抑壓せんとすることもあらう、社會主義者鎮壓法を制定した當時の獨逸中央當局の態度は之を實證する。或は國內の公共團體の聯合が勢力を占めることは、國家主權に對抗する形勢を馴致する虞があると云ふ者もある。

併しながら舊思想の持主が喜ぶと否とに拘らず、勞働組合無産者團體の類が續出し、漸次に勢力を増大することは抑ふべからざる大勢である。公共團體の聯合組織も中央當局の希望保守主義者の態度如何に拘らず、漸次其の勢を大にすると思ふ。却て將來に於ける行政の要道は是等の健全なる團體を善導して、一般消費者一般社會の代表者として、勞働組合無産者團體に對立せしめることに在りはしないか。吾人は此の場合是非の論斷を避けるが、大勢の趨く所を察し機微に徹するの達識の士は、是の間に處すべき途を發見するに苦しまないと思ふ。農會産業組合漁業組合山林組合の類には聯合會中央會の制度を國法は認めて居るのである。一般地方公共團體が聯合會中央會の制度を採らんとするに對して、強ひて反對すべき理由及必要はあるまい。市町村の共同の利益を増進し、

自治行政の健全なる發達を企圖し、地方行政財政の改善を目的とする地方公共團體の聯合會の類の團體組織の發達は、我國地方行政史上正に其の時機に迫らんとして居る。

現行制度は敢て此等の團體組織を否認しない、此等の團體は民法に依つて公益法人とすることも差支ないと思ふ。公法人の組織する私法人は毫も不思議はない。市町村相互保險會社の設立も現行保險業法の否認しない所であると思ふ。市町村有財産の管理に付公有建物を火災保險に付するもの非常災害積立金を置いて所謂自己保險の制を採るもの、何等の手段を講ぜざるもの等區々たる間に在つて、公有財産管理事務の監督官廳は相互保險組織を如何と見るか知らないが、保險の本旨に鑑み蓋し適當の施設であらうと思ふ。

全國町村長會議の決議した郡役所廢止斷行の要望及義務教育費負擔金増額の要望が、二つとも政黨及政府を動かして政策決定の主要動機となつた事例は、將來に於ける各種の地方公共團體聯合組織の前途を樂觀せしめるものがある。吾人は刮目して將來の發達に注意したいと思ふ。

第六章 地方財政研究

一 都市の土地課稅改正の急務

一

地方稅制の整理改善中都市の土地課稅方法を改正し、其の增收を圖ることは當面の急務である。此の問題を解決するに非ざれば、時代の要求に應じて都市に於ける文化生活を可能ならしむる都市施設は到底之を講ずることか出来ない。貧弱なる現在の都市經營を改善し都市生活者の利福増進を圖るの途は之を措いて他に無い。

二

我國地方財政は農村偏重都市偏輕である。地方稅中の大宗たる戸數割家屋稅又は其の附加稅の負擔關係を調査すると、戸數課稅の農村は家屋稅の都市に比して約一億圓の餘分の負擔をして居る。蓋し戸數割及其の附加稅は郡部農村に施行されて居る。住民の出入の多い市街地は其の選擇に従つ

て戸數割及其の附加税に代て家屋税及其附加税を採ることが出来る。即ち現行制度は兩者同性質の課税と認める。従つて兩税の併課は之を許さないのである。然るに戸數割及其の附加税の總額十一年度豫算に於て二三六、二七〇、九〇七圓である(特別税戸數割を合算す)。其の納税義務者一人當(一戸平均課額)は二十八圓八十四錢二厘である。(道府縣五圓七十二錢八厘町村二十三圓十一錢四厘)家屋税及其の附加税の總額は三六、九八六、一二五圓である。(特別税家屋割水害豫防組合家屋割を合算す)、之を戸數割及其の附加税と對比すべき其の戸平均課額は正確な調査を缺くけれども大體十八九圓位であらう。道府縣家屋税は戸數割との權衡上同一課額とすることが通例であるから一戸當五圓七十二錢八厘である。而して町村に於ける家屋税附加税は一戸當十三圓四十九錢七厘であるから其の合算額は十九圓二十二錢五厘である。

市に於ける家屋税附加税の課率は不明であるが、戸數割を施行する全國各市の戸平均課額は十四圓七錢二厘であり、東京市の家屋税附加税豫算額五百萬圓を四十萬戸として計算すれば十二圓五十錢であるから大體十三圓と見て大差はないと思ふ。之を道府縣税と合算して十八九圓である。

由是觀之家屋税施行地は戸數割施行地に比して一戸平均十圓の大差がある。三分の一強も負擔が輕いのである。富の集中蓄積して居る都市住民が疲弊の兆候歴然たる農村住民に比して負擔力に乏

しい譯は更でない。此の如き負擔の差異を來したのは家屋税戸數割の性質から來るのである。

三

戸數割は複雑な性質を有し家屋税的の分子と共に一般財産税的一般消費税的生活狀態所得税的の性質を併有する。家屋税は家屋たる不動産の収益税であつて、場合に依り住居の方面より見たる消費税(生活狀態)的性質を有たしめることが出来るが、之を切りに増徴することが出来ないのは収益税たる他の税との權衡上自然課税の限界が出來たのであらう。

戸數割に至つては家屋税的の課税も出來れば更に其の上に所謂各戸の資力(財産、所得、生活狀態)に對して課税し地方財政の須要に應じて年々膨脹を重ね來つたのである。今日尙綽々として課税餘力が殘存する。論者或は戸數割の膨脹を抑制すべしとし、例之義務教育費國庫下渡金の下附更に最近の増額下附の場合は専ら戸數割負擔輕減に充つべしと爲した。併し之に依つて改善し得る餘地は微々たるものである。戸數割及其の附加税收入の屈伸自在なるは所得税と同様である。千萬圓二三千萬圓の増減變動は地方税制改善の上に何等見るべき結果を來さない。地方税制の整理乃至戸數割の處分問題を此の如き負擔輕減に依つて爲さんとしても殆ど其の効果は無い。

四

一體戸數割及其の附加税を施行せらるゝ地方殊に農村は戸數割制度の爲に地方税を重課される。市街地は家屋税制の爲に地方税負擔か輕いと云ふことは不條理も甚しい。若し戸數割施行地を悉く家屋税施行地と同一率で課税するものとすれば二億三千六百萬圓は減じて一億四千六百萬となる。九千萬圓は現在戸數割施行地(農村)か家屋税施行地に比して過重負擔をして居る譯である。或は市街地は家屋税制の爲には不當に地方税負擔が輕いのであると言ふことが出来る。併し之が爲に市街地に戸數割を施行する譯には行かない。寧ろ戸數割を全廢して家屋税を全國均一に施行する。其の收入(農村の家屋に對する課税は市街地に於ける課税よりも減率すべきものと考へるが茲には姑く同一率と假定する)一億四千六百萬圓である。殘額九千萬圓に代へて國税として財産税を起す。即ち新税とし財産税を起すのでなく戸數割の一部に代へ戸數割改善策として財産税とする。而するときは地租委讓解決の中心たる財源問題は一部分解決が出来る。且此の如くすることに依つて都市農村負擔の偏輕偏重を矯正することが出来る。唯市街地有産者は新に財産税の負擔を受けることとなるが、之は從來負擔を免れて居たのが不當不公平であるから何等苦情を謂ふべき理由を持たない。

五

都市に於ける不動産の地方税負擔の低きこと我國の如きは世界無比である。例之東京市の有租地は千三百萬坪で地價は約一億圓である、地租は二百五十萬圓、府税百二十萬圓市税八十萬圓都市計畫特別税二十五萬圓全部で五百萬圓である。今千三百萬坪の有租地を坪五十圓と評價すれば總額六億五千萬圓である。紐育の州税市税千九百二十二年度課率一弗に付二仙八の率で課税するものとすれば千八百二十萬圓の收入が得られる譯で現在收入の五百萬圓の外に尙千三百萬圓の増收の餘地がある。又坪平均賃貸價格を年額二圓と計算すると總額二千六百萬圓である。千九百二十一年度英國地方税平均課率一磅に付十三志三片半の率で徵收するものと假定すると千七百萬圓の收入があり、五百萬圓を差引いて千二百萬圓の増收が出来る。之を達觀して倫敦紐育と同様の課税をすれば千萬圓以上の増收がある。

論者或は都市計畫特別税として最近土地増價税及間地税を認めむとして居るから一部分の解決を見る事が出来る云ふものもあるが、此の如きは未だ謂ふに足らない。直接不動産課税の増額を圖ることが焦眉の急務である。地租委讓は解決の一步である。併し地租は其の儘として置いて都市

の土地課税のみを改正することは一層實行容易であり且公平である。

六

土地負擔の都市農村の比較をして見ると都市に於ける土地の課税か歐米大都市の夫に比して到底お話にならぬ程低いのみならず、農村に於ける土地の課税に比べても低きに過ぎる。

第一地價と時價との隔たりは農村に於ける土地は左程甚しくないけれども都市に於ては大差がある。従つて地價を基礎として課税する地租地租附加税は農村土地に於て偏重である。地租委譲の理由は委譲に依つて地價修正を容易にし都鄙負擔の均衡を得しむることに在る。

第二地方税制限法に依る制限外課税を許す場合に付、農村に付ては水利に關する費用賦課の爲にする制限外課税の場合が甚だ多いので、事實に於て多額の課税を爲すに拘らず、都市に付ては同法の認むる制限外課税を爲す途か少ない爲事實上低率の課税に止まつて居る。

第三農村に於ける土地改良事業就中耕地整理事業は之を町村の事業とせず、耕地整理組合事業又は關係地主の共同施行とする途が認めてあり、而も之に要する費用は市町村公共團體の財政の如く嚴密なる監督を受けず、且法律其の他の負擔制限の規定がない。適宜整理地區内の土地に賦課するこ

なつて居る。之に要する起債許可は全部地方長官限り自由に無制限に許可して居る。従つて農村土地は土地改良費の賦課を受けること多いに拘らず、都市に於て同様の土地改良事業都市計畫事業を爲す場合に於ては課税の途は極端に制限せられて居る。地租附加税は僅に地租の百分の十二しか課税か許されない。農村土地負擔の偏重都市土地負擔の偏輕の一理由を成して居る。論者耕地整理費か地方費歳出に屬せず耕地整理費賦課が地方税統計に加算されないで此の點を看過する者が多いが正當ではない。

第四水利組合法に依る水利組合費及水害豫防組合費の課税も農村土地負擔偏重都市土地負擔偏輕の一理由である。普通水利組合費及水害豫防組合費十一年度課税額は九百萬圓に上る。

第五新開地山林の多い地方等の如く地價の低い地方では地租附加税に依ると其の収入が少いので地價を基礎とする課税に代へて段別を標準とする課税段別制を施行して居る。地方税制限法は土地に對する課税は地租附加税の外此の段別制を公認して居る。之亦農村土地負擔の偏重、都市土地負擔偏輕の一理由である。此の如き段別制課税額は大正十一年度豫算額千二百十五萬二千六百十七圓に上るのである。之を綜合して第二乃至第五の理由で都市土地負擔に比して農村土地が餘分の負擔をして居る金額は五千萬圓に近いと推算すべき理由がある。第一理由に依る負擔偏重額は無論一億

を超える事であらう。此の如き課税の不権衡は富の都市集中農村疲弊衰微を助けて居ると云ふ事も出来る。農村振興を圖るが爲にも都市施設に要する費用を都市土地に負擔せしむることが適當であり公平である。

七

明治四十一年法律第三十七號地方税制限に関する件改正法律案、明治四十一年法律第三十七號地方税制限に関する件中左の通改正す。

第一條中「地租附加税又は段別割」を「地租附加税段別割又は都市土地税」に改め第二號に左の規定を加ふ

都市土地税を課するとき賣買價額千分の十又は賃貸價額百分の二十

第五條第二項に左の規定を加ふ

五都市計畫事業の爲費用を要するとき同條第三項中「其の段別割のみを賦課したる場合に於て一地目に對する賦課が制限に達したるとき」の下に「並都市土地税を賦課する場合に於て課税額が地租附加税の制限額に達したるとき」を加ふ

理由

現行法は地價の比較的低き新開地又は山林等の多き地方に於て地租附加税に代へて段別割賦課の途を認むるに拘らず、地價と時價と甚しく大差ある都市土地に付地租附加税以外の賦課方法を認めざるは不條理甚しく、従つて都市財政を窮迫ならしめ必要なる都市經營施設を爲すを得ざる現状なるを以て、先づ農村と同様附加税以外の課税方法を認むるの要あるに因る。更に農村に付ては土地改良の爲にする耕地整理組合費水利の爲にする水利組合費賦課の途を認むるの外、水利の爲にする費用に付制限外賦課を認むるに對應し、都市に於ける土地改良事業に付ても同様制限外課税を認むるは權衡上當然にして公正なるに因る。此の改正法律が出来れば都市は條例を以て特別税都市土地税を課すれば善い此の條例は内藏兩相の許可を得ることを要する。

八

都市土地課税に付ては第一、都市の土地課税は甚だ低いこと、第二、都市經營施設殊に都市道路交通機關上下水道等の遂行か焦眉の急務であること、第三、此等の施設經營は畢竟廣義の都市土地の改良である、施設經營の利益は都市の土地が享受するのであるから之に負擔させることは公正で

あること、第四、都市土地課税の爲貸地料の値上其の他社會政策上惡影響を來す虞が無い。土地改良の爲土地の價格及貸地料昂騰の傾向を來すであらうが、併し一面課税増加が土地收益を輕減し土地價格を下落せしむる効果があり兩者相殺する、負擔は苦痛でなくして他に轉嫁する虞も無いこと等の利益もある。

(附録の一)

直接國税と地方税を對照したる都市農村負擔比較

直接國税の體系は所得税を中心とし收益税たる地租營業税を之に配し、都市農村商工業間の負擔の權衡公正を得居るを以て、直接國税は大體國民資力測定の好標準たり、従つて各地方團體内に於ける直接國税は各團體住民資力に比例するものとして、府縣費分賦の標準とし其の他行政上常用せらるゝ所なり。或は現行國税體系は農民負擔を輕減するの要ありと唱道するものあり、地租委譲を主張する者亦之を理由の一とす。或は營業税の負擔か商工業を壓迫すと爲し、營業税の廢止を期せむとするものあり。兩主張相併行し互に牽制するの事實は、偶々地租營業税相俟つて商工業農業従つて都市農村負擔の均衡を得居れりと見るを穩當とする事を證するものと謂ふべし。

東京市民の地方税負擔を見るに、直接國税一圓に對し八十六錢五厘に過ぎず。之を全國地方自治

體の直接國税一圓に對し一圓七十五錢五厘、六大都市を除く地方自治體の直接國税一圓に對し一圓九十二錢三厘を賦課する事例と對照すれば、東京市に於ける地方税賦課額は市民の資力に對し甚しく低率なりと謂ふことを得べし。従つて東京市内に於ける地方税增收の餘地多大なりと達觀することを得べし。

東京市に屬する直接國税額(十二年度) 三三、四一八、三〇〇圓

東京市に於ける地方税總額(同) 二八、九〇六、〇五〇圓

直接國税一圓に對する地方税八十六錢五厘

全國直接國税額 (十一年度) 三四一、一一四、五二八圓

全國地方税總額 (同) 五九八、〇四六、一一八圓

直接國税一圓に對する地方税一圓七十五錢五厘

六大都市を除く直接國税額 (十一年度) 二六八、九三一、七一一圓

同 地方税額 (同) 五一七、〇九九、六〇一圓

直接一圓に對する地方税一圓九十二錢三厘

之を六大都市のみに付て見るも東京市は特に低率なり。

六大都市直接國稅額(十一年度東京市財政概要ニ依ル)

七二、一八二、八一七圓

同 地方稅額同

八〇、九四六、五一七圓

直接國稅一圓に對する地方稅一圓十二錢五厘

東京市直接國稅一圓に對し地方稅 八十六錢五厘

横濱市同 九十錢

神戸市同 一圓

大阪市同 一圓十五錢

京都市同 一圓三十一錢

名古屋市同 一圓四十五錢

東京市民の地方稅負擔一人當額十四圓二十九錢、横濱市民同十一圓十四錢にして之を米國五十萬以上の人口を有する都市々々稅一人當平均六十二圓二錢三十萬乃至五十萬の人口を有する都市々々稅一人當平均六十二圓二錢三十萬乃至五十萬の人口を有する都市々々稅一人當平均五十三圓八十錢に比較し頗る低率なりと謂ふことを得べし。ピアード博士曰く東京市の擔稅力を基礎として他都市と比較するときは租稅收入は甚しく低きに過くと斷定して謬りなしと右の見解を裏書するものと謂ふべし。

(附録ノ二)

外國都市々々稅一人當負擔額

人口五十萬以上ノ市	一人當稅額	人口三十萬乃至五十萬ノ市	一人當市稅額
紐育	七四四 _圓 六	桑港	六〇三 _圓 八
シカゴ	四七六 _圓 二	バツファロー	六八五 _圓 〇
フィラデルフィヤ	五一三 _圓 四	ミルウォォーキー	六〇一 _圓 四
デトロイト	五一九 _圓 四	ワシントン	四三三 _圓 四
クリッヅランド	四七七 _圓 六	ニュワーク	五七〇 _圓 〇
セントルイス	四九三 _圓 四	シンシンナチ	三七四 _圓 二
ボストン	九五〇 _圓 二	ミンネアポリス	五一七 _圓 二
バルチモリア	四一二 _圓 四	カンサスシチー	五六五 _圓 八

人口五十萬以上ノ市	一人當稅額	人口三十萬乃至五十萬ノ市	一人當市稅額
ビツツバーク	七一四六	シ ア ト ル	六五二六
ロスアンゼルス	六六七六	イン ヂ ア ナ ボ リ ス	三七一六
平均	六二〇二	平均	五三八〇

備考 一 本表は千九百十九年の事實に依る一弗は金二圓に換算したり

附記 千九百二十一年英國地方稅總額一億七千三百萬磅人口一人當地方稅負擔額四磅

十一志四片(四十四圓七十三錢)

大正十一年度我國地方稅額五億九千八百萬圓人口一人當十圓六十八錢

二 英獨二國に於ける土地増價稅實施成績

一

都市計畫財源として土地増價稅に關する勅令案が決定されることは地方稅制改正の第一歩として大に歡迎すべきことであるが、問題は其の實施成績如何に存するのみならず、更に進んで土地課稅

改革の根本問題を考慮する必要がある。此の點に於て英獨二國の土地増價稅實施前後の成績は我地方稅改正に多大の參考資料を供給する。茲に結論を云へば土地増價稅は英國に於て全然失敗し獨逸に於ては成功して居るが、共に本稅の設定は社會政策的見地から公平正義の要求として不勞所得を課稅するの趣旨を主とする者である。財政的見地からする財源としての價値は大した者ではない。然るに我國當局者は専ら財政的見地から本稅の將來に囑望して居る様であるが、英獨二國の實績に鑑み失望に終らなければ幸である。仍つて之に關する調査を略説する事とした。

二

十數年間として土地に對する地方稅増課の主張に促され、ロイドジョージの鐵腕により千九百九年自由黨の政綱として社會政策的施設と共に財政法案に包含し、輿論を背景とし上院の強硬なる反對を壓迫して斷行したに拘らず、土地増價稅實施後の成績は極めて不良であつて收入額は土地評價費徵收費を償ふに足らず、實施後十年を経て千九百二十年廢止せらるゝに至つた。併し土地に對する地方稅増課の問題は尙未解決であつて當面重要な懸案の一である。

三

土地改革運動、社會政策運動を背景としてフランクフルトアムマインの都市計畫事業斷行者として有名なる市長アヂケスか同市に土地増價税を施行するの法律を議會に提出したのか千八百九十四年であるが容易に議會の容るゝ所とならず。十年後千九百四年に至つて漸く議會を通過した。次で大小都市はフランクフルトの先蹤を追ひ數年内に同税を施行する市町村數六百五十二に上つた。千九百九年獨逸帝國々税として土地増價税を起す方針を定め、千九百十一年二月十一日帝國土地増價税法の公布を見、帝國は稅收入の五割、聯邦各國は徵收費として一割各市町村に對しては稅收入の四割を交付する事となつたが、千九百十三年帝國土地増價税法を改正し、國庫收入の部分は全部市町村に交付することとし帝國は結局何等土地増價税を徵收しないことになつた。其の理由の一部には徵稅費の多額であること、及徵稅上紛議簇出することも重きを成したと云ふ。併し大體に於て獨逸に於ける土地増價税は良好なる實施成績を擧げて居り其の收入は大したものではないが、稅制組織上動かすべからざる地位を占むるに至つたと認めるが相當である。

四

ロンドジョージの手腕によつて土地増價税の實施を見るまでには多年の論議運動を経てゐる。元來従前に於ける土地所有者の負擔は第一地租として年額千萬圓未滿(千九百七年七百十萬圓)を負擔する、但し其の課稅價額は二百餘年前の評價である。第二、不動産收益に對する所得税を負擔する。第三、地方自治體は専ら土地及建物其他土地に對する改良に對して課稅する、其の收入は實に地方稅總收入額の八割に上る、地方稅の外舊來の慣習に従ひ不動産に對し寺院税を課する處もある。第四、土地は其の他の財産と同様相續稅の目的となつてゐる。千九百一年委員會の報告書に依れば土地及建物其他土地の改良に對する課稅額は國稅收入の一割七分五厘地方稅收入の八割二分を占めて居る。但し建物に對する課稅は土地所有者又は建物所有者の負擔とならず常に借家人の負擔に歸する。バスターブルに依れば不動産收益に對する所得税中土地は二割三分五厘、建物は七割六分五厘であり、地方稅は土地六分の一、建物六分の一である。而して千九百年に於ける建物以外の不動産課稅總額は一億二千五百萬圓であり、同年の國稅地方稅總額の約九分に相當すると云ふ。而して土地課稅は常に土地收入の減少に因る土地價額減少即ち財政學者の所謂 *amortization capitalisation* を

來すので、税制々定當時を除き其の後の土地所有者は何等實質上の負擔を受けないものであると論ずる。況んや土地に對する英國地方税は土地所有者の負擔とならず、常に借地人借家人に轉嫁する。殊に地方税は不動産賃貸價額に課税するので未開發地は全然課税を免れる。總じて土地の課税負擔は輕きに失すると論ずるのである。

五

右の思想の下に千八百九十一年以降政府は數次委員會を設置して土地課税の改正問題を調査審議せしめ、又地方自治體に於ても地方税の土地課税方法改正に付熱心なる調査研究を経たのである。地方課税改正の主張は結局第一地方税を不動産所有者と占有者に區別して課税すること、第二土地の賣買價額に對して課税すること、第三特別賦課を爲すものと三點に集中したのである。千八百八十四年の住宅問題委員會は市街地附近に於ける建築敷地に適する土地に對し賣買價額の百分の四の地方税を課することを相當とすると報告した。蓋し土地所有者又は投機者流が土地を未建築の儘に置き故意に土地の供給を制限し土地價額の騰貴を促すからして未建築地に課税して土地の利用を促進し様とするのである。千八百九十二年の市街地不動産委員會は未建築地課税並土地と建物を分離し

て課税するの案を否決した。同委員會の少數意見は土地に對して賣買價額に依り建物に對するより高率の課税を爲すべしとするに在つたが、實行上支障ありとして否決したのである。千八百八十八年に設置した地方税委員會も土地賣買價額課税案を否定し千九百一年に其の報告書を公表した。此の間ロンドンカウンチー市會及グラスゴ市會は土地賣買價額課税を論議し、ロンドンカウンチー市會は千八百八十九年乃至千八百九十三年の報告書に常に改正意見を主張して居り、其の準備としてロンドンカウンチー内の土地の評價を開始した、グラスゴ市會も千八百九十一年及千八百九十五年に土地賣買價額課税を主張する報告書を公表してゐる。下院に於ても地方税問題として又は一般土地負擔の問題として屢々論議の題材となつた。千九百一年の地方税委員會報告書の少數意見に基き翌年市街地土地賣買價額課税法案の上程を見たが否決になつた。更に翌年提出された土地價額分別評價及課税法案も否決になつたが、其の可否決の差は僅かに十三名に過ぎなかつた。其の課税率は土地價額一磅に付一片即ち千分の四である。千九百四年にも千九百五年にも提案された。千九百五年の案は土地賃貸價額は土地の賣買價額の百分の四として計算する規定であつた。

六

千九百十六年以降下院の形勢は土地價額課税案を認める様になり、下院を通過した案も二三あつたか、貴族及地主議員の多數を占むる上院に於て否決された。爲に一般の輿論は沸騰し一層土地價額課税を強調する傾向となり、之が爲には上院を改革するの要ありと論ずる者あるに至つた。右の如き形勢に際し新に藏相となつたロイドジョージは親ら獨逸に於ける土地増價税の實施狀況を視察し千九百十九年度財政法案として養老年金案、癡疾保險案、災害及失職保險案職業紹介所案等の社會政策施設と共に土地課税案を包含し、自由黨の政綱として輿論を背景として上院に挑戦し遂に上院を屈服せしめて、財政法案に對する上院の權限を限縮して凱歌を擧げて土地課税改革を斷行したのである。従つて此の土地課税の改革は財政上の必要に出づると云ふよりも寧ろ主として社會政策的見地から斷行せられたと謂はれて居る。

七

千九百十九年度財政法の規定する土地課税は第一、土地増價税、第二、借地權消滅の際に於ける課税 Reversion Duty 第三、未建築地稅第四、鑛業權税の四種である。土地増價税は千九百十九年四月三十日の土地の原價額に對する増價額の二割を課税する。土地増價税は土地又は土地に關する利益を

賣却したるとき、十四年を超ゆる期間の賃貸を爲したるとき、死亡に因る土地所有權の移轉相續遺贈ありたるとき、及法人又は組合の所有する土地に付ては千九百十四年四月五日及其の後十五年目毎に課税する。土地の原價額は千九百十九年四月三十日の現在に於て評價する、現在の賣買價額は其の土地に付何等の負擔條件制限等の存せざる場合に於て賣主の得らるべき價額である。現在の賣買價額から左の費用を控除する、(一)建物其他工作物据付機械樹木果樹の類(二)下水整地廣告其他土地改良の爲要したる一切の費用(三)公共の用に供する廣場公園道路又は空地として附近の土地を提供することに因り其の土地の價額を増加したる場合に於ては其の部分の増價額等。

Reversion Duty は一種の土地増價税である。英國の土地賃貸借は普通九十九年間である。借地人は建物を建築し其他土地を改良し一切の危險を負擔し一切の租税を負擔する。而して借地期間の満了するときは土地は建物其他一切の改良工事と共に土地所有者に返還される。此の借地權消滅の際に於ける完全なる土地所有權回復の利益を一種の土地増價と見て課税するの趣旨である。課率は土地所有者が借地權消滅に因つて得たる一割である。

未建築地稅は未建築地の評價額一磅に付半片即ち千分の二を課する。

八

新課税の成績は極めて不良であつて各年度の収入は左の通り(邦貨換算)少額で言ふに足らない。

税目	千九百十年度	千九百十一年度	千九百十二年度	千九百十三年度	千九百十四年度
土地増價税	一、二七〇 <small>圓</small>	六一、二七〇 <small>圓</small>	一七〇、〇〇〇 <small>圓</small>	三一〇、〇〇〇 <small>圓</small>	四八三、一六〇 <small>圓</small>
借地権消滅税	二、五八〇	二二六、二〇〇	四八〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一九三、一三〇
未建築地税	二三、五一〇	二八九、四七〇	九八〇、〇〇〇	二、七五〇、〇〇〇	八六、五七〇

加之訴願訴訟續出し、土地評價及徴税費は収入額を超過するので遂に千九百二十年之を廢止することとなつた。尤も土地評價費の多額に上つたのは單に土地新課税の前提として爲すのではなく、土地全般の公正なる評價に依り土地收用の基礎價格とし、或は相續税賦課の際に於ける土地評價の材料として更に將來地方税課税法を改正して土地賣買價格を基礎とする場合に於ける材料とする、或は之を以て廣く經濟市場に於ける土地賣買土地擔保を簡便ならしむる目的もあるといふ。従つて土

地課税法の廢止を見たる後も全國に互る土地評價を繼續し、特に土地評價局なる特別機關を置きゲツデス委員會報告に基く行政整理にも廢止せられず着々全英國に付土地評價を續行してゐる。夫で單に土地評價事務費が土地新課税收入を超過することを以て失敗とするは不當であるが之を除外しても英國に於ける土地増價税は全然失敗である。従つて土地課税改正論者は地方税課税方法の改正に依つて目的を達せんとし尙熱心なる努力運動を續けてゐる。

九

獨逸に於ては千八百六十一年一般財産税を改め土地家屋及營業に對する課税制度を定めたのであるが、土地に對する課税方法は略我地租と同様で土地の平均純益を基礎として地價を定め爾來多年土地課税は定額負擔に硬化したのである。従つて土地課税收入は地方税收入中少部分を占めるに止まつた。即ち千八百八十九年主要都市の租税收入中土地課税收入の百分割合は左の通りで、都市に依り區々であるが概して一少部分を占むるに過ぎない。

アルトナ	四九、二〇	マインツ	一七、八一	フランクフルト	一五、一八	シユールハウゼン	八、四五
				アマオーデル			

スツットガルト	二八、五三	ライプチヒ	一八、五八	メルリン	一四、八四	ストラスブルグ	五、六六
ニュールンベルヒ	二一、八六	カッセル	一六、八〇	アウグスブルグ	一三、三一	メッツ	四、四四
カールスルーエ	二一、〇五	ウイースバーデン	一六、三四	ケールン	一一、六九	フランクフルト	〇
マンハイム	二〇、八八	ドレスデン	一六、一八	アレスラウ	一〇、一六	アムマイン	
ミュンヘン	二〇、五四	ダルムスタット	一五、二七	マゲデブルグ	八、九三		

一〇

千八百九十三年藏相ミケルの大英断に依る地方税制の改革は世界財政史上の偉観であるが、右改革に依つて地租營業税の地方委譲を断行したと傳へるのは誤りである。従前に於ても地方自治體は土地營業の課税権を有して居つたのである。千八百九十三年の市町村収入法は市町村に對し所得稅附加税の外所得に對する課税を禁じ、肉類穀類燃料等に對する消費税を禁止又は制限したる結果自然市町村は専ら土地家屋營業等の物的課税を主とするに至つたのである。土地に對しては建築線の

設定に依つて土地價額の昂騰した建築敷地に對しては其の他の不動産に比し高率なる課税を爲し得る旨の規定(第十四條)は土地増價税を豫想して居るものと謂はれて居る。一般土地課税の方法に付ては別に制限をしては居らないが同法施行後主要都市は漸次土地收益に對する課税を改めて土地の賣買價額に課税するに至つた。即ち千九百八年に於て人口七萬五千を越ゆる三十四都市中二十七都市は土地の賣買價額に對して課税する。殘餘の七都市中カッセル、フランクフルトアムマイン及ポゼンの三市は未建築地は賣買價額既建築地は賃貸價額に課税する。アルトナ、ハルレ及ハンノーバーの三市は依然賃貸價額課税を繼續して居るが、其の理由は此の三都市の實狀は何れにするも負擔は略同様となるから變化しないのであると云ふ。課率は賣買價額の百分の二乃至四である。土地課税の大勢が従前の收益課税主義から賣買價額課税主義に進んだことは土地増價税に近接して來たものだと學者は謂つて居る。

一一

土地所有權の移轉に對する課税は特に土地増價税と密接なる關係がある。人口一萬以上の都市二百六十六中之を實施しない所は僅かに十三に過ぎない。課税率は百分の一乃至二である。メルリン

市とケーニヒスベルヒ市は既建築地未建築地に依りて區別して居る。即ちベルリンでは既建築地百分の一、未建築地百分の二、ケーニヒスベルヒでは既建築地百分の二、未建築地百分の三の率としてゐる。以て未建築地に重課して投機賣買を抑制するの趣旨である。(我國の不動産取得税は十二年度に於て道府縣五百十二萬圓、市二百三十四萬圓道府縣税に對する市町村附加税は調査を缺くが通じて千萬圓を超ゆること疑を容れない。)

一一

普佛戰爭以後に於ける獨逸各都市の急激なる發達は各都市内外の土地價額の暴騰を促し其の勢英佛諸國に於けるものに比して格段なるものがあつた。到る處に經濟學者ロツシヤの所謂百姓長者 Millionbäueri が出來た。ワグナー其の他の學者の不勞所得課税論が盛になつて來た。一方土地改革協會社會政策學者の活動となつて輿論は不勞所得の課税を促して止まない。フランクフルトアマイン市の都市計畫斷行者として聲名隆々たる市長アデクスが同市の土地所有權移轉税中に土地増價に對する課税を包含せしめる法律案を議會に提出したのが千八百九十四年である。然るに議會は容易に之を認めず連年運動を繼續した末、十年を経て漸く千九百四年議會を通過した。千九百六年に

はエツセン、ドルトムント、グロスリヒテンフェルデー、バンクカウ、ワイセンゼー、千九百七年にはプレスラウヘッセンキール千九百八年にはハンブルグ千九百十年はベルリンが之に倣つて土地増價税を施行した。次で續々之に倣つて同税を施行する市町村は通じて六百五十二に上つた。然るに千九百十一年二月十一日帝國土地増價税法が公布せられ税制を統一し、其の收入の五割を國庫、一割を徵稅費に充つるため聯邦各國四割を市町村に交付し、尙從來土地増價税を課し來つた市町村は五年間従前通り課税を認め又將來に於て一定の範圍の附加税課税を認めることとした。然るに實施二年間の後千九百十三年一般的財産増價税を設置する爲帝國税たる土地増價税は之と重複するといふことを表面の理由とし、實は徵稅費の多額なること、或は、實質上地方税たるべしとする主張乃至紛議續出等に因つて帝國税としては之を廢し收入全部を市町村に歸屬せしむることとなつた。

一二

帝國土地増價税法は地方税土地増價税制として依然效力を存續して居るのであるから其の内容を研究する必要がある。同法に依れば獨逸國內に於て土地所有權の移轉ありたる場合に於て土地所有者の所爲に基づいて生じたる土地の増價額に對して課税する。増價額とは從前の購入價額と現在

の賣却價額の差額を云ふ。従前の購入價額に加算すべきものは第一、土地購入に要したる経費として當事者が特に證明したる場合を除くの外購入價額の百分の四第二建物の新築改築増築其他土地の永久的改良に要したる費用(但し其の改良の結果が現存することを要す、一時的の管理維持の爲にする改良を含まず)並右費用の百分の五、第三課税期間内に於て公共の利用並改良工事(街路其他交通施設運河等の工費)の爲支出したる費用又は負擔したる特別賦課(受益者負擔)並十五年を超えざる範圍に於て一年に付百分の四の利息、第四土地所有權の移轉ありたる後一年に付購入價額に對する二分五厘の利息(但し購入價額が一アール百馬克を超ゆるときは一アール百馬克を限度とす)第五現實の購入價額と第四に依り計算した利息を加算した額との差額に對し未建築地は二分、既建築地は一分五厘の利息等である。又現在の賣却價額から第一、賣主の負擔に歸する賣却に要する経費第二、賣主が其の土地の収益が購入價額の年三分に達しなかつたことを證明したときは年三分に達しない部分の總額を控除する。而して若し當事者間に土地増價税は買主に於て負擔する特約あるときは税額を賣却價格に加算するのである。實際の課税の順序を示せば次の通りである。

例之千八百九十三年に未建築地一〇、八〇〇アール(三十萬坪)を百萬馬克(五十萬圓)で購入し、四十萬馬克(二十萬圓)の建物を建築し、之を合せて千九百十三年一月一日二百六十萬馬克(百

三十萬圓)で賣却したとする。尙収益は年額平均五萬馬克(二萬五千圓)であるが千九百六年乃至千九百十年に三萬馬克(一萬五千圓)に過ぎなかつたと假定する。土地増價税は左の通算定するのである。

従前の購入額一、〇〇〇、〇〇〇馬克之を左の費用に加算す

(一) 購入價額の百分の四 四〇、〇〇〇馬克

(二) 建物建築費 四〇〇、〇〇〇馬克

百分の五の利息 二〇、〇〇〇馬克

(三) (改良工費の支出又は特別負擔なかりしものと假定す)

(四) 二十年間土地價額の二分五厘の利息即ち一萬八百アール、一アール百馬克の割を以て計算したる百八萬馬克に對する利息 五四〇、〇〇〇馬克

(五) 購入價額(一、〇〇〇、〇〇〇)購入経費(四〇、〇〇〇)及建物(四〇〇、〇〇〇)計一、四四〇、〇〇〇と前項の計算價額一、〇八〇、〇〇〇との差額三六〇、〇〇〇に對する二十年間一分五厘の利息 一〇八、〇〇〇馬克

計加算額 一、二〇八、〇〇〇馬克

購入入額總計

二、一〇八、〇〇〇馬克

現在の賣却價額

二、六〇〇、〇〇〇馬克

右の内より左の費用を控除

(一) 賣却經費

(二) 千九百六年乃至千九百十年五年間の收入減即ち百四十四萬馬克に對する三分四萬三千二百馬克より實收入三萬馬克差引一萬三千二百馬克

五年間分

六六、〇〇〇馬克

小計

七一、〇〇〇馬克

差引

二、五二九、〇〇〇馬克

購入價額總計

二、一〇八、〇〇〇馬克

差引増價(總購入價額の
一割九分九厘)

四二一、〇〇〇馬克

課稅率百分の十一

四六、三一〇馬克

二十年間毎年百分の一半を控除す(後述參照)

一三、八九三馬克

差引増價稅額

三三、四一七馬克

頗る手續は繁瑣であり而も實收入は僅少であるが、併し學者實際家の言ふ所に依れば計算上の手續が厄介であるに止まり、購入額賣却價額を當事者から申告せしめて手續を進めるので實施上何等困難はないと謂ふ。尤も訴願訴訟は相當數に上つたと言ふことである。稅率は増價額が購入價額に對する割合の如何に従ひ一割乃至三割の累進率である。購入後一年を超ゆる毎に増價稅額の百分の一を減じ、又土地の購入が千九百年一月一日以前である場合は千九百十一年一月一日迄一年に付右百分の一を百分の一半減ずる旨の規定がある。同法施行後に於ける土地所有權移轉であれば其の増價額は同法施行前であつても差支ない。即ち同法の遡及適用があるのであるが、土地の購入が千八百八十五年一月一日以前であつた場合に於ては同日の價額を以て購入價額とすることになつてゐる

一四

多少の非難紛議に拘らず獨逸に於ける土地増價稅の施行は最早動かすべからざる状態となつて居る。收入額の如何に拘らず社會政策的見地、公平正義の要求として稅制組織に缺ぐべからざるものになつたと謂つてよろしい。其の收入實績左の通である。

主要都市土地増價稅收入成績表 (單位馬克)

都 市 名	千九百四年	千九百五年	千九百六年	千九百七年	千九百八年	千九百九年
ドレスラウ	人口四十七萬			五、九四六	一九九、二六七	一七三、一五二
ケールン	人口四十二萬		二八七、一七六	三八五、二二三	六九、五三一	三〇三、〇一一
ドルトムンド	人口十七萬		七八、四九二	一五一、〇二七	二二、五四九	一五、五九六
エツセン	人口二十三萬		九〇、〇〇〇	一六四、二三五	一四、八〇三	四六七、四六一
フランクフルトアムマイン	人口三十三萬	二五、五五六	三三、〇〇五	六三、〇八四	二九五、五三三	九五、六六三
キール	人口十六萬			八三、八二六	一六七、七七七	一〇三、五三三
グロスリヒテンフェルデー	人口三萬		八、九〇〇	二九、四一六	三三、〇二〇	四六、一一五
リーゲニッツ	人口六萬			四八、七八七	四二、一三三	七三、七八五
マルスタットアルバッハ	人口四萬			一四、二〇〇	九、〇〇〇	

ミュールハイム	人口五萬			一、一〇五	一六、七六一	五、〇三三
パンカウ	人口三萬		二二、一六九	一四六、三七四	八五、三六〇	二六三、七四四
ライニケンドルフ	人口二萬			一三、四、三九	八二、五七七	九四、一〇〇
ワイゼンゼー	人口四萬		三六、九二〇	三三、〇〇〇	三九、〇〇〇	一〇八、九五三
ハンブルグ	人口八十七萬				一、〇〇〇、〇〇〇	

一五

膠州灣に於ける制度を以て土地増價課稅の淵源なりとする説は必ずしも誤では無いが未だ説いて詳かならぬ嫌がある。フランクフルト市長アデケスの提案は膠州灣の制度よりも古いが法律となつたのは膠州灣の制度より後である。膠州灣の土地政策は興味がある。政府は千八百九十八年帝國議會に建築敷地に充つる爲必要なる土地を支那人より買上ぐることを得べき法案を提出して協賛を得た。買上價額は極めて低廉である。之に依て青島市街の大部を買上げた。其の上で港灣其の他必要

なる經營施設を爲した上其の土地を公賣する。恰かも廣汎なる地帯收用を爲したと同様である。獨逸政府は當初の買上價額と後の公賣價額との差額を得て之を膠州灣經營費の財源とした。目的の如何を問はず公賣した土地の賃貸及賣却は獨逸政府の認可を要する。而して公賣した土地に對しては拂下價額の百分の六を課税し、尙拂下人が其の土地を賣却するときは其の純益即ち拂下價額と賣却價額との差額の三分の一を獨逸政廳に納付せしめた。(之を普通土地増價税と稱するのである)又二十五年間同一人の所有に屬するときには二十五年目に評價をして當初の拂下價額との差額の三分の一を納付せしめる。處が尙政府から拂下を受けながら土地を開發しないものがあるので、政廳は拂下後一定期間に開發しない土地は拂下價額の半額を以て政廳に買戻す規定を制定した。併し政廳に資金が無いので半額値段の買戻は殆ど實行しなかつた。千九百三年には未開發土地重課政策を採り未開發土地には特に拂下價額の百分の九を課することとし尙三年を経ても開發しないときは百分の十二とし、順次三年毎に遞増して拂下價額の百分の二十四に至らしめることとした。但し何時にても其の土地に建物を建築して開發するときは百分の六の普通課率に引下けることとして土地の開發を促進する政策を採つた。之が膠州灣に於ける土地政策の大綱である。土地増價徴收金収入は邦貨に換算して千九百三年度、二千二百五十七圓、千九百四年度二千九百四十九圓、千九百五年度、八

百三十四圓、千九百六年度、四千二百七圓、千九百七年度、六百二圓、千九百八年度零である。

附記

本調査は専ら Yetta Scheffel, The taxation of land value, に依る

三 地方公共團體所有資金統一運用案

一

地方公共事業の振興發達を圖るが爲には、之に要する資金供給の途を開く必要あり。之に關する従来の施設は未だ十分ならざるものあり。預金部低利資金の供給預金部資金の不足する場合に於ては一般歳計豫算に計上して貸出すの事例ありと雖、何れも特殊の事業災害復舊等の場合に限り、廣く一般地方公共事業資金の需要に付ては何等爲す所無し。内藏兩省が單に地方公共事業に付起債を掣肘抑制するの消極的監督機關たるに甘んじ、積極的に地方公共事業の助成促進を圖るの途を考慮せざるは適當に非ざるなり。

二

之を外國の事例に徴するに英國に於ては、多年重要なる地方公共事業に付ては、國に於て國債を發行して貸出資金を作り、保健省に於て起債を許可すると共に、之を公共事業債局に提議し、公共事業債委員は右貸出資金中より之を供給するの法規慣例を有す。

獨逸に於ては市町村貯蓄金庫は第一次に有力なる資金供給者たり、更に社會保險制度の普及に伴ひ各種社會保險の積立金は極めて豊富なる公共事業資金の淵源たり。外に各種不動産金融機關聯邦各國特殊銀行等より融通を受くるの途あるは言を俟たず、而も尙戰前に於て公共團體信用統一を策するものあり、公共團體金融の中樞機關として市町村銀行の設置を提唱するもの之なきに非ず、其の事はれずして止みたりと雖、千九百八年以降主要都市の間に任意的資金仲介機關を設けて金融の便宜を圖りたり(ステンゲル國家學行政法辭典スチリアゾムロ普魯西市町村組織法及行政法要書)大戰に因り激増したる莫大なる地方債善後策としての此の地方信用統一策は現に當局者の考究せる所なるが如し(アンシュッツ政治學要書)。

三

明治四十二年以來郵便貯金を地方公共事業資金に供給せられ、其の效果著大なるものあり、本來

地方零碎の資金より成る郵便貯金は性質上之を地方に供給するを相當とし、従つて低利資金地方供給額の増加に付ては出来る限り大藏當局者をして其の方策を講ぜしむべきものなりと雖、實際に於ては預金部資金は各種財政處置の淵源たるが故に、地方供給額は郵便貯金の一割前後に過ぎざるの現状を改めしむること難し。

近時簡易保險積立金の貸出あり、將來に於ける健康保險其の他の社會保險制度の施行と共に、此の種保險積立金は地方公共事業資金の有力なる淵源たるべきも、現在に於ては尙謂ふに足らず、焦眉の急務たる地方振興事業乃至都市計畫施設の遂行を要する資金供給の途を開くの必要あること疑なし。

四

然るに我國地方公共團體の所有する基本財産の積立金其の他の資金を見るに其の總額二億三千八百萬圓の巨額に上に拘らず、從來之が管理に付ては單に確實なる利殖の法を講ずるに止まり、更に進んで之を地方事業資金に活用するの工夫を講ぜず、當該公共團體は自己の事業費を要する場合に於て繰戻の方法を定めて運用を爲すことあるの外静岡縣有低利資金統一運用の事例、府縣より管

内市町村に貸出を爲すの事例（罹災救助基金教育資金等）あるに過ぎず、概ね之を國債其の他有價證券に換價管理し又は定期預金とするを見る、一方に於て地方公共事業資金の窮乏を痛感するに拘らず、他方に於て此の如く資金を死藏して恬然たるが如きは、地方當局者として洵に無策不見識なりと謂はざるべからず。

五

融通し得べき地方公共團體有資金の總額は別表の如く二億三千八百萬圓にして有價證券の形に於て管理するもの一億千五百萬圓預金貸付金保管金の形に於て管理するもの一億二千二百萬圓なり。其の利殖の割合は調査を缺くも五六分に過ぎざるべし、單に之を以て八分以上の高利地方債大正十年度末現在三千五百萬圓（三五、一五六、四一九圓）の低利借換を爲さしむるとするも地方財救上の利益少からざること明なり、更に進んで本案の如く統一運用の途を開かば地方公共事業の發達振興に資する所多大なるものあるべきは多言を要せざる所なり。

仍つて茲に日本勸業銀行を通して全國公共團體の資金を統一して運用するの實行案を具すること左の如し。

地方公共團體所有資金統一運用に關する訓令案

- 一、北海道府縣市町村水利組合其他公共團體の所有に屬する基本財産積立金其他資金は本則に依り統一運用を爲すこと。
- 二、資金の預入及貸出は日本勸業銀行をして之を爲さしむること。
（内務省は單に仲介を爲すに止まり、資金の預入及貸出は日本勸業銀行と當該公共團體との直接關係とすること、資金の預入及貸出は各地方に於ける日本勸業銀行支店又は代理店をして之を爲さしむること。）
- 三、資金の預入利率及貸出利率は内務大臣、日本勸業銀行總裁と協議して之を定むること、但し貸出利率と預入利率との差は五厘を超ゆることを得ざること。
（從來低利資金貸出の場合に於て日本勸業銀行に許與したる最低利鞘に依ること。）
- 四、本則に依る公共團體貸出殘額は日本勸業銀行に於て自由に運用し得ること、但し内務大臣の要求あるときは何時にても預入總額に達するまで公共團體に貸出を爲すの義務あること。
- 五、地方長官は管内公共團體の資金管理の權限を有するもの、同意を求め、本則に依る預入見込額を内務省に報告すること。

六、地方長官は管内公共團體の所有に屬する資金は出得る限り有價證券と爲さしめず本則に依り預入を爲さしむること現在有價證券として保管するものに付ては機を見て漸次現金とし本則に依る融通の途を開かしむること。

七、地方長官は毎月管内公共團體の資金日本勸業銀行預入額を内務省に報告すること。

八、資金の貸出を受けむとするものは起債許可又は必要なる手續を経たる後地方長官を經由し内務大臣の承認を受くること。内務大臣は日本勸業銀行に移牒して貸出を爲さしむること。

九、地方長官並地方當局者の關係する各種公益團體の基本財産其の他の資金に付ても成るべく日本勸業銀行へ預入せしむること。

一〇、内務省は資金の預入及貸出の各地方別狀況を毎年一回地方長官を通じて公共團體に周知せしむること。

備考

(一) 各公共團體資金の管理は地方長官市町村長等の執行機關の權限に屬し、統一運用の爲にする日本勸業銀行預入は従つて法規の制定議決機關の議決を必要とせず、従つて單に地方長官に對する訓令の形式を採り全國地方當局者をして資金統一運用の趣旨を諒解し協

同せしむるの任意施設とするを以て足る。

(二) 日本勸業銀行法に於ては同行より貸付を受けたる公共團體其の償還を怠りたる時は監督官廳に處分を請求し監督官廳は其の公共團體に償還を命ずべき旨の規定(第二十八條)存するが故に日本勸業銀行は本件仲介銀行たるに最も適當なると、同行は各地方の支店代理店に於て預入貸出を爲すの便宜多きを以て日本勸業銀行其の他の機關に比し適當なりと認めらる。

(三) 統一運用は毫も地方資金を中央に吸収するの趣旨に非ず、却て地方公共事業の振興を策せむとするものなり、従つて資金の預入貸付は日本勸業銀行支店代理店に於て取扱はしめ、地方の資金は先づ當該地方の需要に應ぜしむるを原則とす、地方資金を復興事業都市計畫事業資金に運用せしむる場合に於ても爲に地方の利益を阻害し地方事業資金を枯渴せしむるが如きことなき様注意するを要す。

第一表

地方公共團體有財産總額(大正十二年一月刊行地方局
地方財政概要に依る)

都市行政と地方自治

三七二

公共團體別	融通し得ざる財産價額	融通し得る財産(資金)	計	調査年次
道府縣	一四、三六、九九四	一三七、七九、七〇三	一五二、一六六、六九六	大正十一年十月一日現在
市	二、八七、八三八	六、一二、一八一	三、〇〇、〇一九	大正十年十月一日現在
郡	三四、三六、四三三	七、八九、五八八	四二、二六、〇二二	大正十年三月三十一日現在
町	二四七、一三、三八三	八六、九三、九〇一	三三四、〇七、二八四	同
村	三二、九八、六四七	三三、七三、七三三	五六、六三、〇八〇	上

備考

一、郡は廢止せられたるも郡有財産は府縣又は町村組合に引繼がれたるが故に其の儘計上したり。

二、融通し得ざる財産とは土地建物立木及其の他の財産を云ひ、融通し得る財産即ち資金とは有價證券預金貸付金又は保管金の形に於て存するものを云ふ。

第二表

地方公共團體有不融通財産種類別

公共團體	土地價額	立木價額	建物價額	其他財産價額	計
道府縣	七、四九、九三三	—	一三九、九〇〇	六、九〇、一八一	一四、五三、九四四
市	—	—	—	八、八一、五五五	二、八七、八三八
郡	二二、六六、七三三	—	六九、三二〇	—	二二、六六、七三三

町	市	村	計
三三、一四九、五三四	四九三、四二四	一、〇一三、三五四	七六、〇、〇八一
二〇三、一五〇、〇八三	一六、九九、〇七六	一一、九二、一六五	一五、一七、〇五六
二五、四三、五四三	一七、三六、四九三	一三、七三、七三九	三、七九、八八三
—	—	—	三三、七九、八八三
—	—	—	三三、七九、八八三

備考

一、道府縣郡有財産に立木なきに非ず調査様式に立木の欄を缺くが爲め計上し非ざるに過ぎず。

二、土地立木建物其他財産價額は調査洩れのもの頗る多く殊に収益財産と公用又は公共用財産との區別を明に爲し居らざるが爲本表は殆んど實用の價値なきものなり(例之公營電氣事業諸設備の如きは全然計上しあらざるが如し)但し他に依るべきものなきを以て姑く之に依る。

第三表

地方公共團體有融通財産即資金種類別

公共團體	有價證券		預金		現		金		穀物	計
	諸公債證券	諸株券	現金	貸付金	保管金	—	—			
道府縣	—	七、四〇、一五三	二〇、一〇、一六七	三、八〇、一三三	五、三三、七五九	—	—	—	—	一七、七九、七〇三
市	—	—	二、六八、四七六	—	—	—	—	—	—	二、六八、四七六
郡	—	—	二、五七、六七五	—	—	—	—	—	—	二、五七、六七五
計	—	—	二、〇九、六九三	—	—	—	—	—	—	二、〇九、六九三

町	村	計			
三六、七三三、〇〇三	一〇、〇六九、六三三	二五、六六一、九三三	四九、八七〇、〇三三	二六〇、一八四	八六、九三六、九〇一
			一三、六七一、五九六	二八〇、一八四	三三六、七三三、三三三

備考 一、道府縣郡有財産と市町村有財産と調査様式を異にする爲統一して細別することを
得ず

二、公共團體有財産を當該團體の經費に充つる場合に於ては罹災救助基金法の如く特
に貸出の規定あるものを除くの外起債の形式を採ることを要せず豫算式亦繰入金
として計上するを以て罹災救助基金以外に於ては財産の貸付金の觀念なき筋合な
りと雖本表の貸付金中には繰戻計畫ある財産の繰入費消を包含するが如し。

三、市町村基本財産の所謂現金とは用語甚不當なるも預金繰戻計畫ある費消繰入額及
保管金を包含す

獨逸に於ける公共團體信用統一施設事例

一、千九百八年ミュンヘンに開催したる獨逸都市會議に際しフランクフルト、カッセル、ウイスバ
ーデン三市の間に市有餘裕資金を以て相互に短期借入金に應ずるの契約を爲したるに淵源し翌千九
百九年には人口八萬以上の都市にして之に参加するもの二十二に上れり、千九百十一年ポリーゼンに

開催したる獨逸都市會議に於ては本件に付資金仲介所を設置し都市會議を構成する各都市は總て
之に参加すること並に長期借入金にも應ずることに決定したり。

二、資金仲介所の定款に依れば其の事務所は之をデュッセルドルフに置く、(其の後之をシャーロッツ
テンブルグに移す)人口八萬以上の都市は之に加入することを得資金借入の必要ある都市及資金
貸出の餘裕ある都市は其の金額期間等を仲介所に通知す、仲介所は之を綜合仲介し貸借關係は當
該都市相互間の直接關係とす。

三、資金仲介所の事業成績を見るに千九百十二年十月より千九百十三年十月迄に於て短期資金借入
申込百八件金額一億七百二十萬馬克に對し二千三百八十九萬馬克の供給を圖ることを得たり、餘
裕資金の通知三十三件金額三千五百九十萬馬克なり。千九百十年四月以降千九百十三年十月迄累
計短期借入申込二百五十六件金額二億五千四百八十馬克、之に對して供給を圖ることを得たる額
一億二千九百十萬馬克なり、餘裕資金の通知百三十八件金額一億三千七百五十萬馬克なり。

四 地方事業費の一融資方法

地方振興上緊要なる事業を經營するに先立つものは金であるが、政府低利資金の供給額を増加し

たいと云ふことは地方當局者多年の要望であり、毎度の會議にも力説せられ、例に依つて内務當局は大藏當局と交渉して居るのであるが、幾何まで増額し得るやは疑問であつて、多少の増額を爲し得たに似た所で、巨額の各地方の需要に及ばざること遠かるべきは逆睹するに難くはない。然るに卑見に依れば茲に極めて容易に巨額の資金を得るの途がある。未だ何人も之に言及しないは何の故か。

道府縣市町村其他全國公共團體の財産總額は六億一千萬圓である。内土地建物立木等の不動産約二億七千萬圓を差引いて殘額三億五千萬圓の巨額の資金は當然之を地方事業費資金に活用すべきである。然るに此の巨額の資金に付て從來各地方團體が自己の事業に必要な場合に自己の資金を運用することがあり、又予が先年開始實行した静岡縣有低利資金等の例のある外、廣く地方團體の事業に融資することはない。大部分は單に之を國債其他確實なる有價證券に換價保管するのであつて、之を死藏して居ると云つてよいのである。

地方團體有資金の國債所有高は予の推算に依れば一億五千萬圓に上る様であり、大いに内輪に見積つても一億圓を超へる。一體大藏省は地方事業費に低利資金を供給し、大いに債權者顔をして居り、地方當局者亦大いに之を徳として居る様であるが、預金部の地方債應募額は一億圓に過ぎない

差引勘定すれば貸は地方團體の側に在る譯である。

地方團體有資金の内政府の國債市價維持策の犠牲になつて、必ず國債を購入保管すべしとされて居るものは道府縣有小學校教員恩給基金であり、尙一定の限度は國債とせよとの規定あるものは道府縣有罹災救助基金である。其他の資金の運用方法は地方當局者の自由に爲し得る所である。

内務當局は宜しく全國地方を糾合して是等各種地方團體資金の所有國債其他の有價證券を賣却し、資金の必要ある公共團體の事業公債に應募せしむべきである。之に依つて地方事業資金の運轉資金たり得るもの差向き二億圓乃至二億五千萬圓であらうか。三億五千萬圓の地方團體有資金の統一運用方策を樹て地方振興に緊要なる各種事業を促進奨勵するが爲、第一着手として右の如く二億乃至二億五千萬圓を得れば予は幾らか爲し甲斐ある仕事が出来ようかと思ふ。地方官會議の論客が毫も其の點に觸れず、内務當局亦之を知らざるか如きは何の故か。地方當局者として吾人は中央財政の御相伴をして心にもない緊縮整理を爲すが如きは甚だ迷惑であり且つ不必要な事であると思ふ。都市經營施設中道路交通機關の整備の如き、自働車の躍進的普及に伴ふ地方道路の開鑿の如き尙入學難に苦しむ地方中等教育機關の擴張の如きは緊急差措き難い事業である。之を容易に斷行するの途は地方團體有資金の統一運用にあると思ふのであるが、内務當局は之を知らないのであるか

知つても尙爲す能はざるのであろうか。

五 地方事業資金論

内藏兩省の反省を促す

要目

事業と資金——地方公共事業は生産的である——東京地下鐵道の經營——地方事業の發達助成——内藏兩省の態度——英國保健省の態度に倣へ——千九百十九年度保健省年報の一節——千九百二十年年度保健省年報の一節——英蘭銀行總裁及地方債援助専門委員會の地方起債援助——一箇月内に詮議を了せざる起債は許可ありたるものと看做す規定の必要——國債ポイコット地方團體有資金を以て地方債に應募するの施設——英國公共事業債局の事績——十三億三千餘萬圓の地方事業資金供給

今日何事をなすにも先立つものは資金である。都市計畫事業と謂はず農村振興事業と謂はず時代の要求に應じて緊要なる地方公共の施設を遂行するには資金の問題が根本的であることは言を要しない。然るに或は漫然地方財政の緊縮整理を唱へ地方起債を抑壓せんとするが如きは誠に心無い事

である。國債の募集が民間資金に壓迫を加へるので國債發行の打切を爲したからとて地方債を途連れとするは理由の無いことである。平素に於ては國債政策の爲に地方起債を目的とし、國債の競争者として不當に之を制限して置いて、一期國債打切を要する様になると罪の無い地方自治體に迄非募債主義を強ゆる。地方債をして遂に我財界に地歩を占める邊無からしめるは勿論、地方公共事業を萎靡不振に陥らしめる。論より證據震災前に於て萬人異論なき東京の不満足なる状態に對し、後藤子の如きですら在職二年間何等緊要なる都市施設に着手するを得ないではないか。地方行政を現在の如く推移せしむるに於ては、地方公共の利福の増進は殆ど期待し難いと謂つても過言であるまら。

蓋地方起債の中には國債と同様一般行政費の爲にする所謂不生産的用途に充てられるものもあるが、主要部分は事業資金である。交通運輸の施設産業振興の事業の如きは之に依つて生産増加の効果を擧げ得るのである。國債發行を抑制し民間企業資金を涵養するの理由は同様に公共團體の生産的資金の調達に援助すべきが當然である。地方行政の主務當局者が徒らに大藏當局に追隨して叨りに地方公共事業の打切整理地方起債の制限を爲さんとするが如きは甚だ當を得ない事である。夫の耕地整理組合が經營する土木事業であれば之に關する起債は殆ど無制限に許可せられる。然る

に市町村の施設する土木事業起債は容易に許可せられ無いが如きは不條理も甚しい事である。

例へば東京の地下鐵道經營の如きも、市内交通の現状は地下鐵道の敷設に依るの外混雜を救治するの途は無い民間事業として爲さしめると市營でするとは便宜の事である。單に企業特許を得る次に止まらず眞面目に工事に着手するのであれば民間會社に敷設せしめて可なりである。併し營利會社が採算上又は資金の都合上之に躊躇逡巡するならば東京市が自ら之に當ることは當然である。歐米大都市の實驗は東京地下鐵道事業が冒險的で無い事を十分に證明して居る。數年十數年に互るべき工事である。交通量増加の趨勢に鑑みて、今日から着手すべきであるとすれば、市當局も政府當局も速に一大決心を爲すべきではあるまいか。而して此の如き事業を助成するの途は一に適當なる資金を供給するに在る。

國家の健全なる發達は専ら地方自治體の活動に待つことを要する。時代の要求に應じ緊要なる地方公共の施設を講ぜしめて國本を培養し民人の利福を増進するの途は、地方公共團體自身の資金を得て、地方公共團體の計算負擔に於て各地方に緊要なる事業を遂行せしめることに存する。先年來余が地方事業資金に充てる爲全國公共團體の所有する資金を統一運用すべしと主張するのは此の立場からするのである。

此の點に關して英國保健省の地方起債に對する遣り方の如きは、正に我當局者が探つて以て範とすべきであると思ふ。單に屁理窟を並べて地方事業の進捗を阻害し、地方起債を抑止するを以て能事終れるかの如き觀ある我主務官廳の態度の如きは我地方行政の爲に功罪相償ふや否や頗る疑はしいものがある。茲に英國保健省年報から地方債に關する一二項を抜抄して主務當局者の參考に供する。

一體英國保健省の地方自治體に對する態度は、其の前身たる地方政務院の時代から引續いて監督事項は増加して來たが、水野博士の語を藉りれば英國の遺風たる地方自治の主義は少しも破壊しない。中央官廳の命令的監督を爲すが如きことは殆んど無く、單に指導誘掖に過ぎないのである。從つて地方行政に關して精確にして且信用し得べき助言を得んと欲せばホワイトホールに行けと稱せられて居る。(自治の精髓)、保健省が地方起債に對し如何に積極的に援助し便宜を圖つて居るかを窺へば、我内藏兩省の地方起債に對する態度乃至一般地方行政の監督とは雲泥の相違があることを發見するであらう。

千九百十九年度の報告書に曰ふ、「本年度初に於ける未曾有の金融梗塞は自治體の事業たると民間事業たると問はず、資金の募集に非常なる困難を來した。爲に地方債公募に對し何等かの手段方法

を講ずるの必要なること明になつた。恰かも其の際に當りエセツクス、ケント及ミツドルセツクス三縣に於て千九百九年住宅法に基き縣の被備者に對する住宅供給を目的とする公益團體に資金を供給する爲縣債公募の計畫があつて、千八百八十八年地方行政法第七十條に基く地方政務院令に従ひ保健省に起債許可の申請を爲して來た。仍つて英蘭銀行（我日本銀行に當る）總裁の援助を得て三縣の縣債には同一の起債趣旨書及發行條件を作り同時に發行する様協定を遂げて、各縣共に千九百二十年五月二十二日六分利附縣債を發行したのである。此の間保健省は金融市場の現状に照して地方當局者が如何なる時期如何なる條件を以て地方債を公募すべきやに關し困難なる立場に在る點に付大藏大臣と商議を疑した。其結果大藏大臣はハアリーゴツシエン卿を委員長とする少數の専門委員を任命し、本問題就中其の住宅供給の財政關係に付援助せしめることとし、府縣及都市當局者に對し右委員會を設置したので起債の計畫ある場合に於ては成るべく速に保健省に報告すべき旨通牒する所があつた。爾後地方當局者は起債に關し右委員會の助言を利用することとなつた。カーデフ、クロイドン及ブラッドは六月十日、コーヴェントリー、リンカイン、ミツドルスボロー及サウスシールズは七月十九日に各協同して協定條項に依る公債を公募した。二件共に六分利であるが任意償還及強制償還の期日に付ては差異がある。其の他の地方自治體の間にも協同公債公募の議が進行

中のももある。」

千九百二十年度の報告書に曰ふ「英蘭銀行並ゴツシエン卿を委員長とする専門委員會の援助を受け府縣債及都市債の發行に關する協調は本年度に於ても繼續し、地方當局者は成るべく同一條件を以て公募するの方針を採つた。此の協定の下に前年度報告書に記載したるエツセツクスセント及ミツドルスセツクス縣の公債の外左の通發行した。

種別	自治體	發行券面額(邦貨換算)
六分利發行價額九十五圓五十錢	ブラッドフォード	二〇、〇〇〇、〇〇〇
第一回發行	カーデフ	一五、〇〇〇、〇〇〇
	クロイドン	一〇、〇〇〇、〇〇〇
同上		
第二回發行	シチーオブロンドン	三五、〇〇〇、〇〇〇
同上	コーヴェントリー	一〇、〇〇〇、〇〇〇
第三回發行	リンカイン	七、五〇〇、〇〇〇
	ミツドルスボロー	一二、五〇〇、〇〇〇